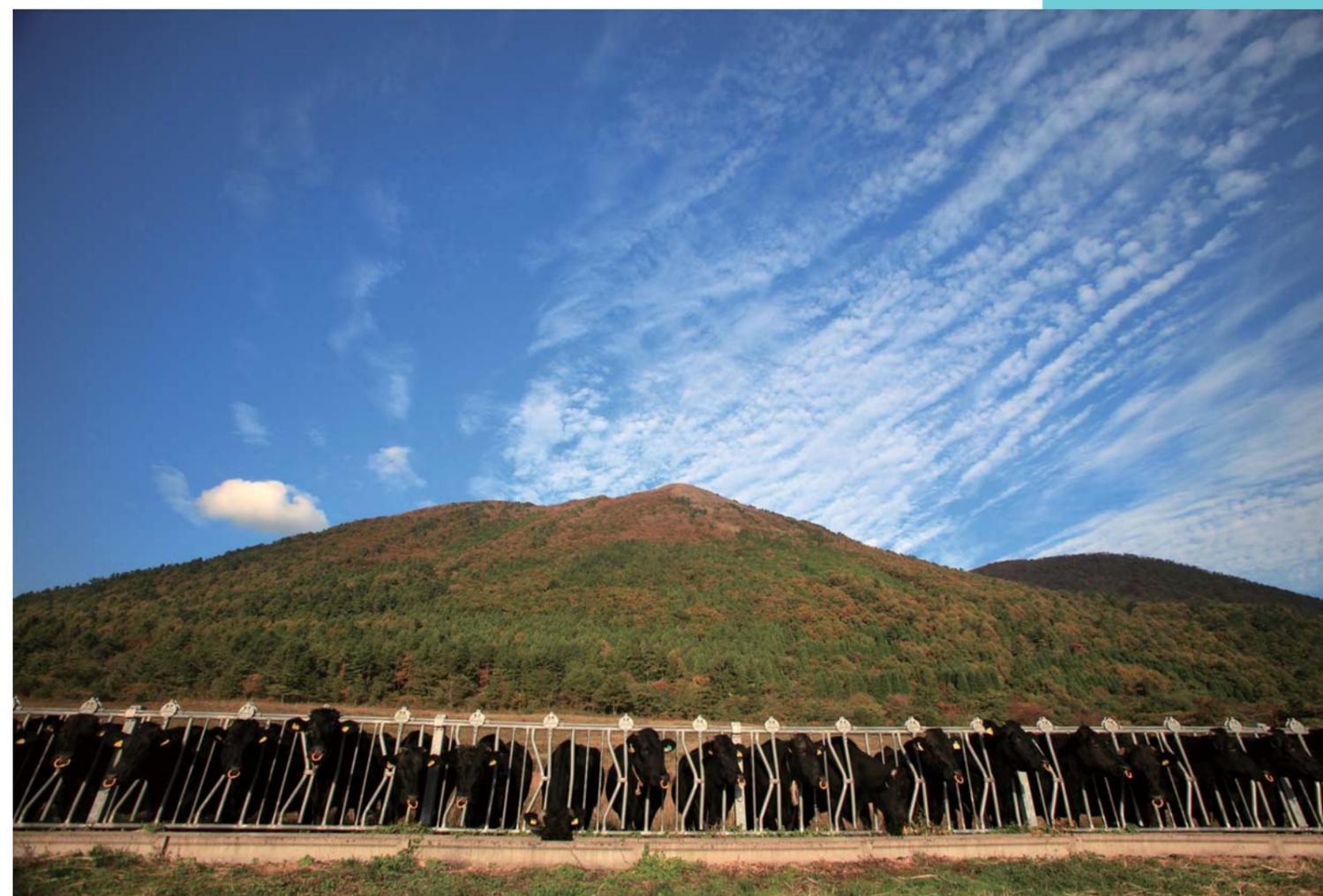


## 大田市総合計画後期計画

(平成24年度～平成28年度)

～ 自然・歴史・ひとが光り輝く  
だれもが住みよい 県央の中核都市 ～



神話のふるさと三瓶山フォトコンテスト 最優秀賞：晩秋

大田市総合計画後期計画の策定経過や詳しい内容は市ホームページに掲載しています。

■お問合せ先 大田市総務部政策企画課 〒694-0064 大田市大田町大田口1111  
電話 0854-82-1600(代表) FAX 0854-82-8944  
E-mail o-seisaku@iwamigin.jp 市HP <http://www.city.ohda.lg.jp/>

島根県大田市

## はじめに



平成19年度から平成28年度までの10年間における大田市のまちづくりの“羅針盤”となる「大田市総合計画」を平成18年12月に策定し、これまでさまざまな施策を展開してきました。

この間、産業振興ビジョンに基づく産業の活性化、次世代育成支援行動計画を踏まえた子育て支援、更には、情報通信網・道路・公共下水道などの生活・産業インフラの整備、石見銀山遺跡の保存・整備、学校再編や校舎等の改修・耐震化対策、教育環境の整備・充実など、それぞれの施策において、一定の成果が得られたものと考えております。

一方で、大田市立病院を核とする地域医療の向上、若者定住や雇用の場の確保など、なおいっそうの取り組みを要する課題や、東日本大震災を教訓とする防災対策の充実・強化など、新たな課題も生じています。

これらの課題解決に向けて、このたび平成24年度から後期5カ年の「大田市総合計画」を策定いたしました。

後期5カ年においては、「大田市総合計画」の基本構想に基づき、当市の将来像を実現していくための「魅力」、「活力」、「協力」の3つの力を有機的に連携させ、豊かな地域資源を最大限に活かしながら「まちづくり」を目指すことを基本とする中で、財政健全化との整合性を保つこととしております。

また、産業振興ビジョンに基づいた地場産業の強化や企業誘致、新しい産業おこしなどの取り組みをいっそう充実・強化して「産業活力漲るおおだの実現」、そして、市民が健康で、安心して、地域でいきいきと暮らせるよう、地域医療を確保し、東日本大震災を教訓とした消防・防災対策をはじめとしたあらゆる危機事案に迅速に対応できる体制を整備して「安全・安心おおだの実現」を、今後5年間、重点的・集中的に取り組むこととしました。

更に、教育、福祉、環境、基盤整備等の各分野における諸施策を着実に推進し、当市の未来を切り拓き、発展に向けて、力強く前進していくためにも、徹底した行財政改革を進めるとともに、後期5カ年の「大田市総合計画」の着実な推進に向けて全力を挙げて取り組み、「**自然・歴史・ひとが光り輝く だれもが住みよい 県央の中核都市**」の実現を目指してまいりますので、市民の皆様方には、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、大田市地域審議会並びに市議会の皆様へ心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

大田市長

竹腰創一

### 市のシンボル



花：れんげつつじ



木：うめ



魚：ひらめ

# 目 次

## I 序 論

### 第1章 後期計画の策定にあたって

- (1) 後期計画の策定の趣旨 . . . . . 3
- (2) 後期計画の性格と構成 . . . . . 3
- (3) 「市民満足度調査」の概要 . . . . . 4

### 第2章 大田市の概況

- (1) 自然・地理的概況 . . . . . 7
- (2) 歴史的概況 . . . . . 7
- (3) 社会的概況 . . . . . 7
- (4) 人口の推移と動向 . . . . . 8
- (5) 産業の推移と動向 . . . . . 10
- (6) 行財政の状況 . . . . . 13

## II まちづくりの方向性

### 第1章 まちづくりの方向性

- (1) まちづくりの方向性 . . . . . 17
- (2) 後期計画における重点施策 . . . . . 18
- (3) 施策の体系 . . . . . 20

## III 後期基本計画

### 第1章 地域資源のネットワークによる活発な産業づくり

- 1-1 「誇れる」大田ブランドづくりの推進 . . . . . 25
- 1-2 地域一体での「もてなし」の充実による産業の振興 . . . . . 31
- 1-3 核となる技術や資源を「活かした」新産業創出と産業集積 . . . . . 35
- 1-4 地域や環境にやさしく未来へ「つなげる」産業の推進 . . . . . 38
- 1-5 戦略的な企業誘致活動の推進と「攻める」体制の強化 . . . . . 47
- 1-6 次世代を「担う」人材育成の推進 . . . . . 50

<b>第2章</b>	<b>だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる生活づくり</b>	
2-1	子どもを健やかに産み育てることができる環境づくり	55
2-2	生涯を通じた健康づくりの推進と地域医療の充実・確保	59
2-3	だれもが支え合い安心して暮らせる社会の実現	65
2-4	人権を尊重するまちづくりの推進	71
<b>第3章</b>	<b>県央の中核都市にふさわしい、快適な基盤づくり</b>	
3-1	総合的な土地利用の促進	77
3-2	快適な都市環境の形成	80
3-3	人・物の交流を支える道路ネットワークの形成	89
3-4	暮らしを支える生活交通の確保	96
3-5	生活の質を高める情報通信網の整備・活用	98
3-6	安全な生活の確保	101
<b>第4章</b>	<b>石見銀山をはじめとする歴史文化を生かした創造的な人づくり</b>	
4-1	世界に誇る石見銀山遺跡の保全と貴重な歴史・地域文化の振興	109
4-2	豊かな心を育む学校教育の推進	113
4-3	いつでも学べる生涯学習社会の実現	118
4-4	生涯にわたるスポーツライフの実現	120
4-5	地域特性を活かした地域間交流の推進	123
<b>第5章</b>	<b>自然との共生や循環型社会を目指す生活環境づくり</b>	
5-1	自然と共生したまちづくりの推進	129
5-2	廃棄物等の処理と再資源化の促進による循環型社会の構築	132
5-3	飲料水の安定的な確保と供給	136
<b>第6章</b>	<b>参画と協働によるまちづくり</b>	
6-1	協働によるまちづくり	143
6-2	地域サポート体制の充実	146
6-3	効率的な行財政運営と改革の推進	148

## **IV 付録・資料**

1-	大田市総合計画策定委員会	153
2-	統計関係資料	154
3-	用語解説（あいうえお順）	157

※なお、本文中の網掛けの用語については、巻末に「用語解説」を記載している。



# I 序 論



## 第1章 後期計画の策定にあたって

---

### (1) 後期計画の策定の趣旨

平成17年10月に、大田市、温泉津町、仁摩町の1市2町が合併して誕生した新「大田市」における一体的なまちづくりを推進するとともに、これからの大田市を展望し、進むべき方向と行政施策を明らかにすることを目的として、「地方自治法」第2条第4項（策定当時）の規定に基づき、その指針となる長期的な計画『大田市総合計画（以下「総合計画」という。）』を平成18年12月に策定した。

「総合計画」は、市町の合併協議の中で取りまとめられた新市建設計画である『新生「大田市」まちづくり推進計画』をマスタープランとして位置付けており、新市の建設を総合的かつ効果的に推進する中で、大田市の持つ地域特性や貴重な資源を、市民自らの知恵や力を有効に活用しながら、市勢のいっそうの発展と、市民生活の向上を目指して策定されたものである。

このたび策定する「後期計画」は、平成19年度から5カ年の「前期計画」が平成23年度において終了することから、平成24年度から平成28年度までの5カ年の計画を策定するものである。

### (2) 後期計画の性格と構成

「総合計画」においては、大田市の目指すべき将来像を『**自然・歴史・ひとが光り輝く だれもが住みよい 県央の中核都市**』として掲げ、これを実現していくための基本的な施策を定めており、新しい時代にふさわしいまちづくりを、総合的かつ計画的に推進するための指針として明らかにし、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成している。

#### ①基本構想

当市の将来像とその実現を図るために必要な基本方策等を示し、これを実現するための主要施策の大綱を掲げ、平成28年度を目標年次とした10年間の市勢振興の基本的方向を明らかにしたものであり、「後期計画」においても同様としている。

#### ②基本計画（後期計画）

「基本構想」を具現化するために必要な各施策の考え方を、体系的に示すもので、「前期計画（H19～H23）」及び「後期計画（H24～H28）」に分けて、それぞれ5カ年間の各分野における現状と課題、施策の展開方法について定めており、後期「実施計画」の基本方針となるものである。

#### ③実施計画（後期計画）

「基本計画」の実効性を、財政的に裏付ける計画として「前期計画」及び「後期

計画」それぞれ 5 年にわたる具体的な事業計画を定めたもので、「後期計画」において毎年度ローリング方式により見直しを行い、年度毎の予算編成の指針とするものである。

### (3) 「市民満足度調査」の概要

「後期計画」を策定するにあたり、市民のみなさまの生活実態や生活環境に関する意識、当市の施策の満足度や重要度、今後の取り組みや市政に対する要望などの市民ニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするために、平成 23 年 4 月から 5 月にかけて満 18 歳以上の市民 2,000 人を対象として「市民満足度調査」を実施した。

「市民満足度調査」での主な結果は次のとおりであった。

1) 大田市へ今後も住みたいかどうか。

上位の結果

- ①ずっと住みたい 57.8%
- ②わからない 14.4%
- ③当分の間住みたい 14.1%

2) 生活するうえで困っていることについて（複数回答あり）。

上位の結果

- ①自分の病気や老後のこと 60.3%
- ②家族の健康や生活上の問題 41.4%
- ③バスなどの交通手段が不便 22.8%

3) 市政運営への関心について。

上位の結果

- ①どちらかといえば関心がある 35.8%
- ②関心がある 29.8%
- ③どちらかといえば関心がない 21.3%

4) 今後の当市が取り組むべき重要な施策について（複数回答あり）。

上位の結果

- ①医療の充実 57.0%
- ②雇用の場の確保 43.9%
- ③若者などの定住対策 38.1%

5) 満足度と重要度の相関について。

「総合計画」に位置付けられた中項目の 27 施策において、

- ・施策に対する当市の取り組み結果に対し、施策が効果的に行われ、充分と感じているか（満足度）。
- ・施策に対する当市の取り組みがどのくらい重要であると考えているか（重要度）。

の 2 点にわたり、各回答者が 5 段階で評価したものを集計したところ、その結果からは、次のような傾向が伺えた。

#### ①施策の満足度に関する評価

満足度が高いと評価する施策は、「飲料水対策」、「山村留学・国内外交流」、「生涯学習」の各施策で、年代や性別、地区別を問わず上位に挙げられている。

これは、市民生活との関わりが深い分野や当市の貴重な自然や歴史を生かした地域間交流、公民館を中心とした生涯学習の推進や、図書館の利用促進の取り組みに対して高い評価にあることが伺える。

一方、満足度が低いと評価する施策は、「健康づくり・地域医療」、「企業誘致」、「人材育成」が挙げられている。

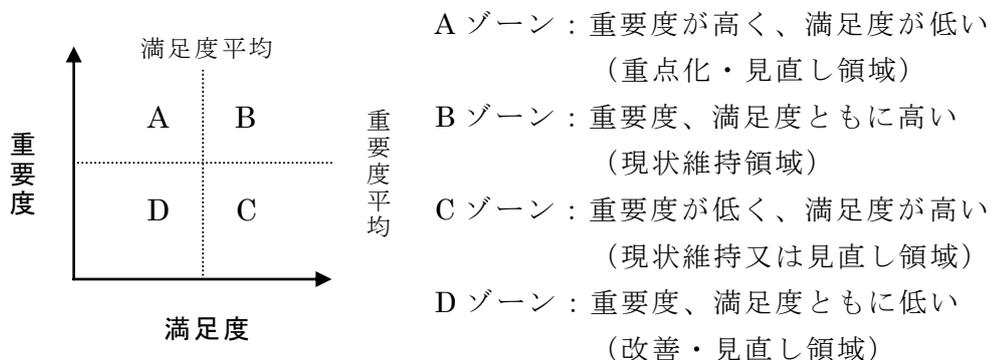
## ②施策の重要度に関する評価

次に、重要度が高いと評価する施策は、「健康づくり・地域医療」、「人材育成」、「消防・防災・防犯」が上位へ挙げられており、これは、市民生活に直接関わる医療関係や若者定住に関する人材の育成、「東日本大震災」を踏まえての消防・防災の充実を求める傾向であることが伺える。

一方、重要度が低いと評価する施策は、「山村留学・国内外交流」、「生涯スポーツ」、「情報通信」が挙げられている。

## ③満足度と重要度の相関関係

満足度と重要度、それぞれの加重平均値を基に、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、「総合計画」に位置付けられた中項目の 27 施策について示したものが「相関図」であり、縦軸・横軸の平均線で区切られた領域にある施策の位置づけは、一般的に次のような傾向として分類される。



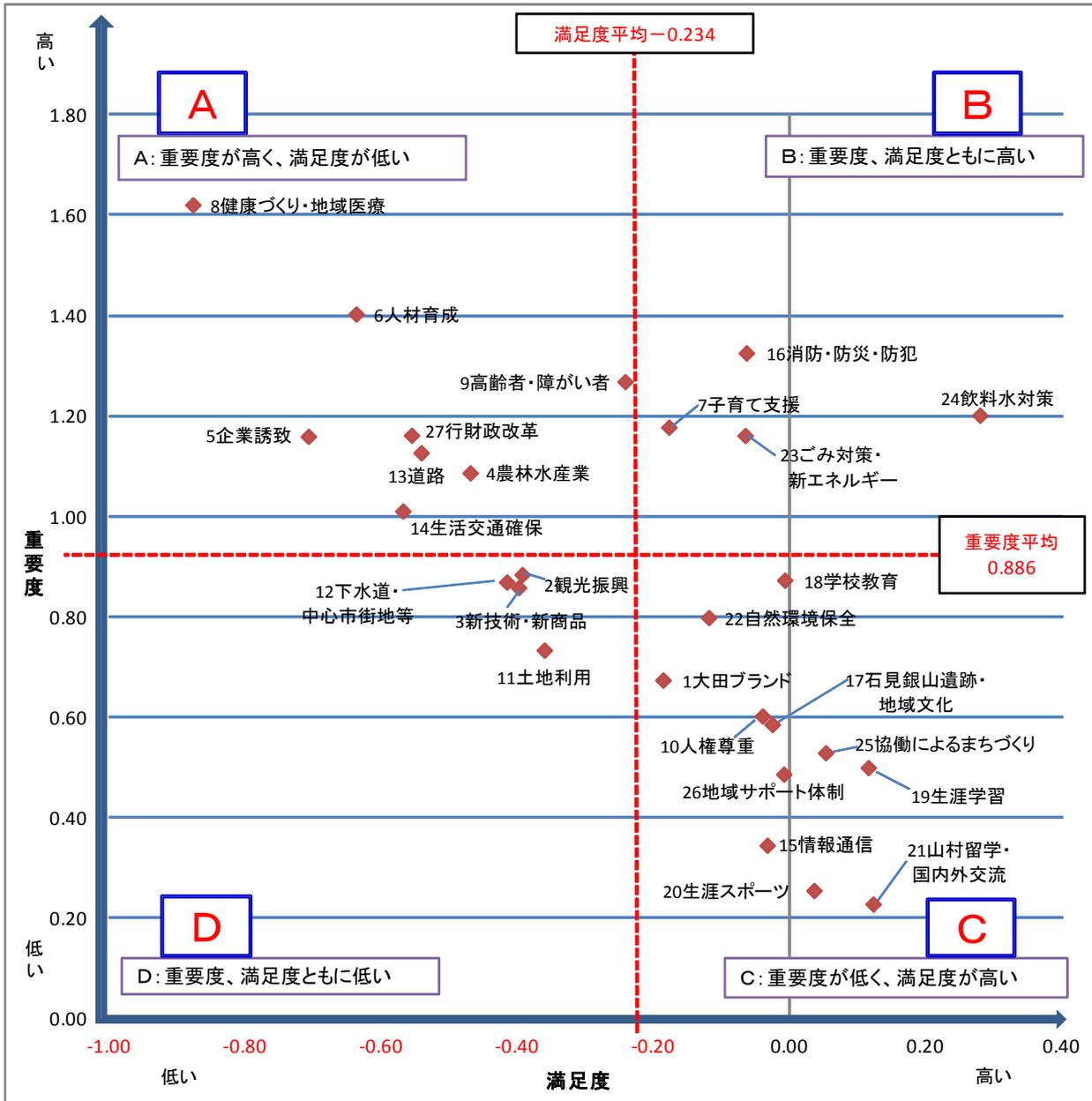
当市の満足度と重要度の「相関図」については、次のとおりである。

「総合計画」中項目の 27 施策に関する満足度と重要度の相関図

【評価点の算出式】

満足度評価点 = (「満足」×2点+「やや満足」×1点+「やや不満」×-1点+「不満」×-2点) ÷ (回答者件数-無回答件数)

重要度評価点 = (「重要」×2点+「やや重要」×1点+「あまり重要でない」×-1点+「重要ではない」×-2点) ÷ (回答者件数-無回答件数)



- |             |               |            |
|-------------|---------------|------------|
| 1～6：産業振興    | 7～10：保健・医療・福祉 | 11～16：基盤整備 |
| 17～21：教育・文化 | 22～24：生活環境    | 25～27：行財政  |

なお、上記のそれぞれの領域に該当した施策の満足度や重要度の高低については、あくまで施策全体の平均と比較して相対的に満足度や重要度が高い、あるいは低いということの意味している。

## 第2章 大田市の概況

---

### (1) 自然・地理的概況

当市は、島根県のほぼ中央部に位置し、東は出雲市、西は江津市、南は飯南町・美郷町・川本町に接し、北部は日本海に面している。

総面積は 436.12 k m<sup>2</sup> (県内 6 番目) で、北東から南西に伸びる海岸線は 46 k m におよび、平坦部から山間部へと奥深い行政区域を有している。市の南東部には標高 1,126m の大山隠岐国立公園に属する国立公園三瓶山 (以下「三瓶山」という。)、南西には標高 808m の大江高山があり、これらを主峰とする連山に囲まれた山間傾斜地が多く複雑な地形を呈している。

河川は、三瓶川及び静間川のいずれも流路延長が長く、山間地を縫うように流れており、この流域に耕地が開け、市街地が形成されている。

気候は、日本海型気候に属し、比較的温暖ではあるが、山間地域と平坦地域ではかなりの温度差がある。

また、地質的には白山火山帯に属することから、当市は数多くの温泉に恵まれている。

### (2) 歴史的概況

当市は、出雲地域と石見地域の境界に位置しており、双方の文化の中継点として、更には、鎌倉時代末期に発見されたといわれる石見銀山を中心に発展し、戦国時代から江戸時代はじめにかけては、日本経済のみならず世界経済にも大きな影響をもたらした地域として栄えてきた。

### (3) 社会的概況

当市を地勢的に分類すると海岸部、市街地部、山間部に大別することができるが、その大半は中山間地域である。市内にある大小 500 余りの集落も、市の中心市街地を除き、大部分が中山間地域に散在しており、高齢化の進行が著しく集落機能の低下が懸念される集落も多く見られる。

道路網については、国道 9 号が海岸沿いを東西に J R 山陰本線と並進し、国道 375 号は南北に走っており、これら国道を結ぶ肋骨路線として、主要地方道・一般県道及び広域農道が通じ、市道と結ばれている。

山陰道の整備については、平成 16 年度において「仁摩温泉津道路」が着工され、平成 26 年度には供用開始の予定である。また、「出雲仁摩道路」については、平成 18 年に都市計画決定がなされ、現在、「出雲湖陵間・多伎朝山間・朝山大田間・静間仁摩間」において事業着手がなされている。

地域医療については、大田市と邑智郡を含めた県央地域である二次医療圏の中核病

院として、平成 11 年 2 月 1 日に国から移譲を受けた大田市立病院（以下「市立病院」という。）があるが、国の医療制度改革や新臨床研修制度等の影響を受け、常勤医師数が年々減少し続け、救急指定病院の告示を取り下げざるを得ない事態となるなど、診療機能が急速に低下している状況にある。このような状況の中、地域医療の確保に向けたさまざまな取り組みを行っている。

#### （４）人口の推移と動向

当市の人口は、昭和 35 年の国勢調査では 66,021 人であったが、その後、国の高度経済成長に併せ、都市部への労働力供給をその原因として、若者を中心とした人口の流出減少が続き、平成 22 年国勢調査において 37,996 人となるに至った。

特に、昭和 35 年から昭和 45 年にかけての人口減少は著しく、この 10 年間で 14,546 人（減少率 22.0%）も減少している。

しかし、昭和 50 年を境に若年層の市内定住と U ターン の増加及び平均寿命の伸長により、微減ないし横ばい傾向に転じたものの、昭和 60 年以降現在に至るまでは再び減少となっている。

ここ最近の人口推移は、平成 18 年と平成 23 年（いずれも 3 月 31 日現在）の住民基本台帳人口で比較すると、5 年間で 2,441 人（減少率 5.92%）の減少となっている。

人口全体に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 22 年国勢調査において全国平均が 23.0%、島根県平均 29.1%であるのに対し、当市は 34.6%と高く、また、平成 23 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口では、高齢者の割合が 33.8%となるなど、人口構成も不安定な状況であり、今後においても、人口の減少傾向・高齢化が続くものと予想される。

これまでも、人口定住対策と高齢化対策は、市行政において全ての施策に反映させる最重点課題と位置付け、総合的に取り組んできたところであるが、人口の減少は地域の自立と活力を阻害する最大の要因であることから、今後においても、若者の働く場の確保対策や、人口減少の著しい地域のコミュニティ対策、定住を促進するための施策の展開を推し進めていく必要がある。

## ● 人口及び世帯数の推移

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	66,021 人	58,564 人	△ 11.3 %	51,475 人	△ 12.1 %	49,433 人	△ 4.0 %	49,570 人	0.3 %	49,277 人	△ 0.6 %	
0歳～14歳	21,709 人	16,077 人	△ 25.9 %	12,077 人	△ 24.9 %	10,247 人	△ 15.2 %	9,694 人	△ 5.4 %	9,382 人	△ 3.2 %	
15歳～64歳	37,898 人	35,672 人	△ 5.9 %	32,160 人	△ 9.8 %	31,177 人	△ 3.1 %	31,008 人	△ 0.5 %	30,310 人	△ 2.3 %	
うち15歳～29歳(a)	11,891 人	10,073 人	△ 15.3 %	8,259 人	△ 18.0 %	8,229 人	△ 0.4 %	7,523 人	△ 8.6 %	6,878 人	△ 8.6 %	
65歳以上(b)	6,414 人	6,815 人	6.3 %	7,238 人	6.2 %	8,009 人	10.7 %	8,868 人	10.7 %	9,585 人	8.1 %	
年齢不詳	0 人	0 人	- %	0 人	- %	0 人	- %	0 人	- %	0 人	- %	
(a)／総数若年者比率	18.0 %	17.2 %	-	16.0 %	-	16.6 %	-	15.2 %	-	14.0 %	-	
(b)／総数高齢者比率	9.7 %	11.6 %	-	14.1 %	-	16.2 %	-	17.9 %	-	19.5 %	-	
世帯数	15,889 世帯	15,387 世帯	△ 3.2 %	14,900 世帯	△ 3.2 %	14,923 世帯	0.2 %	15,258 世帯	2.2 %	15,368 世帯	0.7 %	

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率								
総 数	47,291 人	△ 4.0 %	44,953 人	△ 4.9 %	42,573 人	△ 5.3 %	40,703 人	△ 4.4 %	37,996 人	△ 6.7 %
0歳～14歳	8,322 人	△ 11.3 %	7,138 人	△ 14.2 %	5,848 人	△ 18.1 %	5,009 人	△ 14.3 %	4,372 人	△ 12.7 %
15歳～64歳	28,120 人	△ 7.2 %	25,595 人	△ 9.0 %	23,487 人	△ 8.2 %	22,337 人	△ 4.9 %	20,456 人	△ 8.4 %
うち15歳～29歳(a)	6,101 人	△ 11.3 %	5,637 人	△ 7.6 %	5,413 人	△ 4.0 %	5,058 人	△ 6.6 %	4,116 人	△ 18.6 %
65歳以上(b)	10,824 人	12.9 %	12,220 人	12.9 %	13,238 人	8.3 %	13,357 人	0.9 %	13,162 人	△ 1.5 %
年齢不詳	25 人	- %	0 人	- %	0 人	- %	0 人	- %	6 人	- %
(a)／総数若年者比率	12.9 %	-	12.5 %	-	12.7 %	-	12.4 %	-	10.8 %	-
(b)／総数高齢者比率	22.9 %	-	27.2 %	-	31.1 %	-	32.8 %	-	34.6 %	-
世帯数	15,224 世帯	△ 0.9 %	15,069 世帯	△ 1.0 %	14,986 世帯	△ 0.6 %	14,804 世帯	△ 1.2 %	14,312 世帯	△ 3.3 %

(資料：国勢調査)

## ● 人口の推移

区 分	平成13年3月31日		平成18年3月31日			平成23年3月31日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	43,371人	-	41,253人	-	△ 4.88 %	38,812人	-	△ 5.92 %
男	20,303人	46.8 %	19,307人	46.8 %	△ 4.91 %	18,251人	47.0 %	△ 5.47 %
女	23,068人	53.2 %	21,946人	53.2 %	△ 4.86 %	20,561人	53.0 %	△ 6.31 %

(資料：住民基本台帳)

## ● 出生・死亡数の推移

(各年12月31日現在、単位:人)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
出生	291	296	332	302	302	260	285	279	255	286	269	262
死亡	536	590	554	565	564	638	570	570	615	580	589	657
増減	△ 245	△ 294	△ 222	△ 263	△ 262	△ 378	△ 285	△ 291	△ 360	△ 294	△ 320	△ 395

(資料:市民課)

## ● 人口動態の推移

(各年12月31日現在、単位:人)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
自然動態	△ 245	△ 294	△ 222	△ 263	△ 262	△ 378	△ 285	△ 291	△ 360	△ 294	△ 320	△ 395
社会動態	△ 159	115	△ 106	△ 166	△ 200	△ 128	△ 197	△ 247	△ 237	△ 135	△ 194	△ 149
計	△ 404	△ 179	△ 328	△ 429	△ 462	△ 506	△ 482	△ 538	△ 597	△ 429	△ 514	△ 544

※自然動態…出生・死亡者 社会動態…転入・転出者

(資料:市民課)

## (5) 産業の推移と動向

当市の産業は、農林漁業を中心とする「第1次産業」と、窯業、製造業及び土木建設業等の「第2次産業」、商業、サービス業等の「第3次産業」が相互に関連して成立している。

「第1次産業」のうち農業については、水稻を中心に畜産、果樹、施設園芸等の複合経営であるが、市域の大半を中山間地域が占めているなど、必ずしも土地条件に恵まれていないため、小規模・零細な経営が続いている。

また、生産性及び所得の不安定に加え、農業就業者の高齢化、後継者の不足、イノシシ等の有害鳥獣による被害の増加など、当市の基幹的産業である農業を取り巻く環境は厳しさを増している。

更に、水産業についても、沿岸漁業を中心に営まれているが、漁業資源の減少や魚価の低迷等により、漁業生産額が減少するとともに、漁業就業者も減少している。

「第2次産業」については、これまで地場産業である瓦産業や、地下資源の採掘業のほか、高い技術力を有し特徴あるものづくりを行う自動車・同附属品製造業、電気機械器具製造業、人工皮革製造業等の誘致企業や独自の技術力を備えた企業が、当市の製造業を牽引し、雇用機会を創出してきたが、平成20年秋のリーマンショックによる世界的な景気後退や、平成22年の欧州における金融不安を端とする急激な円高、また、企業による生産拠点の海外移転等を背景として、出荷額は減少傾向にある。

加えて、当市の製造業は、窯業や誘致企業を除き、水産資源を利用した食品加工、縫製等の小規模・零細な企業が中心であり、総じて競争力が弱い現状にある。

「第3次産業」のうち商業については、市内にある郊外型大型店舗により、購買力の市外流出には、一定の歯止めがかかっているものの、人口減少と高齢化の進行による地域購買力の低下や、後継者不足などにより商店数が減少し、商店街の空洞化・衰退が生じている。

また、観光等サービス業については、平成19年7月の石見銀山遺跡の世界遺産登録を契機として、観光入り込み客は平成20年をピークに増加した。その後は、入り込み客は減少したものの、現在では、町並みの整備等の効果により、滞在時間は伸び

ている状況である。加えて、海岸部や温泉津温泉、三瓶温泉など各地でさまざまな体験型活動や、宿泊を含めた取り組みもなされている。

## ● 大田市市内総生産

(単位:百万円)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1. 産業	98,733	98,647	97,524	90,438	86,663	88,830	83,817
第1次産業	5,327	4,951	5,307	4,967	4,668	4,710	4,426
農業	2,329	2,304	2,406	2,471	2,200	2,077	2,072
林業	880	725	694	765	689	593	614
漁業	2,119	1,922	2,207	1,731	1,779	2,041	1,740
第2次産業	27,043	27,314	27,363	22,905	22,336	24,259	20,561
鉱業	548	566	462	459	524	422	494
建設業	14,911	15,663	15,241	14,335	13,764	14,986	11,975
製造業	11,584	11,085	11,660	8,111	8,048	8,851	8,092
第3次産業	66,362	66,383	64,855	62,566	59,659	59,860	58,830
電気・ガス・熱供給・水道業	1,583	1,643	1,700	1,560	1,448	1,455	1,431
卸売・小売・飲食店	12,285	11,667	10,959	10,340	9,269	9,178	9,222
金融・保険業	5,412	5,458	5,661	5,781	4,812	4,497	3,838
不動産業	18,388	18,637	18,607	18,318	18,714	18,763	18,776
運輸・通信業	6,626	6,497	6,227	5,858	5,733	5,754	5,672
サービス業	22,068	22,481	21,701	20,709	19,683	20,213	19,891
2. 政府サービス生産者	20,853	21,312	21,687	20,809	20,002	19,675	19,610
3. 対家計民間非営利団体	3,272	3,140	3,291	3,490	3,872	3,768	3,878
4. 帰属利子等	△4,571	△4,385	△3,991	△3,830	△3,476	△3,216	△2,873
市内総生産 合計	118,286	118,714	118,510	110,905	107,061	109,056	104,433

※端数処理の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

(資料:しまねの市町村民経済計算)

産業人口の動向についてみると、「第1次産業」の衰退に併せて就業人口も逐年減少してきており、「第2次産業」就業人口については、増加傾向から減少傾向に転じ、「第3次産業」就業人口については、平成2年の国勢調査以降、横ばい傾向から増加傾向にある。

これを就業人口割合で見ると、「第3次産業」については、平成12年の国勢調査以降、就業人口全体の半数を超えている状況である。

「第1次産業」就業人口については、全国的にも減少傾向にあり、これは農・工間の所得の格差、機械化等による省力化、米価決定における市場原理の導入、輸入品の増大による価格の低迷や漁業資源の減少等、極めて厳しい諸情勢から、生産意欲、就労意欲を無くしたことが要因に挙げられる。

しかし、一部の経営体においては、規模の大型化や経営の近代化がなされ、後継者も育成されるなど、新しい動きも見受けられる。

「第2次産業」就業人口については、当市から産出する良質の粘土を資源とする瓦産業の規模拡大と、昭和40年以降の企業誘致による県外企業の進出により増加してきたが、その後、瓦産業等においては高度化による省力化が進み、併せて、資源の枯

渴や需要の減少などが課題となっており、また、国内産業の低迷が続く中、企業誘致を取り巻く環境については、なお、厳しい状況にあるなど、「第2次産業」における雇用増に結びつく状況には至っていない。

## ● 産業別人口の動向

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率						
総 数	31,867 人	28,603 人	△ 10.2 %	27,718 人	△ 3.1 %	25,599 人	△ 7.6 %	25,968 人	1.4 %	25,527 人	△ 1.7 %
第1次産業 就業人口比率	17,588 人	13,835 人	△ 21.3 %	12,132 人	△ 12.3 %	8,601 人	△ 29.1 %	6,897 人	△ 19.8 %	6,332 人	△ 8.2 %
	55.2 %	48.4 %	-	43.8 %	-	33.6 %	-	26.6 %	-	24.8 %	-
第2次産業 就業人口比率	4,940 人	5,112 人	3.5 %	5,399 人	5.6 %	6,342 人	17.5 %	7,663 人	20.8 %	7,705 人	0.5 %
	15.5 %	17.9 %	-	19.5 %	-	24.8 %	-	29.5 %	-	30.2 %	-
第3次産業 就業人口比率	9,337 人	9,650 人	3.4 %	10,177 人	5.5 %	10,624 人	4.4 %	11,395 人	7.3 %	11,483 人	0.8 %
	29.3 %	33.7 %	-	36.7 %	-	41.5 %	-	43.9 %	-	45.0 %	-
分類不能数	2 人	6 人		10 人		32 人		13 人		7 人	

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	23,803 人	△ 6.8 %	23,033 人	△ 3.2 %	20,893 人	△ 9.3 %	19,607 人	△ 6.2 %	17,951 人	△ 8.4 %
第1次産業 就業人口比率	4,903 人	△ 22.6 %	4,481 人	△ 8.6 %	3,010 人	△ 32.8 %	2,468 人	△ 18.0 %	1,985 人	△ 19.6 %
	20.6 %	-	19.5 %	-	14.4 %	-	12.6 %	-	11.1 %	-
第2次産業 就業人口比率	7,690 人	△ 0.2 %	7,224 人	△ 6.1 %	6,544 人	△ 9.4 %	5,309 人	△ 18.9 %	4,765 人	△ 10.2 %
	32.3 %	-	31.4 %	-	31.3 %	-	27.1 %	-	26.5 %	-
第3次産業 就業人口比率	11,205 人	△ 2.4 %	11,326 人	1.1 %	11,332 人	0.1 %	11,804 人	4.2 %	11,130 人	△ 5.7 %
	47.1 %	-	49.2 %	-	54.2 %	-	60.2 %	-	62.0 %	-
分類不能数	5 人		2 人		7 人		26 人		71 人	

(資料:国勢調査)

「第3次産業」就業人口については、**ライフスタイル**の変化・多様化に伴う市民購買力の増加や余暇時間の増大に加え、近年の福祉施設の新設等により、サービス業を中心とし

て雇用の場が確保されたこともあり、今後も「第3次産業」就業人口の割合は増加していくものと予想される。

## (6) 行財政の状況

### ア. 行政の状況

昭和28年に制定された「町村合併促進法」の施行を機に、昭和29年に市制を施行して以来、4次にわたる合併を経てきた「大田市」と、昭和29年にそれぞれ町村合併し、町制を施行した「温泉津町」、「仁摩町」が、平成17年10月1日に新設合併し、人口41,728人（住民基本台帳人口）、面積436.11k㎡（合併当初）の広範な市域を持つ新生「大田市」を形成するに至った。

当市の行政機構については、市域の拡大による新たな行政需要などに対応するとともに、合併による効果を最大限に発揮できる組織・機構として、平成17年10月1日の合併時においては、本庁7部3局42課（室、局、署、場、センター）、2支所（8課）、1病院及び1診療所を設置（職員数868人）したところであるが、行政需要の効率化等により逐次見直しを行い、平成23年4月1日現在においては、本庁7部1局45課（室、局、署、場、センター）、2支所（4課）及び1病院を設置（職員数755人）している。

今日、行政に対する市民ニーズは、社会情勢のグローバル化やボーダレス化とあいまって、多様化・高度化・複雑化しており、国・地方を問わず、より効率的な行政運営が求められている。

これまでには、平成18年11月に「大田市行財政改革推進大綱」を策定し、行財政改革を進めてきたところであるが、平成22年2月には「第2次大田市行財政改革推進大綱」を策定し、事務事業の更なる見直し、民間委託・民営化の推進、定員管理・給与の適正化等の行財政改革を推進しているところである。

また、平成18年度に策定した「大田市協働によるまちづくり推進指針」に基づいて、市民と行政がともにまちづくりを行うための基本的な考え方を共有する中で、「協働によるまちづくり」を推進している。

今後においても、高齢化の進行等に伴い、市民の行政需要は更に増大し、ますます多様化していくことが予想され、より効率的かつ効果的な行政運営を目指すとともに、広域的な視点に立ち、周辺地域との交流や連携によるまちづくり、地域づくりを進めていく必要がある。

### イ. 財政の状況

当市は、旧1市2町において、それぞれ道路整備や下水道整備等の遅れていた社会資本の整備や、義務教育施設並びに定住促進に向けた各種公共施設の整備等、市勢の発展に資する戦略的なプロジェクトの推進に、積極的に取り組んできたところであるが、従来から市税等の自主財源に乏しく、事業実施にあたっては、地方交付税、国県補助金等の依存財源を主体として、各種基金の取り崩しや市債の発行により、その財源を確保してきた。

## Ⅱ まちづくりの方向性



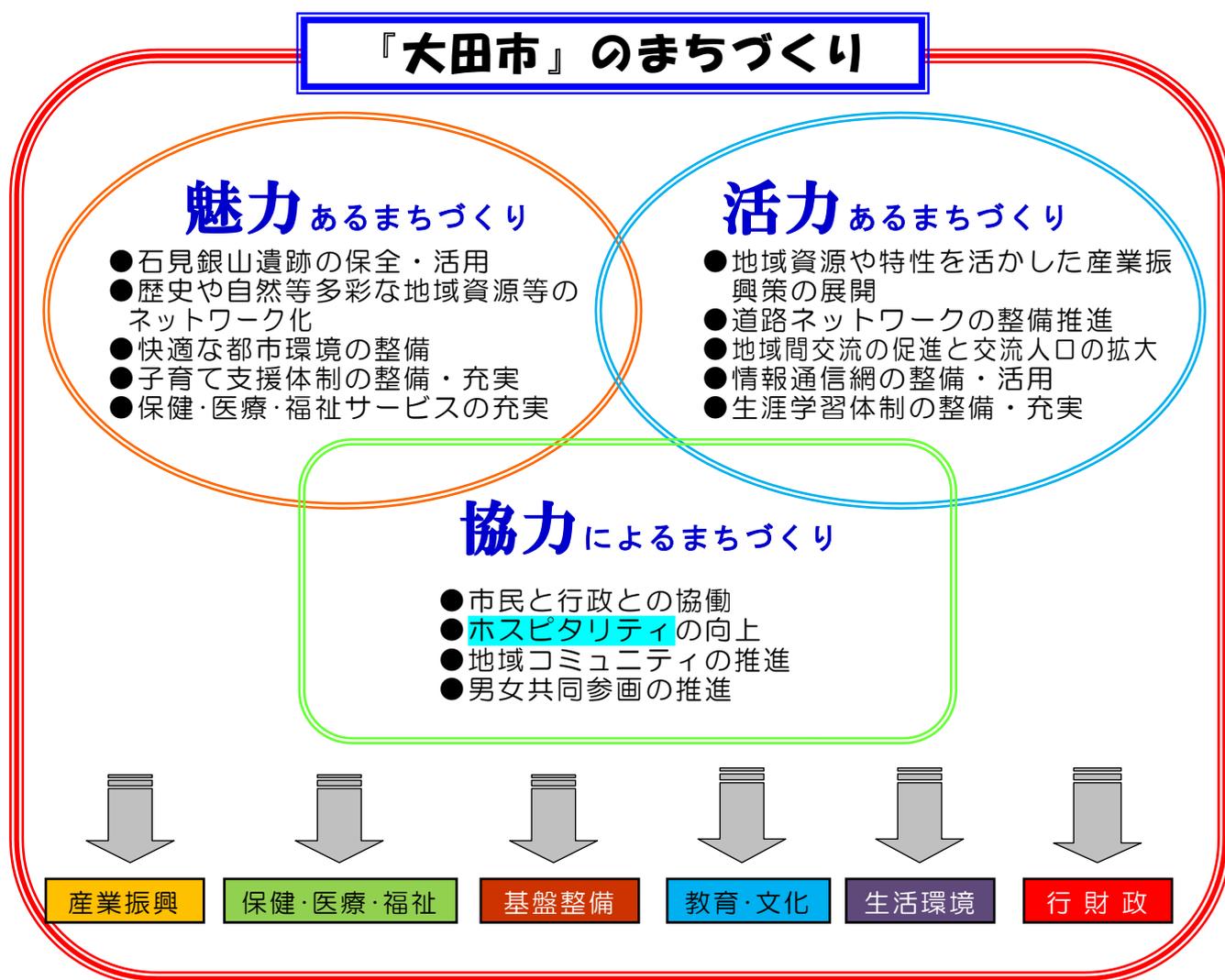
# 第1章 まちづくりの方向性

## (1) まちづくりの方向性

当市には、世界遺産に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」（以下「石見銀山遺跡」という。）をはじめとした貴重な自然的・歴史的資源や文化、三瓶山、温泉、長い海岸線に代表される優れた自然、中山間地域に広がる農山漁村、“人財”等の豊富な地域資源を有している。

まちづくりを行っていくうえでは、これらの「魅力あふれる地域資源」を効果的に活用し、「魅力と活力のある都市（まち）」にしていくことが重要であり、そのためにも、これら地域資源の価値を市民一人ひとりが再評価し、ネットワーク化することによって、あらためて当市の「魅力」を創造していくことが重要である。

また、市民と行政との協働は不可欠であり、行政の果たすべき役割の明確化と市民の主体性の掘り起こしを行う中で、そのための人材育成を積極的に推進し、「知恵と力」を結集することにより、豊かな未来を築いていかなければならない。



まちづくりに向けた主要課題への対応や、大田市の将来像を実現していくため、当市を創造するために必要な「魅力」、「活力」、「協力」の“3つの力”を有機的に連携させ、当市が持つ豊富な地域資源を最大限に活かしながら、大田市の「まちづくり」を目指すこととする。

## (2) 後期計画における重点施策

財政健全化との整合性を保ちながら、現下の厳しい経済・雇用情勢などを踏まえ、市民の生活を守るとともに、大田市の将来的な発展に必要な施策について、「後期計画」における重点施策として定め、今後5年間において重点的・集中的に取り組む。

### ア 人口定住に結びつく産業振興

#### ○雇用の場の確保と若者定住

・働く場所の確保や若者、U・I・Jターン者の定住に努める。

定住促進対策等支援事業 大田市産品販路拡大支援事業

ふるさと大田創業支援事業 (仮称)大田産業支援機構設置・運営事業

#### ○企業誘致活動の推進

・積極的な企業誘致に努める。

企業誘致対策事業

#### ○次世代を担う人材の育成

・児童・生徒などの将来を担う人材の育成に努め、定住化を図る。

企業は人なり人材育成事業 人材能力開発事業

若い農業者等就農促進対策事業 ふるさと教育推進事業

#### ○豊かな観光資源を活かした観光による交流人口の拡大

・石見銀山遺跡や三瓶山を核とした地域資源を活かし、交流人口を拡大する。

石見の国おおだ観光振興事業 大田市観光協会への支援

石見銀山観光客対策事業 三瓶地域観光振興事業

石見銀山遺跡世界遺産登録5周年事業

## イ 安全・安心なまちづくり

### ○地域医療の確保

- ・地域で働く医療従事者の確保に努め、診療機能の強化を図る。

地域医療確保対策事業 大田市医師看護師等緊急確保対策事業  
総合医療学講座支援事業 新・市立病院建設に向けた検討

### ○生活交通の確保

- ・地域のバス路線を維持し、市民の生活を守る。

地方バス路線確保対策事業 市営バス導入事業  
デマンド・コミュニティバス・乗り合いタクシー等運行事業

### ○消防・防災対策

- ・市民の安全・安心を確保する。

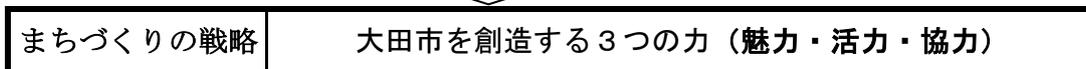
新・防災行政無線整備事業 防災対策事業  
大田市庁舎耐震化・外壁等改修事業 まちづくりセンター補強工事  
大田町橋北・温泉津温泉街地区公共下水道整備事業（雨水）  
除雪作業車等整備事業 消防防災拠点施設整備事業  
消防救急無線広域化・共同化整備事業 高規格救急自動車整備事業  
消防団小型動力ポンプ・同積載車整備事業  
小・中学校耐震補強・大規模改修事業 第一中学校体育館改築事業  
大田市民会館耐震改修事業

### ○地域のコミュニティの確保

- ・地域のコミュニティを再認識し、絆を深める。

協働によるまちづくり推進事業 コミュニティ助成事業  
自治会集会所建設費助成事業 地域おこし協力隊員等受け入れ事業

### (3) 施策の体系



- 1. 地域資源のネットワークによる活発な産業づくり（産業振興）
  - 1. 「誇れる」大田ブランドづくりの推進
  - 2. 地域一体での「もてなし」の充実による産業の振興
  - 3. 核となる技術や資源を「活かした」新産業創出と産業集積
  - 4. 地域や環境にやさしく未来へ「つなげる」産業の推進
  - 5. 戦略的な企業誘致活動の推進と「攻める」体制の強化
  - 6. 次世代を「担う」人材育成の推進
- 2. だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる生活づくり（保健・医療・福祉）
  - 1. 子どもを健やかに産み育てることができる環境づくり
  - 2. 生涯を通じた健康づくりの推進と地域医療の充実・確保
  - 3. だれもが支え合い安心して暮らせる社会の実現
  - 4. 人権を尊重するまちづくりの推進
- 3. 県央の中核都市にふさわしい、快適な基盤づくり（基盤整備）
  - 1. 総合的な土地利用の促進
  - 2. 快適な都市環境の形成
  - 3. 人・物の交流を支える道路ネットワークの形成
  - 4. 暮らしを支える生活交通の確保
  - 5. 生活の質を高める情報通信網の整備・活用
  - 6. 安全な生活の確保
- 4. 石見銀山をはじめとする歴史文化を生かした創造的な人づくり（教育・文化）
  - 1. 世界に誇る石見銀山遺跡の保全と貴重な歴史・地域文化の振興
  - 2. 豊かな心を育む学校教育の推進
  - 3. いつでも学べる生涯学習社会の実現
  - 4. 生涯にわたるスポーツライフの実現
  - 5. 地域特性を活かした地域間交流の推進
- 5. 自然との共生や循環型社会を目指す生活環境づくり（生活環境）
  - 1. 自然と共生したまちづくりの推進
  - 2. 廃棄物等の処理と再資源化の促進による循環型社会の構築
  - 3. 飲料水の安定的な確保と供給
- 6. 参画と協働によるまちづくり（行財政）
  - 1. 協働によるまちづくり
  - 2. 地域サポート体制の充実
  - 3. 効率的な行財政運営と改革の推進

# Ⅲ 後期基本計画

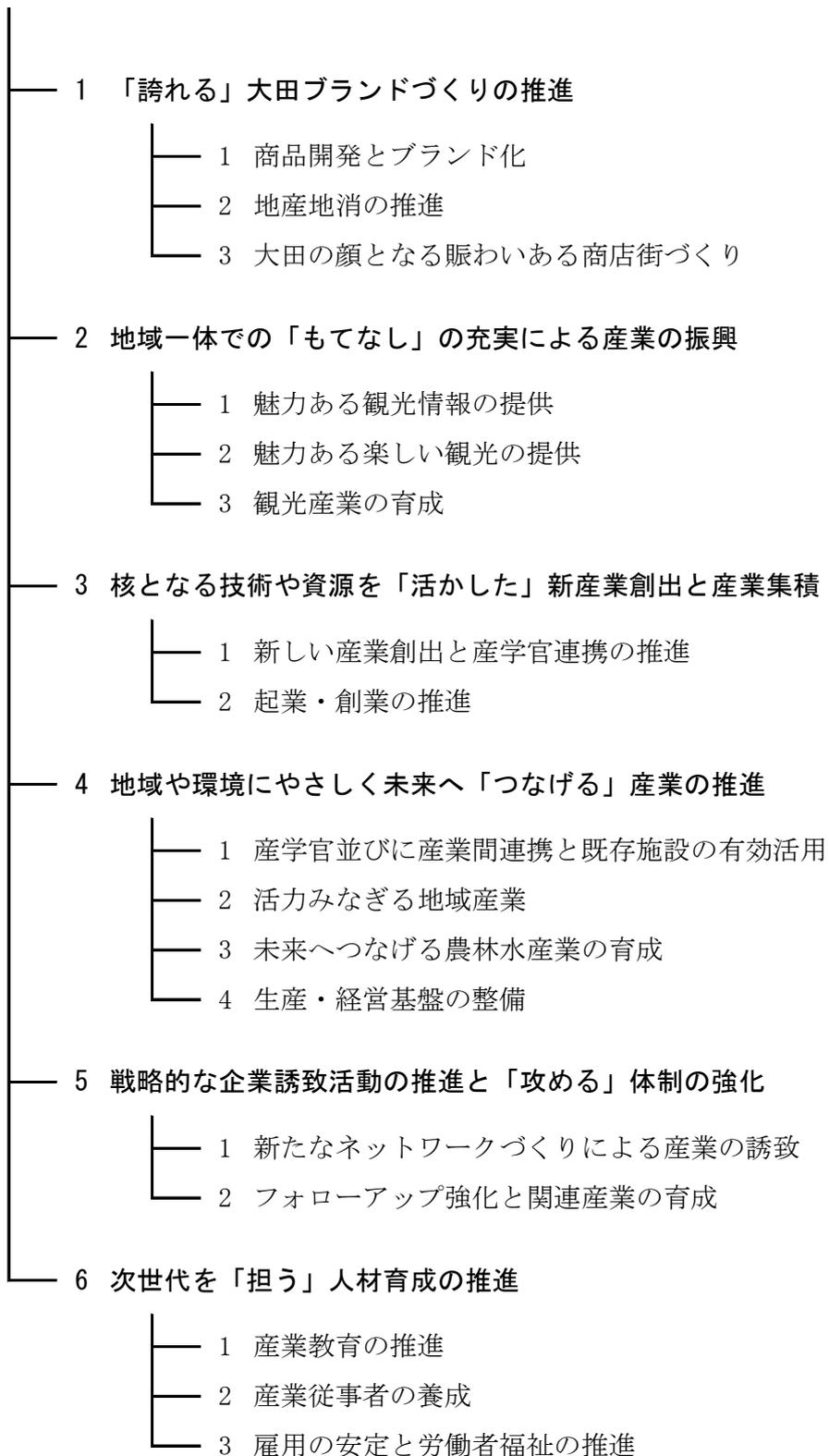


# **第1章**

## **地域資源の ネットワークによる 活発な産業づくり**

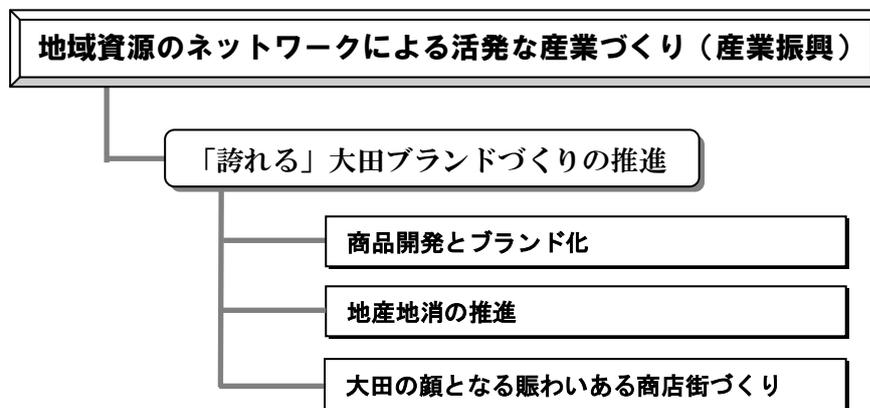
# 1. 地域資源のネットワークによる活発な産業づくり

## 《施策体系》



## 1-1 「誇れる」大田ブランドづくりの推進

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 商品開発とブランド化

「大田といえば“〇〇”」というような大田を代表するものがなく、「顔が見えにくい」といった現状があり、これを打開していくため、地域の中核産業である農林水産業や窯業、商業、観光の相互連携が必要であるという認識は生まれつつあるが、効果的に機能しているとは言い難い現状にある。

地域の産物、製品の販売を戦略的に進めるため、「おおだブランド」認証制度並びに「大田市産品販路拡大支援事業」を最大限に活用していく必要がある。

一方、新製品、新技術の研究及び開発等に対する支援については、「メイドイン大田創出支援事業」等の活用により、一定の成果が得られている。

農林水産物においては、さつまいも、西条柿、アムスメロンなど、他地域よりも有利な販売につながっている品目が既にある中で、地域を挙げて、更に、商品価値を高めようとする努力がなされており、生産・加工・販売が一体化して「売れるものづくり」に取り組むまちをめざして、独自性と差別化の図れる施策を展開していく必要がある。

また、市内には、粘土・ゼオライト・ベントナイト・福光石・珪砂等の鉱物や、温泉などの地域特有の地下資源が豊富に存在しており、それぞれの資源を従来の利用方法とは異なる新たな利用方法を見出し、商品化につなげていく必要がある。

特に、西日本最大の産地であるゼオライトは、土壌改良や水質浄化に利用されるほか、「東日本大震災」による福島第1原発事故を受けて、放射性セシウムの吸着に効果があることが評価されており、被災地復興の一助となることが期待される。

一方、近年、瓦工場や福光石の採石場が観光コースに組み込まれるなど、産業観光に対するニーズが徐々に高まってきており、珪砂精製工場やゼオライト坑道などとも連携した地域特有の資源を

観光商品の一つとして売り出すことも今後検討する必要がある。

## 2 地産地消の推進

さまざまな産業分野において、地域内で必要なものを全て調達することは困難であるが、地域内で調達することは、経済の活性化への貢献が明らかである。

現状においては、地場産（市内産及び県内産）食材の学校給食への積極的な使用に取り組んでいるが、平成 22 年度の使用割合は 35.8%となっており、島根県平均の 40.0%を下回っている状況である。

学校給食における食材の調達方法等を検証し、より地元産食材を使用できる仕組みを確立するとともに、保育所・福祉施設・病院・飲食店等の学校以外での市内各施設における地元産食材の使用を推進する必要がある。また、地元産物を取り扱う「道の駅ロード銀山」や、「温泉津ふれあい館」を地産地消や情報発信の拠点施設として最大限に活用する必要がある。

木材においては、安価な海外産輸入木材に押されて、地場産材はその利用が進まないことに併せ、地場産産物をこれまで牽引してきた瓦産産物も他の屋根材の普及、他産地の瓦の進出により消費が伸びていない状況である。地場産材の価格安定化、商品としての価値の高さを消費者に理解してもらえらる仕組みを構築していく必要がある。

平成 22 年度には、「大田市地産地消推進計画」を策定し、「大田市地産地消の日」を定めるなど、さまざまな広報、PR活動などを行い、地産地消の浸透に努めている。

また、「おおだブランド」として市外へ展開していくためには、地元における認知度の向上が不可欠であり、その認知度の向上につながる取り組みこそが地産地消であることから、地域が一体となって運動を進めていく必要がある。

## 3 大田の顔となる賑わいある商店街づくり

郊外及び市外大型店への購買力流出や、空店舗の増加をはじめとする中心市街地の空洞化により、旧来の商店街の衰退が進み、商業の停滞は深刻化している。

このような状況の中、当市においては、平成 12 年 3 月に策定した「大田市中心市街地活性化基本計画」と、大田商工会議所（以下「会議所」という。）で策定された「TMO構想（中小小売商業高度化事業構想）」に基づき、県央の中核都市に相応しい商業機能の充実を図るよう各種事業に取り組んできた。

しかしながら、購買力流出や空洞化に加え、大規模小売店舗の空テナントの増加、後継者や地域牽引者の不在、また、長引く景気低迷や円高等の影響により、地域全体における消費低迷に歯止めが効かず、更に、平成 23 年 10 月には、中心市街地の集客の一翼を担っていた大規模小売店舗が閉店するなど、非常に厳しい状況となっている。

こうした状況を打開するため、会議所や銀の道商工会（以下「商工会」という。）、各商店会等の関係団体と連携し、また、大田市駅周辺東側まちづくり計画などにより魅力的な商業空間を改めて構築し、空店舗の活用対策に加え、高齢者や中山間地域といった買い物弱者対策へも取り組み、商業活性化を推進する必要がある。

併せて、会議所及び商工会を通じて、経営指導の強化や融資制度の活用・支援による経営安定化、また、各種イベントの開催などで賑わいを創出し、更に、次代を担う人材の確保と育成の強化を図

り、地域の発展につなげる必要がある。

● 商店数・従業者数の推移

区 分	商店総数(件)				
	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
島根県	13,612	13,993	12,940	12,087	10,782
県内8市	11,191	11,521	10,659	9,925	8,772
大田市	878	882	832	793	698
出雲市	2,655	2,774	2,593	2,419	2,167
浜田市	1,363	1,361	1,233	1,159	1,035

区 分	従業者総数(人)				
	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
島根県	65,581	69,388	68,204	64,344	59,793
県内8市	56,732	59,958	59,486	55,167	51,185
大田市	3,650	3,655	3,914	3,506	3,301
出雲市	13,176	14,173	14,220	13,534	12,502
浜田市	6,609	6,810	7,257	6,073	5,741

区 分	1店当りの従業者数(人)				
	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
島根県	4.8	5.0	5.3	5.3	5.5
県内8市	5.1	5.2	5.6	5.6	5.8
大田市	4.2	4.1	4.7	4.4	4.7
出雲市	5.0	5.1	5.5	5.6	5.8
浜田市	4.8	5.0	5.9	5.2	5.5

(資料:商業統計調査結果報告書)

● 販売額の推移

区 分	販売額(億円)				
	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
島根県	20,188	18,691	17,055	16,430	14,214
県内8市	17,503	16,170	14,935	14,207	12,472
大田市	836	837	728	666	591
出雲市	3,382	3,482	3,190	3,104	2,790
浜田市	1,826	1,710	1,703	1,495	1,304

区 分	1店当りの年間販売額(万円)				
	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
島根県	14,831	13,369	13,180	13,593	13,183
県内8市	15,640	14,035	14,012	14,314	14,218
大田市	9,522	9,490	8,750	8,398	8,467
出雲市	12,738	12,552	12,302	12,832	12,875
浜田市	13,397	12,564	13,812	12,899	12,599

区 分	従業員1人当りの年間販売額(万円)				
	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
島根県	3,066	2,680	2,501	2,553	2,377
県内8市	3,085	2,697	2,511	2,575	2,437
大田市	2,290	2,290	1,860	1,900	1,790
出雲市	2,567	2,457	2,243	2,293	2,232
浜田市	2,763	2,511	2,347	2,462	2,271

(資料:商業統計調査結果報告書)

## 方向と目標

- 大田らしさや地元の素材や技術、安全・安心などをキーワードに誰もが認める「おおだブランド」認証制度の確立を目指す。
- 徹底した地産地消運動の構築によるブランド化への展開と給食等の地元産物の利用率向上を図る。
- 商店街の賑わい創出と地元消費による商店街の活性化を図る。

## 施策の内容

### 1 商品開発とブランド化

#### (1) 産業間の連携・強化

- ①6次産業化が地域ブランドを創るという視点から、地域経済の一翼を担う付加価値の高い商品や、メッセージ性のある地域ブランドを創出していくため、事業者間、産業間の連携を後押しし、地域の強み弱みを見極めながら「ホンモノ」づくりの追求、生産・加工・販売の一体化、生産者の顔が見えるものづくりを進める。

#### (2) 地域資源の活用による売れる商品づくり

- ①石見銀山遺跡を題材とした商品開発、ものづくり産業、伝統技術継承を通じ、官民一体となった新たな地場振興、雇用創出を図るとともに、商品のブランド化を推進する。
- ②石州瓦の耐久性能の高さについて、市民の理解を深めるとともに、更なる商品の高付加価値化を進める。
- ③ゼオライトをはじめとした地下資源の効率的な活用や再利用、付加価値の高い商品開発を促進する。

#### (3) 「おおだブランド」認証制度の確立並びに販路拡大支援策の充実

- ①業種や業態、商品、サービス等の分野や範囲を限定せず、大田らしさ・地元の素材や技術・安全・安心などをキーワードに、誰もが認める「おおだブランド」の認証制度を確立し、販路拡大に活用する。
- ②「メイドイン大田創出支援事業」を活用し、他と差別化でき、付加価値の高い大田市発の新品や新技術の開発、新規販路開拓等の促進を支援する。
- ③地域の産物、製品について、首都圏及び広島圏を中心とした販路の拡大や、そのコーディネートに係る活動を支援する。

### 2 地産地消の推進

#### (1) 徹底した地産地消運動の構築によるブランド化への展開

- ①地域内消費を拡大するために、地元市民運動として取り組むことにより、徹底した地産地消

---

につなげる。

- ②「道の駅ロード銀山」や、「温泉津ふれあい館」を利用した農林水産物の「産地直送市場」の実施などを通じて、地産地消を推進する。

(2) 地域の農林水産物の利用促進

- ①学校給食施設、福祉施設等における地元産物の利用率の向上を目標として、システムを構築する。

(3) 地場産材の利用促進と地場産業における技術の伝承、産業教育の推進

---

### 3 大田の顔となる賑わいある商店街づくり

---

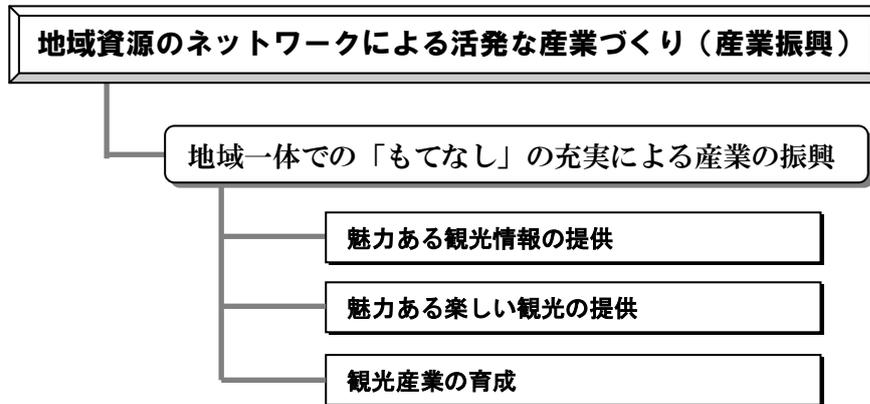
- ①空店舗対策である「ふるさと大田創業支援事業」を活用し、空店舗の減少と利・活用、賑わい創出を図る。
- ②各種イベントによる賑わいの創出、また、地産地消を推進し、地元消費と商店街の活性化を図る。
- ③会議所・商工会と連携し、商業基盤の弱い中山間地域に加え、大規模小売店舗の閉店に伴い増加した高齢者等の買い物弱者への支援策を検討・実施する。
- ④会議所・商工会・金融機関等と連携し、経営支援と各種制度融資の活用や、事業者が制度融資を受けやすくなるよう保証料への一部助成を実施する。
- ⑤会議所・商工会と連携し、「大田地域人材確保促進協議会」や「島根中央地域職業訓練センター」を活用して、後継者や地域商店会等の牽引者となる人材の確保と育成を図る。

主な施策と事業

施策	事業	付記
商品開発とブランド化	大田市産品販路拡大支援事業	「おおだブランド」認証制度による大田の顔となる商品づくりと民間コーディネーターの配置による販路拡大への支援
	メイドイン大田創出支援事業	新商品又は新技術の研究及び開発等に対して必要な経費の一部を支援
	石州瓦等利用促進事業	市内の建築業者を利用して新築等を行う際の瓦購入費用を支援
	新商品開発チャレンジ事業	農産物を加工し商品化することで、付加価値を付け、農産物の販売拡大、農家所得の向上を図る
	農産物生産振興販売促進事業（生産振興）	振興作物のうち、重点的に振興する“重点作物”を選定し、産地化を推進
	農産物生産振興販売促進事業（野菜価格安定対策）	“重点作物”の生産拡大に向け、安心して生産できる体制づくりのための野菜価格への補償
	肉用牛振興対策事業	繁殖牛の飼養から子牛の出荷までを支援し「石見銀山和牛」のブランド化を図る
	「大田の魚を食べよう」推進事業	当市で水揚げされる魚介類を実際に食べる機会を増やし、魚食普及を図る
地産地消の推進	石州瓦等利用促進事業【再掲】	
	地産地消推進事業	地産地消の普及啓発や大田市産品の地域内消費の拡大
	ロード銀山運営事業	施設修繕
	温泉津ふれあい館運営事業	施設修繕
	農産物生産振興販売促進事業（販売促進）	少量多品目の農産物の販路開拓への支援
大田の顔となる賑わいある商店街づくり	悠々おおだ商い支援事業	彼岸市の継続・発展と中心市街地及び商業全般の活性化
	ふるさと大田創業支援事業	空き店舗を活用した起業・創業に対して初期投資の一部を支援

## 1-2 地域一体での「もてなし」の充実による産業の振興

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 魅力ある観光情報の提供

近年の観光動向は、従前の「団体」による観光から、「個人・グループ旅行」へとシフトしているとともに、本物志向や歴史的・文化的な旅、また、「見る観光」から「体験する観光」へと、観光ニーズが多様化、深化しており、受け入れ側のおもてなしへの対応はますます重要である。

ユネスコの世界遺産に登録された石見銀山遺跡は、本市が世界に誇る類まれなる地域資源であり、本市の中心となる観光資源でありながら、市内宿泊への誘導といった滞在を促す仕組みがまだまだ不足しており、三瓶山や海岸部、周辺地域の観光入り込みや、宿泊増等といった顕著な波及効果につながっていない。

観光情報の提供については、これまで「大田市観光協会」にサイトを設け、情報の一元的提供を実施しているが、来訪者に、より分かり易い内容の構成が求められている。

また、案内・説明サインの統一など、現状の把握を行う中で、正確な情報提供に努める必要がある。

## ● 観光客入り込み推移

観光地名	区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
三瓶山	入り込み客数 人	600,000	590,000	590,000	598,400	579,500	592,000
	対前年比 %	0.0	△1.7	0.0	1.4	△3.2	2.2
石見銀山	入り込み客数 人	340,000	400,000	713,700	813,200	560,200	504,800
	対前年比 %	6.9	17.6	78.4	13.9	△31.1	△9.9
大田市海岸 (海水浴・釣り)	入り込み客数 人	93,045	87,830	102,100	113,800	106,200	104,700
	対前年比 %	11.9	△5.6	16.2	11.5	△6.7	△1.4
温泉津温泉	入り込み客数 人	52,835	52,283	62,958	56,049	44,570	106,345
	対前年比 %	△5.0	△1.0	20.4	△11.0	△20.5	138.6
温泉津やきもの 館・ふれあい館・ ゆうゆう館	入り込み客数 人	44,780	45,448	71,726	73,875	61,455	55,079
	対前年比 %	△13.6	1.5	57.8	3.0	△16.8	△10.4
仁摩サンド ミュージアム	入り込み客数 人	31,589	47,719	99,022	124,919	99,560	78,328
	対前年比 %	14.3	51.1	107.5	26.2	△20.3	△21.3
合 計	入り込み客数 人	1,162,249	1,223,280	1,639,506	1,780,243	1,451,485	1,441,252
	対前年比 %	2.3	5.3	34.0	8.6	△18.5	△0.7

※「温泉津温泉」の入り込み客数については、日帰り入湯客数を平成22年から算入している。（資料：島根県観光動態調査）

## 2 魅力ある楽しい観光の提供

当市は、石見銀山遺跡、三瓶山、起伏に富んだ海岸線など、他と比較しても特徴ある恵まれた観光資源を有する地域である。

石見銀山地域においては、平成20年秋からスタートした「歩く観光」スタイルが定着しつつあるものの、遺跡エリア全体への案内、誘導が不足していることから、間歩・町並み中心の観光スタイルとなっており、他の地域への拡がりが必要となっている。

三瓶地域においては、平成22年1月末の「大田市保養施設管理公社」の解散に伴い、「国民宿舎さんべ荘」外の観光施設を同公社から、「北の原キャンプ場」を島根県からそれぞれ取得し、管理を開始するなど、三瓶周辺の観光を取り巻く環境は大きく変化している。また、「温泉」、「国立公園」といった優位、特異な地域資源を有していることから、その効果的な活用も求められている。

世界遺産登録5周年の節目を迎える平成24年度は、島根県が展開する大型観光プロジェクト「神々の国しまね」や、全国のJRグループ6社等による「山陰ディステーションキャンペーン」が実施されるなど、当市の観光振興にとっては絶好の機会であり、この機会を捉え、将来に向けた持続、発展可能な観光への取り組みとすることが必要である。

## 3 観光産業の育成

過疎化に加え、低迷する地域経済状況の中、地域経済の規模を維持・拡大していくためには、石見銀山遺跡、三瓶山、起伏に富んだ海岸線など、当市の特徴ある恵まれた観光資源を活用した観光や、集客産業の振興による交流人口の増大を図るとともに、関連産業との連携や相乗効果につなげる仕組みづくりが必要である。

石見銀山遺跡の世界遺産登録 5 周年を迎える平成 24 年度を観光振興の絶好の機会と捉え、中心的な受け皿となる観光協会の組織・体制の見直しを進めるとともに、特産品や土産物の開発など、観光消費の拡大に向けた取り組みが必要である。

## 方向と目標

- 石見銀山遺跡や三瓶山などへの来訪者の正確な誘導と、分かりやすい情報提供を積極的に行う。
- 世界遺産登録 5 周年を契機として事業を展開し、三瓶山や海岸等の恵まれた観光資源を全体で捉え、豊かな自然やさまざまな産業と連携した観光商品の支援に取り組み、観光による交流人口の拡大を目指す。

## 施策の内容

### 1 魅力ある観光情報の提供

- ①石見銀山遺跡の世界遺産登録 5 周年を迎える平成 24 年度を契機と捉え、観光ポスター、公式観光ガイドブックやパンフレットの作成など、来訪者に分かりやすい情報提供を積極的に実施する。
- ②来訪者への正確な誘導のため、これまでに設置された観光サインを再検証し、案内・誘導サインの整理と統一を進める。これに併せて、外国人や障がい者にやさしく、分かりやすい情報提供を行う。

### 2 魅力ある楽しい観光の提供

- ①平成 24 年度を迎える世界遺産登録 5 周年の節目を契機として、市・民間団体等が一体となって **1つのコンセプト** に基づき、市全体で石見銀山遺跡をPRし、それを中心に市内全域へ多くの方々に訪れていただくよう実行委員会を組織し、記念事業を展開する。また、石見銀山遺跡、三瓶山、海岸等の恵まれた観光資源を全体で捉えながら、こうした仕組みを将来に向けた持続、発展的な取り組みとして展開する。
- ②飯南町、美郷町、島根県の参画による「**三瓶山広域ツーリズム振興協議会**」により、三瓶山周辺の各観光施設等との連携を明確に位置づけ、観光PRや誘客施策等の周遊・滞在型観光事業を進め、観光入り込み客や宿泊者数の増加を目指すとともに、地域の食材を活かした特産品や土産物等の開発を支援する。
- ③石州瓦や福光石を活用した産業体験や、海岸を活用した遊覧船によるツアーなど、豊かな自

然やさまざまな産業と連携した観光商品の支援に取り組む。

### 3 観光産業の育成

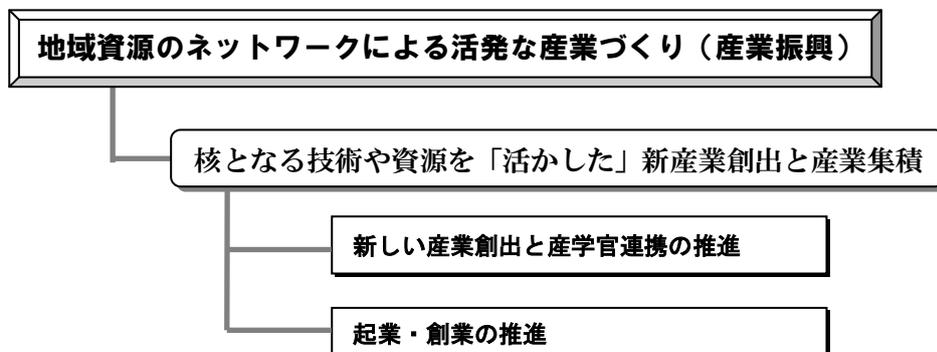
- ①「大田市観光協会」の組織、運営の見直し・強化を進め、大田市全体の観光振興を牽引する団体として育成・支援を行う。また、行政と実施主体の役割分担の明確化と、事業連携を図る。
- ②市内関連団体のネットワークを強固なものにし、観光誘客による交流人口の拡大を図るとともに、特産品などの新規開発、宿泊客の増加に向けた新たな観光商品の開発等を進め、観光消費額の増加を目指す。

#### 主な施策と事業

施策	事業	付記
魅力ある観光情報の提供	大田市観光協会への支援	観光協会の組織・事業強化に対する支援
魅力ある楽しい観光の提供	石見の国おおだ観光振興事業	観光情報発信、受け入れ体制の整備、地域全体のホスピタリティの向上等
	大田市観光協会への支援【再掲】	
	石見銀山観光客対策事業	交通対策・安全対策・観光案内等、石見銀山遺跡への来訪者を円滑に受け入れ、観光客のおもてなしを図る
	三瓶地域観光振興事業	三瓶山の観光資源について、地域の事業者や周辺町との連携によるネットワーク化を図り、広域的な観光コースとして情報発信する
	三瓶山周辺観光施設改修事業	三瓶観光リフトや北の原キャンプ場等の計画的な施設改修
観光産業の育成	石見銀山遺跡世界遺産登録5周年事業	世界遺産登録5周年を節目として、今後の周遊・滞在等の観光振興及び地域振興につながる事業を展開
	大田市観光協会への支援【再掲】	

## 1-3 核となる技術や資源を「活かした」新産業創出と産業集積

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 新しい産業創出と産学官連携の推進

当市においては、医療器具の分野で国際的な事業展開を行う企業や、食品の長期保存化・うまみ成分の増量化につながる熟成技術、特殊な農作物栽培技術、世界初の装着式挿し刃帯鋸技術など、国内的にみても類まれな技術を有する企業が存在している。

また、西日本最大の産地であるゼオライトや瓦の原料である粘土、硝子原料となる珪砂など、多種多様な鉱物資源を有する産地でもある。

更には、石見銀山遺跡や三瓶山に代表される県内屈指の観光資源をも有している。

これら当市特有の技術や資源を最大限に活かした取引拡大や観光客誘致はもとより、産学官をはじめとした各種連携による新たな産業を創出し、外貨獲得と雇用の創出を目指す必要がある。

近年、市内企業においては、当市を含めた関係支援機関の助成制度を活用して、産学或いは産官が連携して、技術や地域資源を活かした付加価値創出への取り組み事例が見受けられ、これらの取り組みをいっそう推進するため、産学官を中心とした総合的な支援体制の構築が強く求められている。

また、会議所が中心となって「(仮称)農商工連携推進協議会」を立ち上げ、地域の生産者や事業者の連携を深め、新商品開発と販路拡大に向けた取り組みを強力に推進しようとする動きもある。

総合的な支援体制の構築に向け、「(仮称)農商工連携推進協議会」や当市が設置している「大田市産学官連携推進委員会」で、支援体制のあり方について早急に検討する必要がある。

#### 2 起業・創業の推進

近年、飲食業を中心として年間5件から10件までの起業・創業が見られるが、一方では、これを上回る廃業・空店舗化が進んでいる。

起業・創業は、雇用の場の確保や定住化の促進、地域活性化における重要な要素であり、起業・創業に対する支援に加え、起業・創業できる人材の育成、また、起業・創業後の事業成長まで、関係機関と連携し、一貫した支援施策を展開する必要がある。

これには、起業・創業を促進するための環境作りや新分野・異業種進出への支援が必要である。

## 方向と目標

- 新技術を含めた核となる技術を活かした新たな商品、用途の研究開発を支援し、新産業創出及び産業集積を推進する。
- 新分野・異業種への参入や、起業・創業に取り組みやすい環境・体制づくりを進める。

## 施策の内容

### 1 新しい産業創出と産学官連携の推進

#### (1) 新しい産業創出

- ①当市特有の技術や地域資源を活用した新商品開発への支援を行う。
- ②事業者・生産者が取り組む事業に対し、当市をはじめとする国県等の支援事業が効果的に活用できるよう、事業者・生産者への現場訪問及び関係支援機関との連携を強化する。

#### (2) 産学官連携の推進

- ①地域産業の振興と新産業の創出を図るため、地場企業や農林水産業の従事者及び会議所、商工会、石見銀山農業協同組合（以下「JA」という。）、漁業協同組合JFしまね（以下「JF」という。）等の産業支援機関や、行政が相互に連携して構築する「(仮称)大田産業支援機構」の設置に向け、「(仮称)農商工連携推進協議会」を中心としながら調査・研究を行い、当市が設置している「大田市産学官連携推進委員会」での協議を進める。

### 2 起業・創業の推進

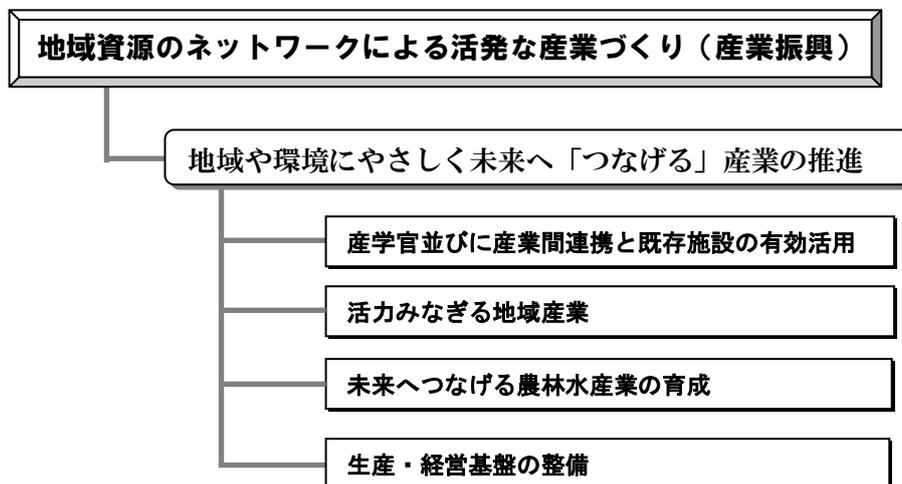
- ①「ふるさと大田創業支援事業」、「メイドイン大田創出支援事業」、「ふるさと大田産業振興アドバイザー設置事業」等により、起業・創業の促進を図る。また、「企業は人なり人材育成事業」により、起業・創業できる人材の育成を図る。
- ②「メイドイン大田創出支援事業」により、新製品・新技術の研究開発の促進を図る。また、「産学官連携」や「農商工連携」により、新分野・異業種進出への可能性を探求し、実現化を図る。

主な施策と事業

施策	事業	付記
新しい産業創出と産学官連携の推進	メイドイン大田創出支援事業【再掲】	
	産学官連携推進事業	各方面の地元代表者による産学官連携推進委員会等により振興策を推進
	ふるさと大田産業振興アドバイザー設置事業	アドバイザーによる起業から販路開拓などに至る相談業務等
	(仮称) 大田産業支援機構設置・運営事業	地場企業や地元事業者の課題を集約し、機動的に活動できる体制を整備
起業・創業の推進	メイドイン大田創出支援事業【再掲】	
	産学官連携推進事業【再掲】	
	ふるさと大田創業支援事業【再掲】	

## 1-4 地域や環境にやさしく未来へ「つなげる」産業の推進

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 産学官並びに産業間連携と既存施設の有効活用

産業の集積や高度化が進む企業の乏しい当市においては、貴重な人的資源や大学・産業技術センターが保有するノウハウの集積を有効に活用する必要があり、地域が一体となって「産学官連携」を推し進めていくことが重要である。

特に、中小零細企業がその大半を占める当市においては、企業自らが商品開発や研究開発所を事業所内において独自に整えることが極めて困難であることから、地域にある「島根県立農業大学校」、「(独) 農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター大田研究拠点（以下「大田研究拠点」という。）」等の研究機関と行政が、有機的に連携を図ることにより、成功事例を積み重ねていくことが求められている。

また、地域ブランドの育成や、観光産業の振興を図るうえでは、「生産から販売まで」、「観光から飲食まで」といった異なる産業間の連携を進めることが重要な要素であることから、今後は、産業間の連携を強化していく必要がある。

新たな国の動きとして、**TPP**への交渉参加表明がなされたところであり、交渉結果によっては、市内の産業界へも大きな影響がでることが想定される。

#### 2 活力みなぎる地域産業

当市は、豊富な地下資源に恵まれており、特に良質な粘土を原料とする石州瓦の製造業が古くから栄えてきた。この瓦産業が地域の「第2次産業」を牽引し、地域経済に大きな役割を果たしてきたところであるが、近年は、住宅建設の低迷や耐震対策による軽量建材への移行により、生産・出

荷量が著しく減少している。

ほかにも、土壌改良や水質浄化に利用されるゼオライト・ベントナイト、加工しやすく墓石や灯籠などに利用される福光石、板ガラスはもとより自動車の鋳型にも利用される珪砂など、地域特有の地下資源があり、それぞれの特性を活かした付加価値の高い製品開発が望まれている。

一方、当市の産業振興のうえで重要な役割を担っている建設業については、一部で新分野への事業展開に取り組まれているが、総じて公共事業が減少する中、全体として景気低迷が続いている。また、市内には住宅関連産業も多く存在しており、大工や左官等職人の技と伝統を活用しながら次代へ伝承することが求められている。

このような状況の中、「大田市産業振興ビジョン」に基づき、企業の事業活動強化を支援し、同時に緊急経済対策へも取り組み、地場産品と市内事業者の利用促進や雇用拡大、ひいては地場産業・地域経済の活性化を目指してきた。

今後は、各分野の課題解決を図りながら、併せて経済対策を実施し、また地域特有の伝統を持つ職人の技法の伝承と育成にも更に力を注ぎ、企業の活動支援と、後継者や次代のリーダーといった人材育成の強化を図る必要がある。

● **製造業における事業所数・従業員数・出荷額の推移**(従業員4人以上の事業所)

(各年12月31日現在)

年次	従業員規模別事業所数							従業者数	出荷額 (万円)
	計	4～ 9人	10～ 19人	20～ 29人	30～ 99人	100～ 299人	300人 以上		
平成17年	114	56	26	13	15	3	1	2,648	4,095,342
平成18年	101	47	23	12	15	3	1	2,667	4,014,703
平成19年	98	46	26	10	12	2	2	2,680	4,456,099
平成20年	102	50	28	8	11	4	1	2,710	4,355,715
平成21年	91	42	28	7	10	3	1	2,464	3,484,469

(資料:工業統計調査)

● 製造業(中分類別)事業所数・従業者数・出荷額の推移(従業員4人以上の事業所)

(各年12月31日現在)

産業中分類	事業所数					従業者数(人)					製造品出荷額等(万円)				
	H17	H18	H19	H20	H21	H17	H18	H19	H20	H21	H17	H18	H19	H20	H21
食料品	35	31	31	32	30	468	432	431	430	432	541,904	564,437	493,170	543,812	561,796
飲料・たばこ・飼料	6	5	5	5	5	44	34	39	42	41	110,197	78,845	277,165	115,818	99,971
衣服	13	12	11	11	10	316	282	270	265	239	90,152	89,868	79,286	80,061	73,524
木材	11	7	7	9	5	70	49	51	59	35	65,287	43,052	47,497	49,597	29,143
家具	3	3	2	2	1	18	17	14	12	7	13,748	11,209	X	X	X
パルプ・紙	2	2	2	2	2	14	14	16	15	15	X	X	X	X	X
出版・印刷	4	3	3	4	3	32	26	26	30	26	20,643	16,199	15,044	18,306	14,811
石油・石炭	1	1	1	1	1	4	4	4	4	5	X	X	X	X	X
プラスチック	1	1	1	1	1	184	199	189	171	151	X	X	X	X	X
皮革	2	2	1	-	-	33	27	4	-	-	X	X	X	-	X
窯業・土石	16	16	16	16	15	432	411	352	402	338	755,452	654,913	533,367	730,291	549,674
非鉄金属	1	1	1	1	1	196	245	370	297	235	X	X	X	X	X
金属製品	4	2	2	2	2	42	27	26	24	26	41,690	X	X	X	X
一般機械	2	2	2	3	2	12	12	14	25	20	X	X	X	27,720	X
電気機械	6	6	6	4	4	269	309	303	213	158	524,006	533,795	600,917	449,473	359,707
電子部品・デバイス	2	2	2	3	3	344	410	418	568	610	X	X	X	918,575	762,127
輸送機械	3	3	3	4	4	96	97	85	84	58	100,385	94,554	120,938	125,752	66,954
精密機械	2	2	2	-	-	74	72	68	-	-	X	X	X	-	-
その他	-	-	-	2	2	-	-	-	69	68	-	-	-	X	X
総数	114	101	98	102	91	2,648	2,667	2,680	2,710	2,464	4,095,342	4,014,703	4,456,099	4,355,715	3,484,469

※Xは事業所が特定される等の為、非公表

(資料:工業統計調査)

### 3 未来へつなげる農林水産業の育成

#### (1) 農業

当市の農業は、水稻を基幹に野菜、果樹、肉用牛等の複合経営が主流であるが、高齢化と担い手不足、有害鳥獣被害の拡大により、生産力は低下し、耕作放棄地が拡大傾向にある。

今後は、重点的に振興する作物を中心とした産地化や、「石見銀山和牛」のブランド化を進め、市場評価を高める取り組みにより、儲かる農業を進めていくとともに、少量多品目による生産と産地直送の組み合わせや、農業生産と加工・販売が融合した6次産業化により、小規模経営でも続けられる農業を進める必要がある。

また、消費者の安全・安心への関心が高まる中、堆肥利用の促進を図るため、耕種農家が利用しやすい仕組みづくりを進め、安全・安心な農産物づくりを進める必要がある。

畜産については、輸入飼料の高騰が生産コストの上昇につながり、畜産経営を圧迫する大きな要因であるため、**耕畜連携**による稲ワラの確保や、水田放牧による労力軽減を図り、安定した畜産経営を図る必要がある。また、家畜の「防疫体制」については、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ

等の家畜伝染病の発生は、地域経済への影響が大きく、予防やまん延防止に向け関係機関と連携して迅速な対応を図る必要がある。

有害鳥獣対策については、被害の拡大が生産意欲の低下につながっていることから、駆除・防除両面からの対策が必要である。

これらの取り組みを推進し、また、農村の維持や活性化のためにも、農業担い手対策として「認定農業者」や「集落営農組織」等、多様な担い手を育成していく必要がある。

## (2) 林業

林業については、環境保全や水源涵養などの森林が持つ多面的機能を保持しながら、利用間伐を見据えた木材生産団地化の推進や、収穫時の優良素材生産につなげるための適正な保育施業等、森林管理のための路網の整備が必要である。

また、豊かな森林資源を活かす林業・木材産業の活性化を図るため「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実現が必要である。

## (3) 水産業

水産業については、漁業資源の減少、高齢化等による労働力不足、魚価の下落などにより、漁業経営は極めて厳しい状況であり、その改善に向けて、漁業生産構造の再編合理化を図るとともに、引き続き、種苗放流による資源の確保に努める必要がある。

また、地産地消、魚食普及の推進、大田産魚のブランド化等、売る手法についての検討も必要である。

### ● 専兼業別農家数

年次	総農家数	専 兼 業 別		
		専 業	1 種 兼 業	2 種 兼 業
昭和55年	5,924戸	(15.2%) 899戸	(15.4%) 913戸	(69.4%) 4,112戸
昭和60年	5,300戸	(17.6%) 932戸	(10.8%) 571戸	(71.6%) 3,797戸
平成2年	4,426戸	(18.9%) 837戸	(7.2%) 317戸	(73.9%) 3,272戸
平成7年	3,955戸	(20.8%) 824戸	(10.4%) 409戸	(68.8%) 2,722戸
平成12年	2,284戸	(19.3%) 440戸	(8.3%) 190戸	(72.4%) 1,654戸
平成17年	1,753戸	(23.6%) 414戸	(7.8%) 137戸	(68.6%) 1,202戸
平成22年	1,436戸	(29.8%) 428戸	(7.7%) 110戸	(62.5%) 898戸

※平成12年より販売農家のみ計上

(資料：農業センサス)

● 農業就業人口

年次	計	男女別		年齢階層別		
		男	女	16～29歳	30～59歳	60歳以上
		(34.7%) 2,545人	(65.3%) 4,796人	(4.7%) 346人	(44.7%) 3,283人	(50.6%) 3,712人
昭和55年	7,341人	(34.7%) 2,545人	(65.3%) 4,796人	(4.7%) 346人	(44.7%) 3,283人	(50.6%) 3,712人
昭和60年	6,752人	(36.0%) 2,428人	(64.0%) 4,324人	(3.8%) 253人	(36.2%) 2,446人	(60.0%) 4,053人
平成2年	5,755人	(37.7%) 2,171人	(62.3%) 3,584人	(2.5%) 147人	(27.3%) 1,570人	(70.2%) 4,038人
平成7年	5,168人	(40.2%) 2,076人	(59.8%) 3,092人	(3.2%) 164人	(18.5%) 959人	(78.3%) 4,045人
平成12年	3,287人	(42.7%) 1,404人	(57.3%) 1,883人	(4.3%) 142人	(16.0%) 524人	(79.7%) 2,621人
平成17年	2,561人	(45.7%) 1,171人	(54.3%) 1,390人	(4.6%) 117人	(13.3%) 341人	(82.1%) 2,103人
平成22年	2,099人	(48.3%) 1,014人	(51.7%) 1,085人	(3.6%) 75人	(12.0%) 252人	(84.4%) 1,772人

※平成7年のみ年齢階層(16～29歳)は(15～29歳)の人数

(資料: 農業センサス)

※平成12年より販売農家のみ計上

● 経営耕地規模別農家数

年次	総農家数	経営耕地規模別農家数					
		0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上
昭和55年	5,924戸	(53.1%) 3,144戸	(34.6%) 2,050戸	(8.5%) 506戸	(2.3%) 134戸	(0.9%) 54戸	(0.6%) 36戸
昭和60年	5,300戸	(54.1%) 2,864戸	(33.1%) 1,753戸	(8.4%) 445戸	(2.3%) 122戸	(1.3%) 71戸	(0.8%) 45戸
平成2年	4,426戸	(53.2%) 2,358戸	(32.9%) 1,454戸	(8.9%) 393戸	(2.5%) 110戸	(1.4%) 63戸	(1.1%) 48戸
平成7年	3,955戸	(54.0%) 2,134戸	(32.1%) 1,271戸	(7.9%) 313戸	(3.0%) 118戸	(1.6%) 64戸	(1.4%) 55戸
平成12年	2,284戸	(36.7%) 838戸	(43.7%) 999戸	(11.5%) 263戸	(3.1%) 71戸	(2.4%) 54戸	(2.6%) 59戸
平成17年	1,753戸	(34.5%) 606戸	(44.4%) 778戸	(11.7%) 205戸	(3.7%) 64戸	(2.8%) 49戸	(2.9%) 51戸
平成22年	1,464戸	(33.1%) 486戸	(41.9%) 614戸	(12.8%) 188戸	(3.8%) 56戸	(3.5%) 51戸	(4.7%) 69戸

※平成12年より販売農家のみ計上

(資料: 農業センサス)

● 家畜・家きん飼養状況

(各年2月1日現在)

年次	乳用牛		肉用牛		採卵鶏	
	農家数 (戸)	頭数 (頭)	農家数 (戸)	頭数 (頭)	農家数 (戸)	羽数 (千羽)
平成18年	23	3,449	166	2,583	2	212
平成19年	23	3,317	163	2,617	2	218
平成20年	21	3,401	149	2,549	2	227
平成21年	20	3,504	137	2,301	2	231
平成22年	17	3,579	130	2,215	2	230
平成23年	17	3,555	122	2,353	2	245

(資料: 農林水産課)

## ● 水産漁獲高・漁獲量の推移

年次	漁獲高 (千円)	対前年比 %		漁獲量 (t)	対前年比 %	
平成18年	2,906,354		6.9	7,611		18.1
平成19年	3,167,697		9.0	8,074		6.1
平成20年	3,024,858		△4.5	7,909		△2.0
平成21年	2,828,760		△6.5	8,037		1.6
平成22年	2,525,095		△10.7	7,059		△12.2
平成23年	2,729,119		8.1	7,588		7.5

(資料:農林水産課)

## 4 生産・経営基盤の整備

世界的な金融不安や円高、更には、「東日本大震災」の間接的な影響等により、経営環境が悪化する中、中小企業においては、経営や設備投資に係る資金繰りも困難となっており、安定した経営が図られず、円滑な資金調達が困難となっている。

また、地域産業を創造するうえで、地域で採れる1次産品や豊かな自然、更には、建築業界における大工や左官等で“匠”と呼ばれる人たちの“技”は、当市の貴重な地域資源である。

地域資源を活用した産品の生産や開発、販路開拓を強力に進めていくため、ほ場整備、漁場整備、利用間伐の森林施業や路網整備等、生産基盤の整備や各種事業に取り組む際の融資制度、利子補給の支援等の経営基盤を整備し、引き続き、実施する必要がある。

また、市内4箇所の市場を統合し、平成25年度のオープンを目指して、和江漁港へ新たな「地方水産物卸売市場」をJFが開設する予定であり、この統合市場のスケールメリットを活かすことにより、出荷流通機能を合理化し、魚価のアップにつなげることで生産者の収入増が期待されるところである。

### 方向と目標

- 地域内メーカー等の連携や生産・販売・消費までの流通ネットワークを構築し、新たなブランドづくりを促進する。
- 農林水産業の育成による産業振興を図る。
- 生産・経営基盤の整備・強化を図る。

### 施策の内容

#### 1 産学官並びに産業間連携と既存施設の有効活用

##### (1) 既存施設の有効活用

- ①「大田研究拠点」や「島根県立農業大学校」、「島根大学」、「島根県立大学」、「島根県産業技術センター」等の研究機関や専門機関のノウハウ・ネットワークを活用し、生産者・事業者

を抱える課題に素早く対応できる体制を整える。

## (2) 産業間連携の強化

- ① 「(仮称) 農商工連携推進協議会」や異業種交流会等の開催により、産業間連携を強化し、地域ブランドの育成や観光産業の振興を図る。

## 2 活力みなぎる地域産業

- ①引き続き経済対策に取り組み、地場産品と市内事業者の利用促進、雇用の拡大を図る。併せて、島根県において実施の石州瓦や県産木材への助成制度、資金繰り安定化対応資金の緊急経済対策について、相乗して効果が発揮できるよう継続実施を働きかける。
- ②関係機関との連携により、粘土をはじめとする地下資源の効率的な活用や再利用、付加価値の高い商品開発を促進する。
- ③他と差別化でき、付加価値の高い大田市発の新商品や新技術の開発、新規販路開拓等を支援する「メイドイン大田創出支援事業」を活用し、意欲的で、先進的に取り組む企業創出を促進する。
- ④会議所や商工会等の関係機関と連携し、「ふるさと大田産業振興アドバイザー設置事業」を活用し、企業体質の強化を図る。
- ⑤産学官・農商工連携をはじめ、幅広い分野を含めた研究会等により、市内産業の高度化、新産業創出を検討・促進する。
- ⑥「大田地域人材確保促進協議会」の事業強化による人材確保と、「島根中央地域職業訓練センター」の活用による人材育成を図る。
- ⑦「ものづくり名人登録制度」において、その卓越した職人技や伝統技法について社会的な評価を高め、更に、出張教室の活用により、次代を担う子供たちがその名人技とふれあう機会を増やし、伝統技法の継承や後継者育成を図る。

## 3 未来へつなげる農林水産業の育成

### (1) 農業

- ①振興作物の生産拡大を図るとともに、「石見銀山和牛」のブランド化を図る。
- ②地産地消や産地直送等の農産物販売チャンネルを増やし、農産物の生産・販売促進を図る。
- ③農産物加工による付加価値化を図り、6次産業化を推進する。
- ④安全・安心な農産物づくりを進める。
- ⑤耕畜連携を強化し、稲ワラの確保と堆肥の利用を進める。
- ⑥畜産における飼育管理の軽減と遊休農地の活用のために放牧を推進する。
- ⑦集落等で実施する鳥獣被害対策の取り組みを支援する。
- ⑧「認定農業者」や「集落営農組織」等、多様な担い手を育成する。

### (2) 林業

- ①「大田市森林整備計画」に基づく、健全な森林づくり、木材生産と安定供給の体制づくり、地域産材の利用促進を図るため、山林境界の明確化、適正な保育施業、作業道等の路網整備

---

を行う。

(3)水産業

- ①「大田市漁業振興プラン（仮称）」を策定し、当市における今後の水産業の方向性を示す。
- ②漁業における資源保護を図り、将来にわたって魅力ある漁業を構築するために、JFが実施する「小型底びき網漁船」の減船事業への取り組みを支援する。
- ③ヒラメの中間育成、アワビの放流など、資源増殖事業の継続的な実施に併せ、アマダイの中間育成について検討する。
- ④「銀華」として「東京都中央卸売市場築地市場」に売り出している「アマダイ」のブランド化に向けて支援する。
- ⑤魚食の普及や地産地消をJFや各種団体とともに推進する。

---

**4 生産・経営基盤の整備**

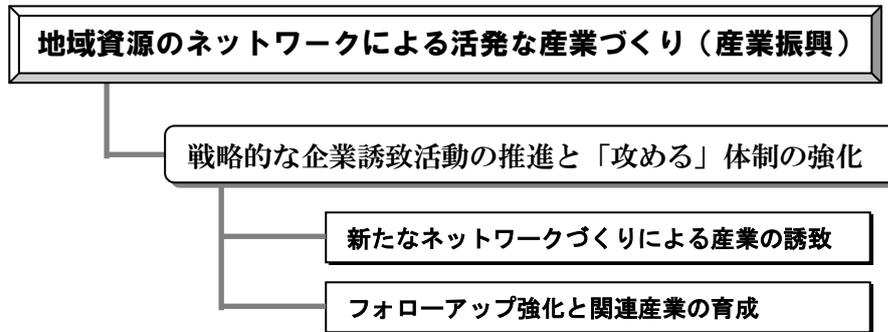
- ①島根県や「(公財)しまね産業振興財団」等が実施する中小企業にとって有利な制度が、円滑に活用出来るよう支援する。
- ②ほ場整備、漁場整備、森林施業等の生産基盤の整備や融資制度、利子補給等による経営支援を行う。
- ③水産業の販売流通機能の強化のため、統合市場の建設に対する支援を行うとともに、アクセス道路や周辺環境の整備を促進する。

主な施策と事業

施策	事業	付記
産学官並びに産業間連携と既存施設の有効活用	産学官連携推進事業【再掲】	
	ふるさと大田産業振興アドバイザー設置事業【再掲】	
	農業振興施設改修事業	農業振興施設の改修
活力みなぎる地域産業	ふるさと大田産業振興アドバイザー設置事業【再掲】	
未来へつなげる農林水産業の育成	担い手総合支援事業	認定農業者、集落営農組織等の育成支援
	農業者戸別所得補償推進事業	生産調整の推進基盤の整備
	企業参入・連携支援事業	企業の農業参入時に必要な施設や機械整備を支援
	中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域等の耕作放棄防止及び担い手の育成を促進
	有害鳥獣被害対策事業	有害鳥獣の駆除、被害防止施策の普及
	肉用牛振興対策事業【再掲】	
	市有林造林事業	市有林等の保育（下刈り、徐伐、枝打ち、間伐）と管理
	島根県林業公社受託造林事業	分収林の保育（下刈り、徐伐、枝打ち、間伐）と管理
	森林（もり）づくり交付金事業	保育に必要な作業路開設や機械整備
栽培漁業推進事業	ヒラメ、アマダイ稚魚の中間育成・放流とあわび稚貝の購入費支援	
生産・経営基盤の整備	ふるさと大田産業振興アドバイザー設置事業【再掲】	
	小規模事業指導事業	会議所、商工会が行う小規模事業所への指導事業に対する支援
	農業近代化資金等利子補給	借り入れた農業近代化資金の利子の一部を支援
	農地・水保全管理支払交付金	農業生産資源の維持保全活動及び環境保全活動に対し支援
	農業農村整備事業	農業用排水施設整備、ほ場整備
	農業用施設維持補修支援事業	公共性の高い農業施設の維持補修
	水産物卸売市場再編事業	市場統合による販売流通機能の強化、漁業経営の安定及び漁村地域の活性化
	漁業生産構造再編事業	JFが実施する小型底引き網漁船の減船事業に対する支援

## 1-5 戦略的な企業誘致活動の推進と「攻める」体制の強化

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 新たなネットワークづくりによる産業の誘致

企業誘致は、産業集積や地域産業を牽引する地元企業が少ない当市において、新たな雇用はもとより、地元企業の受注の増加、地域の所得の増大、税収の増加などをもたらし、定住促進につながる即効性・波及性に優れた地域振興策であり、地場産業の振興、育成とともに産業振興施策の両輪である。

「東日本大震災」がもたらしたサプライチェーン（開発、部品調達、製造、配送、販売）の寸断による経験から、企業におけるリスク分散への意識が高まっており、同時に、「東京電力(株)」管内等の電力不足への懸念などもあり、生産体制を西日本で強化する動きも出ている。

「波根地区工業団地」への誘致対策として、平成 23 年 3 月より分譲価格の値下げを行い、割賦期間を最大 10 年に引き延ばした。また、「事業用定期借地制度」の導入も行い、平成 23 年 4 月には「波根地区工業団地」に市内事業者 1 社の進出があった。

また、平成 23 年 7 月には、「大田市企業立地奨励条例」を改正し、優遇制度の対象となる要件の緩和と助成割合の見直しを行い、小規模な設備投資で少数の雇用の創出が図られる場合においても助成金の交付を可能とし、誘致に限らず地元企業の設備投資の促進を図っている。

また、三瓶山麓では、湧水を利用したミネラルウォーターの製造がはじまるなど、地域の資源を活用して事業化が進む事例も見受けられる。

しかしながら、企業は、工場立地の選定に対し、本社・他の自社工場への近接性、地価、市場への近接性、原材料の便といった事項を最も重視しており、本社等のある都市圏から遠距離に位置し、高速交通網の整備が進んでいない当市においては、製造業を中心とした誘致活動は極めて厳しい状況にあり、高速交通網の整備を促進する必要がある。

また、「波根地区工業団地」への企業進出を促進するため、都市圏から遠距離にあってもその影響が比較的少ないコールセンター業の誘致や、地域資源や技術を活用した関連産業の誘致を戦略的に進める必要がある。

そのため、「波根地区工業団地」内の高速通信網の整備についても早期に実施する必要がある。

## 2 フォローアップ強化と関連産業の育成

市内には1,000名を超える雇用の場を創出している6社の誘致企業があり、地域経済の発展に多大な好影響をもたらしている。

米国発の経済不況の影響は、市内誘致企業にとっても例外でなく、事業活動は、一時期厳しい状況に直面したものの、アジア地域を中心とする海外経済の改善等により、電子部品製造業の設備稼働率は、不況前を超えるところまで回復してきており、輸送機械・人工皮革についても同様に回復傾向にある。

しかし、各企業とも取引先からのコストダウンの要求は厳しく、利益率は必ずしも売上に比例しているとは言えない状況である。

このような状況の中、国内企業全般に事業の再構築が図られており、事業所の閉鎖や市場との距離、円高、法人税率、人件費等の観点から、生産拠点を海外に移す傾向が顕著になってきている。

市内誘致企業においても、生産活動を当地で行う意義を自ら問う中で、生産活動の更なる効率化を図り、また、社会貢献活動等を積極的に行うなど、自らの生き残りと持続的な発展に向け全力で取り組みを進めているところである。

誘致企業のフォローアップは、地元企業の育成と並んで産業振興の両輪となる重点施策であり、企業が地域とともに歩み、持続的に発展していく環境作りを、企業と一体となって取り組む必要がある。

### 方向と目標

- 企業誘致は、他地域との競争に打ち勝つためのまさに営業活動であり、情報の収集と情報発信体制を強化し、新たなネットワークづくりを図る。
- 戦略的な企業誘致を推進するとともに、既存誘致企業へのフォローアップ強化と関連する産業の育成に取り組む。

### 施策の内容

#### 1 新たなネットワークづくりによる産業の誘致

- (1) 「波根地区工業団地」分譲に向けた取り組み
  - ①山陰道をはじめとした道路網の整備促進や工業団地内の高速通信網の整備を進める。
  - ②分譲価格や賃貸価格について、見直しや検討を行う。
- (2) 戦略的な誘致活動の推進
  - ①コールセンター業や地域資源、市内の技術を活用する業種、既存誘致企業の関連業種等を対象とした毎年の企業誘致方針を定め、評価・検証を行いながら戦略的に誘致活動を進める。

- ②企業が立地を検討するうえで必要な優遇施策について、適宜、見直しを図る。
- ③島根県や「ふるさと大田産業振興アドバイザー」等の市出身者との情報交換を積極的に行うことに加え、外部委託により企業の立地動向の情報を効率的に取得する。

## 2 フォローアップ強化と関連産業の育成

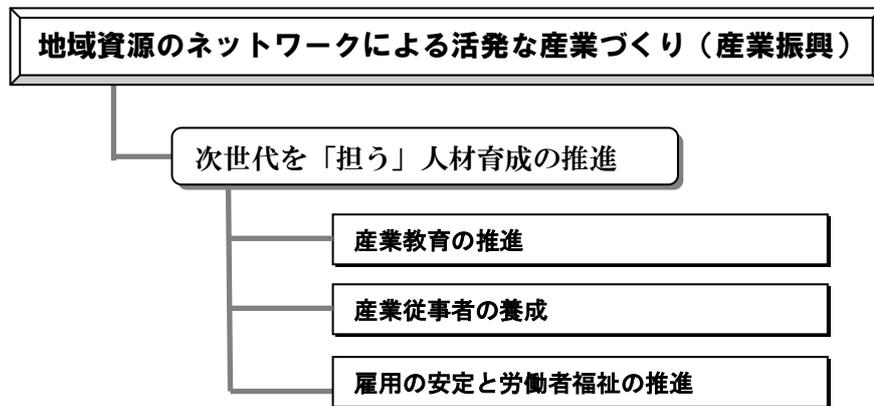
- ①既存誘致企業並びに関連企業への訪問を積極的に行い、企業が直面する課題一つひとつに耳を傾け、課題解決のサポートを行うことで、企業の持続的発展と関連企業の育成につなげる。

### 主な施策と事業

施策	事業	付記
新たなネットワークづくりによる産業の誘致	企業誘致対策事業	誘致活動経費、情報収集等外部委託経費
	ふるさと大田産業振興アドバイザー設置事業【再掲】	
	波根地区工業団地情報インフラ整備事業	高速通信網の整備
フォローアップ強化と関連産業の育成	企業誘致対策事業【再掲】	

## 1-6 次世代を「担う」人材育成の推進

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 産業教育の推進

過疎化、少子高齢化が進む当市において、地域活性化と定住促進のための就労の場の確保は喫緊の課題であるが、新規学卒者をはじめとする若年層の都市部への流出により、人材の確保は困難な状況となっている。

これに歯止めをかけるため、次代を担う市内の子供たちを中心に、地域の産業の実態や地域資源に少しでも興味を持ち理解してもらうことで、将来的な市内での産業従事、また、定住につながるような教育を行う必要がある。

#### 2 産業従事者の養成

新規学卒者をはじめとした若年層や、優れた技術、豊富な経験・知識を有するU・J・Iターン者の受け皿整備は、不可欠な要素である。

人材確保については、「大田地域人材確保促進協議会」において、各種事業や情報提供などに取り組み、人材育成については、「(独)雇用・能力開発機構」から当市に無償譲渡された「島根中央地域職業訓練センター」を拠点として、教育訓練・能力開発等の各種訓練が実施されており、引き続き、人材確保と育成に努める必要がある。

また、市内農業、漁業の状況は、従事者の高齢化により、担い手の不足が進行しており、農業、漁業の振興、農山漁村の維持・活性化のためにも、新たな就業者の養成が必要である。

#### 3 雇用の安定と労働者福祉の推進

誘致企業を中心とした地元事業者においては、そのニーズに即した優秀な人材の確保を望んでおり、求職者・求人者双方のニーズを把握し、また、調整することで、雇用の確保と定住につなげる

ことが望まれている。

労働者福祉においては、労働者福祉施設である「サンレディー大田」を活用し、研修・交流等各種活動を通じて、働く女性などの能力開発や福祉の増進、教育の向上や文化の振興に成果を挙げたところであるが、労働者の意識の変化、価値観の多様化といった社会情勢の変化への対応、また、建物や設備の老朽化に伴う多額の修繕費用が必要なことから、同様な施設との存在意義と、利用形態の整合を図りながら、労働者福祉に取り組む必要がある。

更に、中小企業労働者の福利厚生の実施のため、「(財)島根県西部勤労者共済会」への事業者の加入促進に努め、また、採用や昇進等において不当な差別がされないよう、引き続き労働環境の充実を図る必要がある。

## 方向と目標

- 全ての産業が抱える人材育成・後継者・担い手育成等の課題を解決するため、職業訓練体制の充実並びに関係団体と連携した人材育成施策を展開する。
- 大田市の産業を正しく理解し、正しく伝え、将来の大田市を担う人材を育成するために、関係機関と連携を図りながら地域産業教育を進める。
- 市民が地域資源について正しく理解するための情報発信を積極的に行う。

## 施策の内容

### 1 産業教育の推進

- ①市内の子供たちを対象とした、地域産業の実態などを紹介した「産業読本」や、「ものづくり名人の出張教室」の開催により、実際に名人技にふれあうことで、地域産業の実態や地域資源への興味・理解を深める。

### 2 産業従事者の養成

- ①「大田市産業振興ビジョン」による各種事業を活用した産業振興での雇用拡大を図り、就労の場の確保と定住を促進する。
- ②「大田地域人材確保促進協議会」との連携を強化し、事業の拡充と情報発信を行う。
- ③「島根中央地域職業訓練センター」を積極的に活用し、多様な人材の確保と育成に努める。
- ④人材確保、雇用開発に係る国・県の各種支援制度を有効に活用する。
- ⑤関係機関と連携し、農業、漁業における新規就業者の技術の習得や、経営安定のための支援などに取り組む。

### 3 雇用の安定と労働者福祉の推進

- ①新規学卒者をはじめとする若年層や、U・J・Iターン者の求職ニーズと、地元企業の求人

ニーズを把握し、双方のマッチングを図り、地域雇用の増と定住を目指す。

②労働者福祉の拠点となる施設については、他の同様な施設との意義や、利用形態の整合を図り、修繕を含めた効率のよい施設運営と事業実施により、安定した労働者福祉を図る。

③事業者に対し「(財)島根県西部勤労者共済会」への加入を促進し、労働者の福利厚生の実現を図る。

## 主な施策と事業

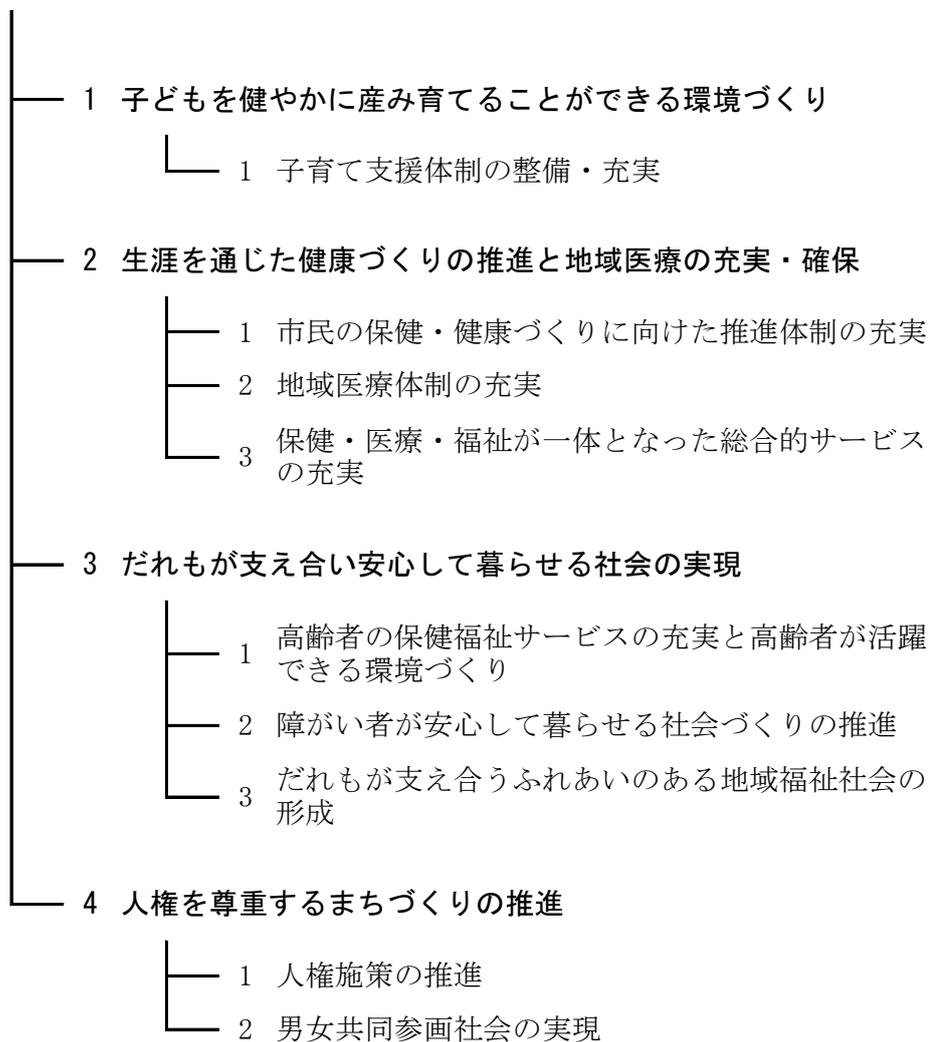
施策	事業	付記
産業教育の推進	産業教育推進事業	中学校社会科のカリキュラムに応じた大田市の産業実態を明らかにした「産業読本」を製作し、地域産業学習に利用
産業従事者の養成	企業は人なり人材育成事業	販路拡大や業務の充実・拡大に必要な技術・知識等を習得する研修活動等への支援
	人材能力開発事業	「島根中央能力開発振興協会」が行う職業能力開発事業への支援
	新規農業者育成事業	おおだ農援塾を開催し、農業研修による新規農業者を育成
	若い農業者等就農促進対策事業	農業への新規就業者に対する支援
	新規自営漁業者定着支援事業	漁業への新規就業者に対する支援
雇用の安定と労働者福祉の推進	人材能力開発事業【再掲】	
	(財)島根県西部勤労者共済会運営費負担金	中小企業勤労者への福利厚生事業を行う団体の運営費負担

## **第2章**

**だれもが住みよく、  
安心・やすらぎを感じる  
生活づくり**

## 2. だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる生活づくり

### 《施策体系》



## 2-1 子どもを健やかに産み育てることができる環境づくり

### 施策体系

だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる生活づくり（保健・医療・福祉）

子どもを健やかに産み育てることができる環境づくり

子育て支援体制の整備・充実

### 現況と課題

#### 1 子育て支援体制の整備・充実

平成18年度に「大田市次世代育成支援行動計画」を策定し、「すべての住民が子育ての喜びを実感できるまちづくりをめざして」を基本理念に掲げ、重点かつ総合的に子育て支援策を推進してきた。

この4年間の当市の合計特殊出生率は、全国、島根県と比較しても高い水準で推移しているが、出生率の低下により就学前児童数は、依然として減少傾向にあり、特に中山間地域においては、若年層の減少とあいまって、児童数の減少は深刻な問題となっている。

また、核家族化などによる家族形態の変化により、育児不安を抱える母親は増加傾向にある。子育てサロン・サークル・公民館等においては、子育ての相談や情報交換ができる場所となっており、各地区の社会福祉協議会ごとにネットワークを形成し、それぞれの地域で子育て家庭への支援の取り組みがはじまっているが、地域によっては、子育ての協力者が不足するなど、さまざまな課題も出てきており、今後も地域で子育て家庭を支えあう環境づくりを行う必要がある。

保育サービスについては、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育の拡充、休日保育の実施等、特別保育事業を拡充してきたが、今後、更に就業を希望する保護者もみられることから、こうした保育ニーズに対応する保育サービスの充実や、途中入所希望の待機児童の解消に対応するため、「家庭的保育（保育ママ）事業」などの充実が求められている。また、多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所については「指定管理者制度」を導入するなど、効率的で効果的な保育所運営を行っており、今後、更に民営化も含めて民間活力を活用した保育所運営の必要がある。

子育てに伴う経済的な負担が少子化を招いている要因の一つとして言われており、当市では、子育て家庭の経済的負担の軽減として、「保育料の軽減」、「子ども医療費の助成制度」等を行っているが、今後も引き続き子育て中の家庭に対して、経済的な負担の軽減に努める。

児童虐待防止については、「大田市要保護児童対策地域協議会」の設置により、関係機関等と連携を図りながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めており、今後も引き続き関係機関との連携を強化し、児童虐待防止に努める。

● 保育所等園児数の推移

(4月初日在籍人員)

区分	名称	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		定員	人数	定員	人数										
公立	大田保育園	90	91	90	93	90	107	90	93	90	98	90	94	90	91
	長久保育園	60	68	60	81	80	77	80	76	80	90	80	81	80	87
	静間保育園	20	24	20	31	30	25	30	34	30	35	30	43	45	49
	鳥井保育園	90	56	90	47	45	45	45	38	45	43	45	37	45	45
	久手保育園	70	71	70	73	70	82	90	90	90	92	90	81	90	86
	波根保育園	45	43	45	47	45	43	45	60	60	60	60	64	60	73
	池田保育園	20	18	20	17	20	17	20	21	20	20	20	18	20	20
	川合保育園	60	38	60	44	60	49	60	51	60	54	60	53	60	48
	久利保育園	20	26	20	31	45	47	45	53	45	50	50	54	50	54
	水上保育園	20	22	20	22	20	24	20	21	20	24	20	20	20	23
	相愛保育園	120	127	120	125	120	132	120	133	120	130	120	140	120	132
	温泉津保育所	40	30	60	47	60	53	60	44	60	41	60	42	60	40
	湯里分園	20	11	20	8	20	10	20	10	20	9	20	10	20	9
	仁摩保育所	120	109	120	119	120	128	120	122	120	110	120	112	120	109
	福波保育所	20	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	815	747	815	785	825	839	845	846	860	856	865	849	880	866	
私立	あゆみ保育園	120	121	120	130	120	130	120	128	120	137	120	139	130	140
	志学保育園	20	15	20	15	20	10	20	12	20	15	20	15	20	16
	みどり保育園	20	12	20	12	20	13	20	13	20	9	20	9	20	14
	いそたけ保育園	—	—	—	—	45	38	45	40	45	35	45	37	45	35
	大屋保育園	20	18	20	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	180	166	180	178	205	191	205	193	205	196	205	200	215	205
認可外	北三瓶保育園	30	11	30	8	30	8	30	8	30	6	30	5	30	5
	たんぼぼ保育所	—	—	—	—	—	—	—	—	20	9	20	12	20	20
	小田保育園	25	13	25	18	25	12	25	12	25	6	—	—	—	—
	こばと保育園	60	30	60	50	60	40	60	37	60	35	60	28	60	36
	柳瀬保育園	30	15	30	12	30	15	30	13	30	10	30	8	30	6
	五十猛保育園	40	40	40	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	朝山幼稚園	20	9	20	9	20	13	20	13	20	10	20	9	20	6
	大森幼稚園	20	13	20	15	20	12	20	15	20	12	20	13	20	6
	大代幼稚園	20	6	20	6	20	7	20	8	20	5	20	6	20	5
計	245	137	245	154	205	107	205	106	225	93	200	81	200	84	
家庭的保育施設	ステップルーム(保育ママ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	3
合計	1,240	1,050	1,240	1,117	1,235	1,137	1,255	1,145	1,290	1,145	1,270	1,130	1,300	1,158	

(資料:子育て支援課)

## 方向と目標

- 少子化に対応し、若者定住の促進を図るため、地域における子育て支援サービスの充実を図る。
- 公立保育所の民間活力導入を図り、多様化する保育ニーズに対応するとともに、「保育料の軽減」等の保育サービスを充実する。
- 児童の健全育成や児童虐待の防止等に積極的に取り組み、子どもを健やかに産み育てることができる環境づくりを推進する。

## 施策の内容

### 1 子育て支援体制の整備・充実

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

- ①すべての子育て家庭への支援を行う観点から、「地域子育て支援センター」等による情報提供や相談体制の整備を進める。
- ②男女が協力して仕事と子育て・家事を両立することについて、教育・啓発等を推進する。

#### (2) 保育サービスの充実

- ①さまざまな家庭の保育ニーズに対応するため、保育サービスの提供体制を整え、待機児童の解消に努める。
- ②多様化する保育ニーズに応えるため、公立保育所への民間活力の導入などを図る。

#### (3) 子育て支援ネットワークづくり

- ①育児不安や孤立感を解消するために、子育て中の家庭・子育てグループと、子育て支援を行う団体・関係機関等が協働しながら、すべての子ども達を支えあうためのネットワークづくりを進める。

#### (4) 児童の健全育成

- ①心豊かでたくましい子どもを育むため、地域資源や人材を活用したふるさと教育や、子どもの居場所づくりなどの事業を推進する。

#### (5) 経済的支援

- ①子どもの医療費の助成、保育所の保育料の負担軽減等を行い、子育て家庭への経済的支援の充実に努める。

#### (6) 要保護児童への対応

- ①児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応、保護・支援のため、「大田市要保護児童対策地域

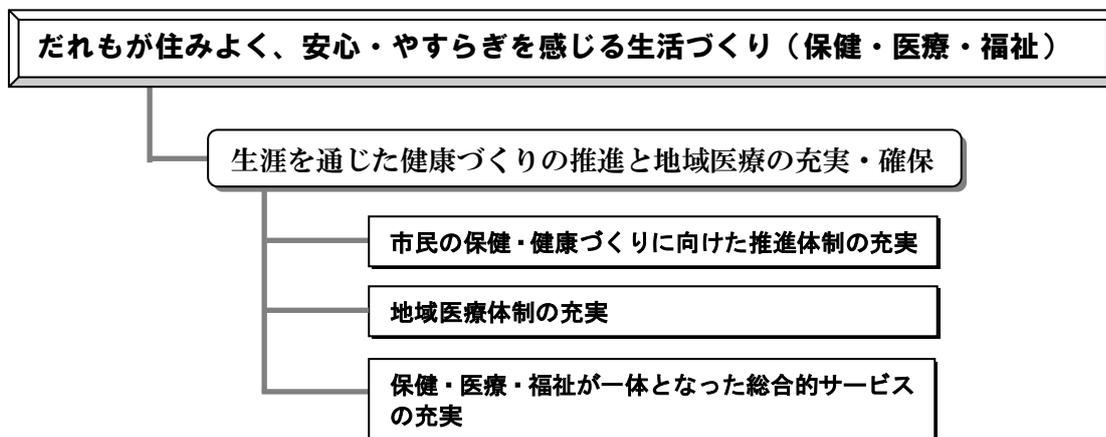
協議会」を構成する関係機関・団体等との連携やネットワークづくりの強化に努める。

主な施策と事業

施 策	事 業	付 記
子育て支援体制の整備・充実	少子化対策関連啓発事業	少子化対策関連団体への支援
	こんにちは赤ちゃん絵本事業	乳児健診時に絵本を手渡し、読み聞かせのアドバイスを実施
	保育所特別事業	一時預かり、延長保育、病後児保育等の保育サービスの充実
	障がい児保育事業	民間保育所による障がい児保育事業への支援
	公立保育所施設整備事業	施設改修等
	おじいちゃんおばあちゃん保育ボランティア事業	保育ボランティアを通じての中高年と園児の世代間交流
	第3子以降保育料の無料化	第3子以降3歳未満の児童にかかる保育料の無料化
	私立保育園委託料	市内7園及び市外広域入所にかかる運営費の支弁
	民間保育所施設整備支援事業	「大田市次世代育成支援行動計画」に沿った民間保育所の施設整備に対して助成
	家庭的保育事業	待機児童対策として、家庭的保育者（保育ママ）による保育の拡充
	要保護児童対策事業	要保護児童の早期発見、関係機関との連携
	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの拡充
	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターの充実
	ファミリーサポートセンター事業	会員組織の育児援助
	子育て拠点づくり事業	地域における子育て拠点となる活動事業実施団体への支援
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母が就職・転職に有利な資格取得等に係る経費を支援	

## 2-2 生涯を通じた健康づくりの推進と地域医療の充実・確保

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 市民の保健・健康づくりに向けた推進体制の充実

健康で心がふれあう社会を目指して、生涯を通じた健康づくりを推進しているが、特に、**ハイリスク妊婦**や、育児不安への対応を要する親については、増加傾向にあり、子どもや親に対する健康確保などの支援体制の充実、子育てに伴う保護者への経済的負担の軽減が必要となっている。

一方、壮年期や高年期においては、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が死亡原因の6割を占めており、また、重大な危険因子と考えられる糖尿病、高血圧症、高脂血症が増加している傾向にある。

そのため、壮年期から高年期の保健対策に重点を置くとともに、子どもの頃からの生活習慣病予防対策の推進や、**食育**の推進、食生活の改善、歯科保健の推進、健康づくりのための運動の推進など、総合的な生活習慣病予防対策に取り組む必要がある。

健康づくりは、市民自らが健康に関心を持ち、その必要性を自覚したうえで、生活習慣の行動変容をとげなければ効果を挙げることができない。そのため、平成23年度に策定した「大田市健康増進計画」に基づき、市民の地域活動や各組織と連携しながら、市民一人ひとりが積極的に健康づくりに参加し、生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進していく体制を構築する必要がある。

#### 2 地域医療体制の充実

広範な行政区域を有し、また、中山間地域に集落が点在する本市においては、市民の生命と健康を維持する医療の確保は極めて重要な課題である。

本市における医療機関は、その大半が市内中心部に集中しており、高齢化率の高い中山間地域では、医療施設の無い地区があり、公共交通機関の脆弱性ともあいまって、医療機関を利用しにくい状況である。

医師については、高齢化が進み、今後は、診療機関の無い地域の増加や、無医地区の発生が予想されることから、当市全域における医療確保は喫緊の課題である。

市立病院は、平成11年2月1日に国から移譲を受け、当市はもとより、邑智郡も含めた県央地域の大田二次医療圏の中核病院として、急性期医療を担うとともに救急医療や周産期医療、リハビリテーション医療、透析医療等を提供してきた。しかしながら、国の医療制度改革や新臨床研修制度等の影響を受け、医師、看護師の確保が困難な状況となり、また、平成22年4月には、外科医・整形外科医の常勤医師が不在となり、救急指定病院の告示を取り下げざるを得ない事態となるなど、診療機能が急速に低下している。

このような状況の中、診療機能強化と総合医育成のため、「島根大学医学部」への当市からの寄附による「総合医療学講座」が開設され、市立病院内には臨床をとおした教育・研究・研修の拠点となる「大田総合医育成センター」が設置され、総合医療の研修や実証、診療が行われることとなり、今後の市立病院における診療機能の強化が期待される。

また、市立病院は、保健・福祉とのいっそうの連携を図るとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保並びに医療機器等の整備を充実し、地域医療支援機能を持った中核病院としての総合的な医療の確保を図る必要がある。

加えて、市立病院は、築後40年以上を経過しており、新病院建設に向けた検討が必要であり、改めて大田二次医療圏内や近隣医療機関との役割についての検証を行い、それに基づいた施策の推進が求められる。

## ● 医療機関の状況

(各年12月31日現在)

年次	病院		施設数				
	施設数	病床数	一般診療所		歯科診療所	助産所	薬局
			有床	無床			
平成17年	2	549	12	50	13	2	8
平成18年	2	549	9	42	14	0	10
平成19年	2	549	9	43	14	0	10
平成20年	2	549	9	49	15	0	10
平成21年	2	549	9	53	15	0	14
平成22年	2	549	8	47	14	0	14

(資料: 県央保健所)

## ● 保健医療者関係者数

(平成20年12月31日現在)

区 分	医 師		歯科医師		薬剤師		保健師	
	総数	人口10万人当り	総数	人口10万人当り	総数	人口10万人当り	総数	人口10万人当り
大田市	80	204.7	16	40.9	53	135.6	21	53.7
島根県	1,911	263.6	400	55.2	1,143	157.7	430	59.3
全 国	286,699	224.5	99,426	77.9	267,751	209.7	43,446	34.0

区 分	助産師		看護師		准看護師		歯科衛生士	
	総数	人口10万人当り	総数	人口10万人当り	総数	人口10万人当り	総数	人口10万人当り
大田市	10	25.6	257	657.5	209	534.7	29	74.1
島根県	222	30.6	6,657	918.2	3,361	463.6	716	98.8
全 国	27,789	21.8	877,182	687.0	375,042	293.7	96,442	75.5

区 分	歯科技工士	
	総数	人口10万人当り
大田市	12	30.6
島根県	293	40.6
全 国	35,337	27.7

※人口は、平成20年10月1日推計人口  
(大田市は39,088人で計算)

(資料:平成20年度保健衛生行政の業務報告概況)

## ● 医師・歯科医師数(年齢別)

(平成20年12月31日現在)

区 分	一 般						歯 科	
	39歳以下	40～54	55～64	65～74	75歳以上	計	内65歳以上	65歳以上
大田圏域	21	40	23	9	20	113	29	8
島根県	603	701	335	141	131	1,911	272	77

(資料:県央保健所)

### 3 保健・医療・福祉が一体となった総合的サービスの充実

0歳から14歳までの年少人口が減少する中で、65歳以上の老年人口は増加し続け、当市の3人に1人は65歳以上であることから、医療依存度が高く、今後も、要介護状態の高齢者の増加が予測される。

そのため、子どもから高齢者まで、また、障がいのある人・ない人も、「だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる生活づくり」を目指して、諸事業を推進していく必要がある。

「大田市健康増進計画」、「大田市高齢者福祉計画(介護保険事業計画)」、「大田市障がい者計画」等をはじめとした各種計画に基づき、子どもから高齢者までを地域全体で支えるため、保健・医療・福祉等、さまざまな分野の連携を図る必要がある。

更に、保健・医療・福祉の各施設・組織が、相互に協調・連携を図り、疾病の早期発見・早期治療、リハビリテーション、介護サービス等の一貫したシステムを構築する必要がある。

## 方向と目標

- すべての市民が健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組めるよう、地域全体で支援する体制づくりを進める。
- 医療従事者の不足に伴う市立病院の診療機能体制変更の影響を緩和し、市民の安全・安心を確保し、医師会、島根県等関係機関と連携する中で地域医療の確保と医療サービスのいっそうの充実を図る。
- 保健・医療・福祉の各分野のいっそうの連携により、総合的なサービスを充実する。

## 施策の内容

### 1 市民の保健・健康づくりに向けた推進体制の充実

#### (1) 子どもと親の心とからだの健康増進

- ①安心して妊娠・出産ができる環境づくりに取り組む。
- ②子どもの心とからだの安らかな成長・発達と育児不安の軽減に努める。
- ③子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するため、経済的負担の軽減を図る。

#### (2) 生活の質の向上、健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少

- ①がん、心疾患、脳血管疾患による死亡の減少に向けて、生活習慣病予防対策を積極的に進める。
- ②心の健康に関する相談や、カウンセリング等を実施して、自殺予防に取り組む。
- ③食育・生活習慣病予防・歯科保健（はちまるにいます。8020運動）を推進する。
- ④感染症対策として予防接種率の向上を図る。

#### (3) 地域における健康づくり活動の推進

- ①市民が健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組み、地域全体で支援する体制づくりを進める。

### 2 地域医療体制の充実

#### (1) 地域支援機能の充実

- ①地域の医師会、診療所との病診・病病連携を強化し、地域全体で市民の健康を守る体制の確立に努める。
- ②健康診断機能やリハビリテーション機能の充実を図る。
- ③医療活動の拠点施設である地域診療所の整備、充実を図る。

#### (2) 医療提供体制の充実

- ①医師や看護師等の医療従事者の確保に努める。

- ②医師会の支援により、休日等における急病患者に対して、休日応急診療を行う。
- ③「島根大学医学部」が当市の寄附により開設した「総合医療学講座」の一環として、市立病院内に設置された「大田総合医育成センター」における総合医の育成を通じて、市立病院における診療機能の強化を図る。

(3) 医療従事者の教育・研修機能の強化

- ①「大田総合医育成センター」において、プライマリケアを中心とした幅広い診療能力を有する総合医のあり方に関する研究及び総合医の育成を推進する。
- ②将来の医療従事者確保に向け、島根大学医学部地域枠学生との交流を行い、また、中学生や高校生を対象とした医療講演会、医療セミナー等の取り組みを進める。

(4) 市立病院の建設

- ①市立病院の旧館は築後 40 年以上が経過していることから、市立病院の求められる診療機能について検証を行い、新病院建設に向けた検討を早急に行う。

### 3 保健・医療・福祉が一体となった総合的サービスの充実

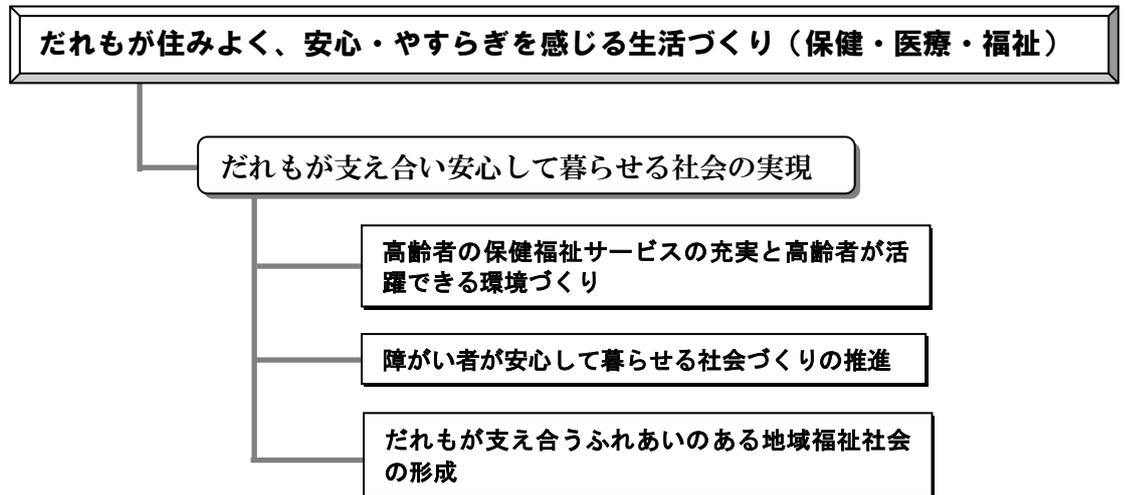
- ①市立病院においては、地域の医療機関等との連携を強化し、地域医療のサービス充実に努める。
- ②医師会、歯科医師会との密接な協力関係を発展させ、診診連携、病診連携体制の向上に努めるとともに、福祉関係機関との連携を図る。
- ③保健、医療、福祉が一体となった総合型サービスの充実を図るため、保健センターや地域包括支援センターの機能集約に向けた検討を行う。

主な施策と事業

施策	事業	付記
市民の保健・健康づくりに向けた推進体制の充実	大田市健康づくりは「まちづくり」推進事業	地域全体で健康づくり活動を推進するための体制づくり
	乳幼児医療費の負担軽減	乳幼児の医療費の支援
	子ども医療費（義務教育期間）の負担軽減	義務教育期間の児童・生徒の医療費の支援
	こころと命のサポート事業	自殺予防の相談、啓発等
	食育推進事業	食育の普及をとおして文化の伝承・健康増進等の活動を推進するための体制整備や食育ボランティアの育成
	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後 2～4 カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問
	がん検診推進事業	がん検診の無料クーポン券の配布、がん検診手帳の交付による受診率の向上
	感染症対策事業（予防接種事業）	各種予防接種、乳幼児・児童予防接種の実施
地域医療体制の充実	地域診療所整備及び備品整備事業	診療所の医療機器等備品整備
	地域医療確保対策事業	地域医療の確保
	大田市医師看護師等緊急確保対策事業	市立病院の医師、看護師の確保
	総合医療学講座支援事業	「大田総合医育成センター」の設置による地域医療の充実
	新・市立病院建設に向けた検討	
	診療所整備事業	診療所修繕等
保健・医療・福祉が一体となった総合的サービスの充実	保健・医療・福祉の連携	「大田市保健医療福祉連絡協議会」との連携
	医師会、歯科医師会との連携	診診連携、病診連携等

## 2-3 だれもが支え合い安心して暮らせる社会の実現

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 高齢者の保健福祉サービスの充実と高齢者が活躍できる環境づくり

当市は、人口減少が続く一方で、高齢者人口の増加などにより、県内8市で最も高い高齢者比率となっており、今後、「**団塊の世代**」が高齢化の時期を迎えるなど、高齢者施策の推進は極めて重要となっている。

その中で、介護保険施設の整備状況は、介護老人福祉施設6箇所、介護老人保健施設2箇所をはじめ、グループホーム等を含めて島根県内の水準を当市は上回る状況にある。

介護保険における、要介護認定者数は年々増加しており、これらに対応する在宅サービスについて一定の整備がなされている中、今後ともサービスの質の向上を図り、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、地域において健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防事業を充実していくことが重要となっている。

また、高齢者の生きがいづくり対策や、高齢者が長年培ってきた知恵と経験を、若者・地域へ伝承するなどのさまざまな地域貢献への取り組みも必要となっている。

## ● 人口構造(40歳以上)の推移

(単位:人)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	49,277	47,291	44,953	42,573	40,703	37,996
40歳以上	26,628 (54.0%)	27,362 (57.9%)	27,589 (61.4%)	27,521 (64.6%)	26,959 (66.2%)	25,775 (67.8%)
65歳以上	9,585 (19.5%)	10,824 (22.9%)	12,220 (27.2%)	13,238 (31.1%)	13,357 (32.8%)	13,162 (34.6%)
70歳以上	6,642 (13.5%)	7,378 (15.6%)	8,482 (18.9%)	9,747 (22.9%)	10,669 (26.2%)	10,554 (27.8%)
75歳以上	4,061 (8.2%)	4,659 (9.9%)	5,311 (11.8%)	6,265 (14.7%)	7,418 (18.2%)	8,032 (21.1%)
(再掲)40～64歳	17,043 (34.6%)	16,538 (35.0%)	15,369 (34.2%)	14,283 (33.5%)	13,602 (33.4%)	12,613 (33.2%)

(資料:国勢調査)

## ● 要介護認定者数等の状況

(各年度3月31日現在、単位:人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
第1号被保険者数(A)	13,531	13,427	13,496	13,483	13,440	13,355	13,137
要介護認定者数	要支援	584	652	—	—	—	—
	要支援1	—	—	517	459	514	476
	要支援2	—	—	314	309	303	340
	要介護1	693	644	376	412	398	447
	要介護2	321	346	398	430	452	460
	要介護3	279	292	363	420	369	342
	要介護4	253	261	276	295	291	305
	要介護5	297	320	319	319	335	374
	合計(B)	2,427	2,515	2,563	2,644	2,662	2,744
認定率(B/A)	17.9%	18.7%	19.0%	19.6%	19.8%	20.5%	

(資料:高齢者福祉課)

## ● 介護保険対象施設等の整備状況

(各年度3月31日現在、単位:床、箇所)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護保険対象施設	介護老人福祉施設	350	350	350	350	350	350
	施設数	6	6	6	6	6	6
	介護老人保健施設	110	110	110	110	110	110
	施設数	2	2	2	2	2	2
	介護療養型医療施設	69	69	69	69	69	69
	施設数	2	2	2	2	2	2
	グループホーム	77	105	105	105	105	105
	施設数	6	8	8	8	8	8
	合計	606	634	634	634	634	634
	施設数	16	18	18	18	18	18
その他施設	養護老人ホーム	50	50	50	50	50	50
	施設数	1	1	1	1	1	1
	軽費老人ホーム	50	50	50	50	50	50
	施設数	1	1	1	1	1	1
	高齢者生活支援ハウス	30	30	30	30	30	34
	施設数	2	2	2	2	2	2
	合計	130	130	130	130	130	134
施設数	4	4	4	4	4	4	

(資料:高齢者福祉課)

## 2 障がい者が安心して暮らせる社会づくりの推進

当市においては、身体障がい者数は減少傾向にあるが、知的障がい者及び精神障がい者数には大きな変動はない。

しかしながら、身体障がい者のうち65歳以上の高齢者が、全体の75%を超え、また、重度の身体障がい者も約半数を占めるなど、高齢化と重度化の傾向が続いている。

更に、障がい者本人だけでなく、介護者や介助者の高齢化も進んでおり、障がい者の自立に大きな影響をおよぼしている状況である。

このような中で、「**障害者自立支援法**」の施行により、障がい者福祉制度の見直しがされたことから、障がい者がその有する能力・適性に応じた社会生活を営むことができるよう、必要な情報提供や相談支援、福祉サービスを計画的に進めてきた。

障がい者を取り巻く環境の変化、障がいの重度化やニーズの多様化に対応するきめ細やかな福祉サービスの提供、並びに、障がい者のよりいっそうの社会参加を進めるためには、行政はもとより、市民、ボランティア、事業者及び障がい者の相互理解と協力が不可欠であり、その条件整備や体制づくり、啓発活動をより進める必要がある。

更に、障がいを持つ人が、住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、教育、雇用、社会参加、保健・医療・福祉等の幅広い分野で連携を取りながら総合的に進めていかなければならない。

また、低所得世帯をはじめとして、医療費の負担増が生活費を圧迫している状況にあることから、低所得者への助成制度については、引き続き実施していく必要がある。

### ● 障がい者数の推移

(各年度3月31日現在)

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	人数	内65歳以上										
身体障がい者	2,597	1,969	2,563	1,943	2,530	1,931	2,503	1,923	2,471	1,900	2,462	1,893
知的障がい者	402	53	409	58	406	54	413	60	400	56	406	55
精神障がい者	241	27	217	37	200	31	222	36	236	33	255	41
計	3,240	2,049	3,189	2,038	3,136	2,016	3,138	2,019	3,107	1,989	3,123	1,989

(資料:社会福祉課)

## 3 だれもが支え合うふれあいのある地域福祉社会の形成

### (1) 地域福祉社会の形成

少子高齢化・核家族化がいつそう進行し、地域社会の相互扶助機能の弱体化が進み、地域社会の維持、再生に向けた体制や仕組みの見直しへの取り組みがより求められる状況となっている。

社会環境の変化に加え、介護保険制度や障がい者福祉制度の見直しなどにより、地域福祉の状況は利用者主体の福祉制度に移行し、福祉需要の多様化と増加をもたらしており、行政だけでなく、さまざまな関係者の関わりと参加によるきめ細やかな福祉事業の実施と**地方分権**の推進、市民の社会参加意識の高まりによる行政と市民との協働やボランティア活動など、地域住民の自主的な福祉

活動が広がる中で、地域のさまざまな団体及び関係者との関わりや、参加による福祉の積極的な推進が必要となっている。

だれもが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら、安心して、自分らしく生きがいを持って暮らしていける地域社会の実現が求められていることから、「安心して各種福祉サービスを受けることができる環境づくり」、「福祉を担う人づくり」、「福祉のまちづくりに向けた対策」とともに、市民全体の助け合いが基本である地域福祉は、市民はもとより、各地区の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等との密接な連携が必要である。

## (2) 消費者相談

昨今、食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など、暮らしの土台そのものを揺るがす問題が多く生じるようになってきた。

消費者の安全・安心を確保するため、各種機関が設置され、法律の整備も進んでいるが、消費者に対する啓発活動をいっそう推進するとともに、消費者団体との連携や組織体制の充実・強化が必要である。

## 方向と目標

- 高齢者が、住みなれた家庭や地域で、健康で生きがいを持って暮らせるよう、在宅サービスや介護予防事業を充実するとともに、主体的に地域社会へ参加し、活躍できる環境づくりを推進する。
- 障がい者がその有する能力・適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの充実や社会参加の促進等、地域で障がい者を支えるための条件整備や体制づくりを進める。
- 市民参加による地域福祉活動の充実と地域社会の相互扶助機能の向上を図るとともに、「大田市社会福祉協議会」等の関係団体や、地域住民・組織と連携しながら、地域活動を支援する。

## 施策の内容

### 1 高齢者の保健福祉サービスの充実と高齢者が活躍できる環境づくり

#### (1) 介護保険事業

- ①「地域包括支援センター」において、予防給付と介護予防事業のケアマネジメントを一体的に実施し、要介護状態になることの予防と、要介護状態の悪化予防に取り組む。
- ②高齢者への虐待防止や早期発見のための事業に取り組む。
- ③地域福祉の向上を図るため、地域ケア会議を有効に活用し、関係機関・団体等との連携強化に取り組む。

## (2) 高齢者が活躍できる環境づくり

- ①高齢者の閉じこもり防止や、自主的活動の支援に取り組む。
- ②長年培われた高齢者の知恵と経験を、若者や地域へ伝承するため、「大田市社会福祉協議会」、公民館、まちづくりセンター、民生児童委員等との連携を図り、サロンの拡大・充実や老人クラブ活動の支援などに取り組む。

## 2 障がい者が安心して暮らせる社会づくりの推進

- ①障がい者福祉を充実していくために、「大田市障がい者計画」に基づき、総合的な障がい者施策を推進し、障がい者に対する福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等のサービス提供体制の基盤整備を図る。
- ②障がい者に係るさまざまな課題の解決のために、相談支援事業の機能強化を図る。
- ③関係機関と連携を図りながら、障がい者の就労支援を進めていくとともに、「ふくしネットワーク『にじ』」を核とした授産品の販売促進や商品開発等により、就労継続支援事業所を利用している障がい者の工賃向上を図る。
- ④障がい者が社会の中で自立した生活が送れるよう、障がい者グループホーム等の施設整備に対して支援する。
- ⑤コミュニケーション支援事業及び障がい者社会参加促進事業の充実強化により、障がい者の社会参加をよりいっそう進める。
- ⑥地域福祉の推進を図るとともに、障がい者を取り巻く地域課題の解決に向けた取り組みを進める。
- ⑦福祉医療費については、引き続き低所得者の負担軽減を図る。

## 3 だれもが支え合うふれあいのある地域福祉社会の形成

### (1) 地域福祉社会の形成

- ①住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の実現に向け、「大田市地域福祉計画」に基づき、市民参加による総合的な地域福祉施策を推進する。
- ②地域福祉活動の拠点となる「大田市社会福祉協議会」の取り組みを積極的に支援し、各地区の社会福祉協議会、まちづくりセンター、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOや各種団体、専門相談機関等と連携しながら生活支援体制の形成を図る。
- ③各地域では、自治会や各地区の社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク体制を拡充し、福祉のまちづくりを通じた地域社会の維持、活性化を進める。
- ④市民の地域福祉に対する意識の高揚を図るため、積極的に啓発活動を展開する。
- ⑤生活保護世帯が増加傾向にあり、迅速な処理と効率化を図るため、生活保護システムの更新を行う。

### (2) 消費者相談

- ①消費者相談に対応するため、市役所において消費生活相談会を開催し、また、相談窓口担当職員は各種研修へ参加して、スキルアップを図る。

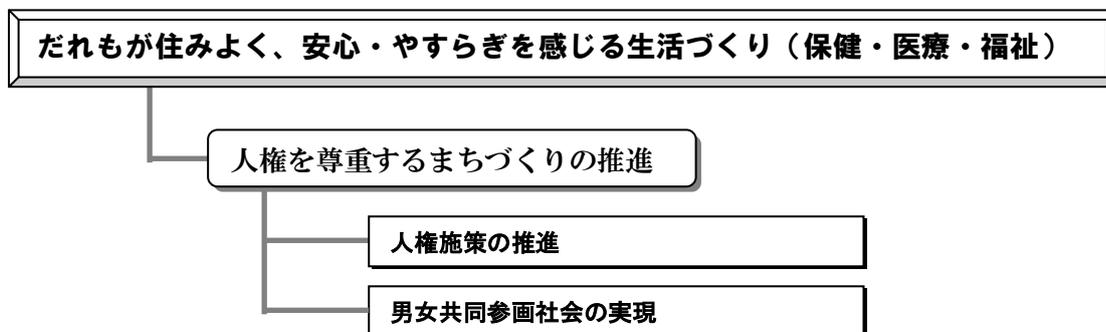
②消費者に対する啓発活動を推進し、消費生活の安定を図るため、「大田市消費者問題研究協議会」等、消費者団体との活動連携や、活動促進への支援を行う。

主な施策と事業

施策	事業	付記
高齢者の保健福祉サービスの充実と高齢者が活躍できる環境づくり	緊急通報体制整備事業	緊急通報システムの整備
	高齢者地域福祉推進事業（老人クラブ活動推進）	活動費の支援
	地域ケア会議の開催	関係機関・団体等との連携強化
	ふれあいいきいきサロンづくり活動推進事業	サロンづくり事業への支援（サロン立ち上げ時）
	地域介護予防活動支援事業	「大田市社会福祉協議会」等との連携による介護予防の支援
	在宅生活復帰支援事業	一時外泊中の介護サービス費にかかる利用者負担の支援
障がい者が安心して暮らせる社会づくりの推進	大田市障がい者計画策定	「障害者基本法」に基づく計画
	大田市障がい福祉計画策定	「障害者自立支援法」に基づく計画
	障がい者相談支援事業	専門相談、一般相談の実施
	地域活動支援センター事業	障がい者等の地域生活支援の促進
	障がい者社会参加促進事業	啓発事業、移動支援事業、スポーツ大会、奉仕員養成等
	障がい者はつらつ生活支援事業	在宅の障がい児・者の療育、支援
	ハッピーアフタースクール事業	出雲養護学校大田分教室を利用し、放課後に児童・生徒を預かる
	障がい者マッサージサービス事業	あん摩、マッサージの施術サービス
	ふくしネットワーク「にじ」販路拡大員設置事業	販路拡大員の配置
	福祉医療費の負担軽減	低所得者への福祉医療費の支援
だれもが支え合うふれあいのある地域福祉社会の形成	消費者問題啓発事業	消費者相談、消費者への啓発活動
	大田市地域福祉計画策定	「社会福祉法」に基づく計画
	大田市社会福祉協議会運営支援事業	人件費支援
	福祉総合相談事業	一般相談、法律相談
	福祉バス運行支援事業	高齢者等の広域活動を支援する福祉バス運行に要する経費の支援

## 2-4 人権を尊重するまちづくりの推進

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 人権施策の推進

同和問題については、昭和 44 年の「同和対策特別措置法」施行以来の同和対策事業により、指定地区の生活環境をはじめとする物的な基盤整備を行い、周辺地域との較差は大きく改善された。

同和教育・啓発については、隣保館事業を通じて、生活相談の充実、地区内啓発の推進、交流・啓発を推進するための教養講座の開設、講演会・研修会の開催、啓発ビデオ・図書の整備を行ってきた。加えて、「おおだふれあい会館だより」の発行、市報への「きずな」の掲載により、人権・同和問題の解決に資する情報発信を行い、市民の人権意識の高揚を図ってきたところである。

しかし、平成 19 年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」において「同和問題の解決に対する態度」については、消極的な意見や無関心な意見が約 5 割を占めており、同和問題の早期解決のためには、市民一人ひとりが同和問題を自らの課題として、取り組んでいけるような教育・啓発活動を進める必要がある。

また、女性、子ども、高齢者、障がい者などのさまざまな人権課題について、市民一人ひとりが認識を高め、全ての差別や偏見をなくし、誰もが豊かに誇りをもって暮らせる社会の実現を目指していかなければならない。

そのために、平成 20 年 9 月に「**人権尊重都市宣言**」を行い、平成 21 年 2 月に「大田市人権施策推進基本方針」を策定した。この基本方針に沿ってさまざまな人権課題に対し、共通の認識を持って人権施策を進める必要がある。

また、石見銀山遺跡が世界遺産に登録されたことを契機に、歴史の解明と教育・啓発に取り組まなければならない。

#### 2 男女共同参画社会の実現

男女の生き方や行動、あるいは考え方についての固定的な性別役割分担意識の払拭と、家庭や職場、地域における男女共同参画の視点からの社会通念・慣行を払拭する意識改革を進めるため、平

成 17 年 10 月に「大田市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 18 年 11 月に大田市の施策の基本的方向とその具体的推進策を示す「大田市男女共同参画計画」を策定し、取り組みを進めてきた。

しかし、平成 21 年 9 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、性別役割分担意識が根強く残っていることから、**男女共同参画社会**の実現のために、家庭、職場、地域のあらゆる分野での積極的な取り組みが必要である。

なお、「大田市男女共同参画計画」に掲げる具体的推進策について、後期 5 年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の見直しを行った。

## 方向と目標

- 市民一人ひとりが、人権意識を高め、互いの人権を尊重し合い、差別のない社会の実現を目指す。特に、我が国固有の課題である同和問題については、一日も早い解決を目指し、積極的に取り組む。
- 男女共同参画社会の実現を目指し、関係機関と連携をとりながら、家庭、学校、職場、地域における意識啓発や情報提供を行うとともに、地域リーダーの育成のための学習・研修機会を充実する。

## 施策の内容

### 1 人権施策の推進

- ①世界遺産を有する都市として、「平和と人権尊重」のユネスコの精神を基底に据え、人権情報を発信しながら人権意識の高揚を図る。
- ②「おおだふれあい会館（大田市隣保館）」は、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けた教育・啓発の拠点施設として、いっそうの事業推進を図るため体制整備と機能充実を行う。
- ③学校教育においては、同和教育をすべての教育活動の基底に据え、教職員一人ひとりが差別の現実に学び、人権尊重・差別撤廃を自らの課題として取り組む。また、児童・生徒が自分と異なる個性を尊重し、人権感覚豊かな子どもの育成を図る。
- ④社会教育においては、公民館をはじめとする社会教育施設において、「おおだふれあい会館」や「大田市社会福祉協議会」等との連携を図り、地域・職場・世代の違いなど、学習者の状況に応じながら身の回りの暮らしと関連づけ、視聴覚教材の効果的利用を図るなど、さまざまな学習機会を提供し、学習者の意欲向上に努める。
- ⑤家庭教育における人権教育の推進については、一人ひとりの人権を大切にすることができるよう、社会教育施設等と連携を図り、多様な学習機会や情報の提供に努める。
- ⑥企業とそこに働く人々に、人権を大切に、差別のない職場づくりを進めるための支援を行う。
- ⑦人権の尊重を行政施策に生かし具体化すべき職務を担っている公務員や、教育活動を直接担

い児童・生徒の成長や発達に大きな影響を与える教職員等、人権に関わりの深い職業に従事する人に対して、更なる理解と実践のための人権教育の充実に努める。

- ⑧住民票の写しなどの不正請求の抑止及び早期発見並びに個人の権利侵害の防止を図ることを目的とした「大田市住民票の写し等の第三者に係る本人通知制度」の周知拡大に努める。

## 2 男女共同参画社会の実現

- ①性別役割分担意識の解消のため、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」や大田市働く女性の家「サンレディー大田」等、関係機関と連携を取りながら、意識啓発・改革となる講演会や研修会を行うとともに、情報や学習機会を提供する。
- ②審議会等への女性の参画を進めるとともに、地域リーダーの育成のための学習・研修の機会を提供する。
- ③男女がともに家庭生活と他の活動を両立することができるよう、事業所や地域での啓発活動を推進する。
- ④男女共同参画の推進にむけた施策を、総合的・計画的に展開するため、「第2次大田市男女共同参画計画（期間：平成28年度～平成37年度）」を策定する。

### 主な施策と事業

施策	事業	付記
人権施策の推進	人権啓発推進事業	講演会、研修会等の開催
	隣保館運営事業	学習会の開催、相談事業
	隣保館生活相談員設置事業	生活相談員の配置
男女共同参画社会の実現	男女共同参画推進事業	講演会、研修会等の開催

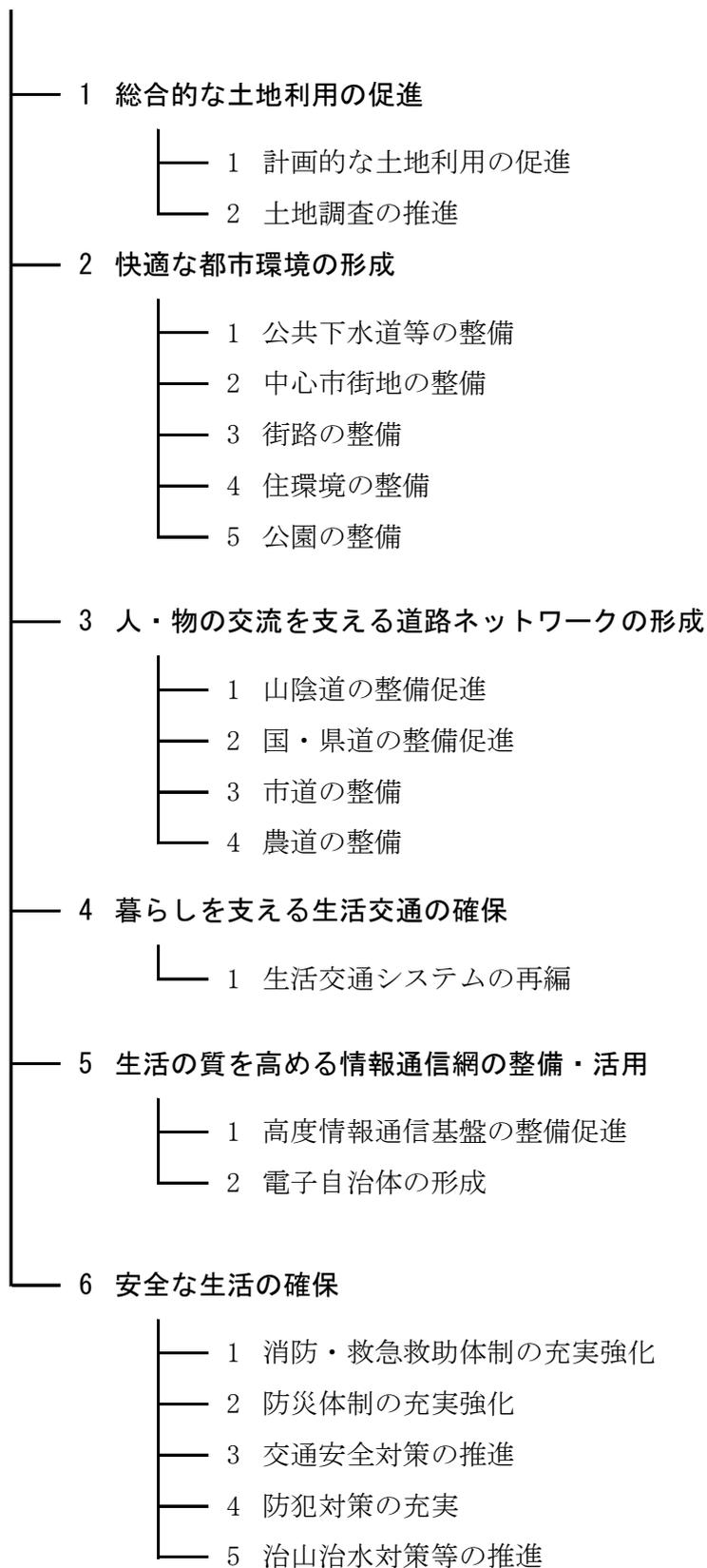


## **第3章**

### **県央の中核都市に ふさわしい、 快適な基盤づくり**

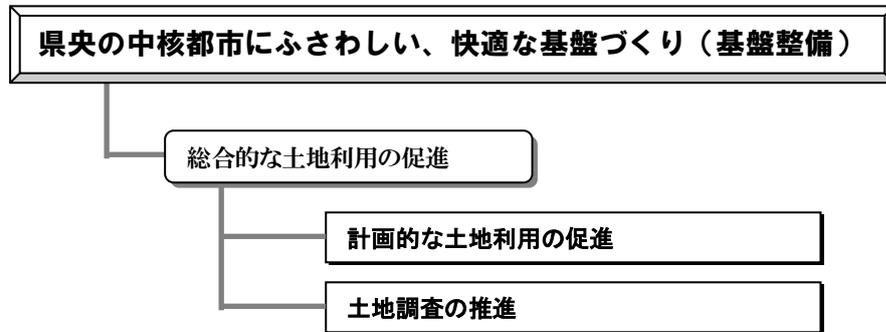
### 3. 県央の中核都市にふさわしい、快適な基盤づくり

#### 《施策体系》



## 3-1 総合的な土地利用の促進

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 計画的な土地利用の促進

中山間地域における耕作放棄地の増加や、市内中心部への人口流入による市街地の拡大など、土地利用の形態は大きく変化し、個別の規制だけでは土地利用の整合が図れなくなる中、旧大田市においては「国土利用計画法」第8条の規定に基づき、「大田市国土利用計画（市町村計画）」を策定し、適性かつ有効な土地利用に努めてきた。また、山陰道の整備の進捗に伴い新たな土地利用の動きも出てきている。

そのため、都市計画区域や用途地域の見直しを行い、今後においても自然環境の保全等に配慮しながら総合的、計画的な土地利用を推進していく必要がある。

当市においては、現在、「大田都市計画区域」、「仁摩都市計画区域」、「温泉津都市計画区域」の3つの都市計画区域を有しており、都市計画区域の拡大に併せて、1つの都市計画区域に再編し、一体的な土地利用を図ることが求められている。

また、一体的な都市計画を推進するためには、地域の実情に即した用途地域などの土地利用の見直しが必要とされている。

#### 2 土地調査の推進

昭和46年より事業着手した「地籍調査事業」の平成22年度まで39年間の実施状況は、旧大田市が56.29k㎡で約18%、旧温泉津町は昭和48年より実施で49.76k㎡の約70%、旧仁摩町は昭和47年より平成元年までの実施で31.27k㎡の100%の進捗状況にある。

市全体では、414.13k㎡の内、137.32k㎡が完了しており、約33%の進捗率となっているが、まだ276.81k㎡、約67%が未調査区域として残っている。引き続き、年次的な調査を進めていく必要があるが、広大な面積であるため、調査地区の優先順位付けを行い、計画的・効率的な推進を行う必要がある。

また、林業の衰退による山林の荒廃や、急速な過疎高齢化が進む中、物証や人証が失われつつあ

り、年々、地籍調査業務自体が困難になってきている。加えて、それらに比例して地元地権者の協力が難しくなってきている状況にある。

## 方向と目標

- 土地利用に関する基本的な考え方をまとめ、これに沿った総合的・計画的な土地利用を推進し、健康で文化的な環境の確保と市土の均衡ある発展を目指す。
- 山陰道等の広域交通網や都市機能の整備などを推進するうえで、土地利用の検討や調整に必要な基礎資料となる地籍調査事業を推進する。

## 施策の内容

### 1 計画的な土地利用の促進

- ①平成 18 年度から平成 19 年度までの 2 カ年で策定した「大田市都市計画マスタープラン」に基づき、大田・温泉津・仁摩都市計画区域の再編や、用途地域の見直しを平成 25 年度に実施する。
- ②山陰道の整備に伴い、湯里・温泉津・福光での都市計画区域外においてインターチェンジ（以下「IC」という。）の整備がなされるため、今後の交通需要や住宅需要を勘案した計画的な土地利用と、周辺の住環境や景観への配慮した土地利用を行う。
- ③一体的な土地利用調査により、地域の課題や現状の土地利用動向、建築動向を十分に把握しながら、計画的な土地利用の検討を進め、市街地としての発展に向けた一体的な用途地域の見直しを行う。

### 2 土地調査の推進

#### (1) 他事業の活用による事業進捗率の向上

- ①平成 18 年度に完了した DID 地区の基準点設置事業（都市再生街区基本調査）を活用し、旧大田市市街地の「地籍調査事業」を推進する。
- ②山間部においては、「中山間地域土地境界保全調査事業」を積極的に導入する。

#### (2) 地元地権者の協力による事業進捗率の向上

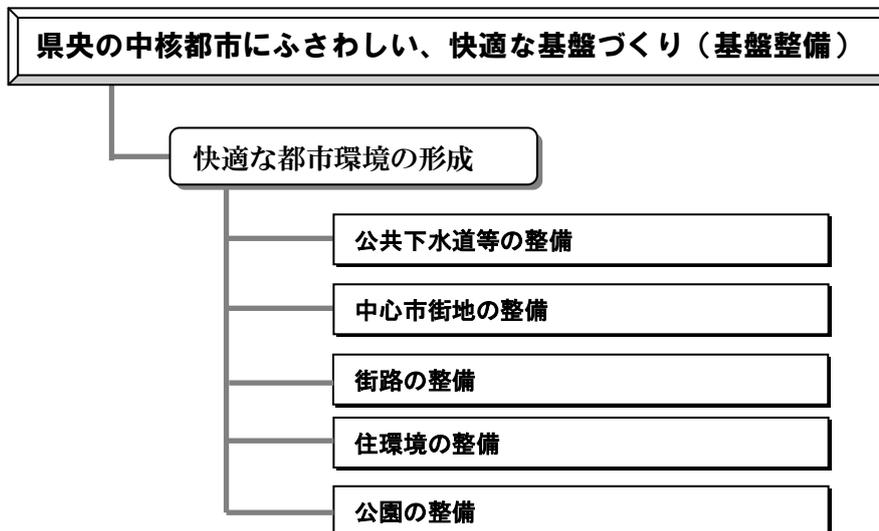
- ①啓発活動の強化により、現地調査時における境界部分の刈払いや、仮境界杭設置の協力体制を作る。

主な施策と事業

施策	事業	付記
計画的な土地利用の促進	大田市都市計画マスタープランの推進	都市計画に関する基本的な方針（都市計画区域の再編、用途地域の見直しなど）
土地調査の推進	地籍調査事業	計画的な地籍調査の実施

## 3-2 快適な都市環境の形成

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 公共下水道等の整備

##### (1) 汚水処理

下水道等汚水処理施設は、良好な生活環境を形成・維持し、衛生的で快適な生活の実現と河川等公共用水域の水質保全を図るために必要不可欠な施設である。

当市における汚水処理施設の整備状況は、事業完了した「波根西地区」と「元井田地区」の2つの「農業集落排水施設」、現在整備中の「公共下水道大田処理区」、「特定環境保全公共下水道仁摩処理区・温泉津処理区」と「浄化槽」であり、汚水処理人口普及率は、平成22年度末において28.2%と全国や島根県の平均値と比較しても極めて低い状況にある。

このような状況の中、汚水処理施設は、「公共下水道事業」、「農・漁業集落排水事業」の14処理区と、「浄化槽事業（生活排水処理事業）」により全市域を整備する「大田市下水道基本構想」を策定している。

今後は、現在整備を進めている「公共下水道事業」と「生活排水処理事業」の継続に併せ、地域の実情に合った整備手法を検討し、緊急性及び費用対効果等全体的な調整を図りながら、計画的に汚水処理施設の整備を進めていく必要がある。

##### (2) 雨水処理

雨水対策は、現在、都市下水路5路線を計画決定し、整備を進めているが、公共下水道の整備着手により、公共下水道の雨水として、4路線の計画変更を行っている。

久手町にある「大原都市下水路」は、現在、整備率71%で、JRアンダー部分及び終末処理施設

が未整備の状況である。

大田町内においては、橋北地区の「柳井都市下水路」の幹線上流部が未改修であり、橋南地区の「猿喰川<sup>さるばみがわ</sup>周辺」においては、排水断面の能力不足などにより、周辺宅地への冠水被害が発生しているため、今後早急な整備が必要である。

また、「温泉津温泉街地区」における雨水処理の課題として、「公共下水道汚水整備事業」、「無電柱化事業」が同時進行することから、これらの事業との整合を図る必要がある。

また、この地域は、石見銀山遺跡の**コアゾーン**に位置し、来訪者も多くあることから早急に整備を進める必要がある。

## ● 汚水処理人口普及率

(平成23年3月31日現在)

	単位	総人口	汚水 処理 人口	公 共 下 水 道	農業集 落排 水事 業等	浄化槽	浄化槽市 町村整備 推進事業 等分	浄化槽設 置整備事 業分	左記以外 分	コミュニ ティ・ プラント	
											普及人口
大田市	普及人口	人	38,812	10,941	4,363	598	5,980	650	2,866	2,464	0
	普及率			28.2%	11.2%	1.5%	15.4%	1.7%	7.4%	6.3%	0.0%
島根県	普及人口	千人	718	518	301	117	96	25	43	28	5
	普及率			72.1%	41.8%	16.2%	13.3%	3.4%	6.0%	3.9%	0.7%
全 国	普及人口	万人	12,123	10,531	9,104	344	1,059	75	518	467	25
	普及率			86.9%	75.1%	2.8%	8.7%	0.6%	4.3%	3.9%	0.2%

※ただし、全国の様子は「東日本大震災」のため、岩手県・宮城県・福島県は調査対象外としている。

(資料:下水道課)

※表示単位未満四捨五入により合計が合わない場合がある。

## ● 汚水処理事業一覧

事業名	処理区名	計画区画面積(ha)	計画人口(人)	計画戸数(戸)	状況
公共下水道	大 田	634	16,100	5,800	着手済
	久 手	203	5,600	2,000	未着手
特定環境保全 公共下水道	温泉津	28	1,000	400	着手済
	仁 摩	85	3,100	1,300	着手済
	五十猛	35	1,200	400	未着手
	志 学	50	400	160	未着手
	福 光	55	500	220	未着手
農業集落排水施設	波根西	10	390	120	整備完了
	元井田	14	290	70	整備完了
	池 田	48	500	150	未着手
	小屋原	20	230	70	未着手
	祖 式	25	250	100	未着手
	湯 里	11	210	100	未着手
漁業集落排水施設	福 浦	10	270	120	未着手
浄 化 槽	—	—	6,960	3,490	着手済

(資料:下水道課)

---

## 2 中心市街地の整備

---

当市の市街地は、自然発生的に形成されたこともあり、道路が狭く、駐車場等の公共・公益施設が不十分であり、都市機能を備えているとは言い難く、近年は、郊外型店舗の立地により、中心部の人口の減少、空き店舗の増加など市街地の空洞化が進んでいる。

このような状況の中、大田市駅周辺においては、平成 8 年度から「大田市駅周辺西側土地区画整理事業」に着手し、関連事業も含めて平成 17 年度に完了した。現在、駅北側においては、土地利用の増進も図られ、公共ゾーンへの施設誘致も完了しているが、駅前商業ゾーンにおいては、低利用地も多く、商業集積を促すことが今後の重要な課題となっている。

大田市駅東側については、これまでの西側地区商業ゾーンの動向や、地元の合意形成、財源の確保等、総合的に判断し、区画整理事業（11.1ha）による市街地開発は困難であることから、平成 23 年度より地元関係者と「新たなまちづくり計画」を進めている。

---

## 3 街路の整備

---

都市計画道路は、市街地内道路の円滑な交通の確保、沿道の土地利用等における重要な都市施設である。これまでには中心市街地を中心として、既設市街地の商店街や公共施設への幹線道路整備を進めてきたが、平成 22 年度末における街路の整備状況は、27 路線 60,340m を都市計画決定しているものの、整備率は 36.5% の状況にとどまっている。

今後の整備予定路線として、大田市駅東側の新たなまちづくりにおいて、「栄町高禅寺線」の事業化を検討している。また、関係する市街地東西を結ぶ幹線道路や周辺整備など、交通実態や公共下水道事業などを考慮したうえで、総合的に検討する必要がある。

また、現在の街路計画の中では、事業効果の少ない長期未着手路線等が 13 路線あり、今後は、平成 25 年度を目途に都市計画道路の見直しを行い、今後の街路整備について更に検討する必要がある。

## ● 都市計画街路の整備状況

(平成23年3月31日現在)

名 称	幅 員	計画延長 (m)	完成延長(換算他) (m)	整備率
柳ヶ坪綿田線	12～16	3,340	808	24.2%
大田停車場線	16～25	710	76	10.7%
天神中島線	12～16	2,780	2,070	74.5%
川北吉永線	12～16	2,660	1,323	49.7%
大田久手線	12	160	0	0.0%
和江大田線	9	520	520	100.0%
大正西線	16	460	152	33.0%
山崎城山線	12	1,000	560	56.0%
宮崎日ノ出線	12.5	1,660	980	59.0%
鳴滝栄町線	12	470	470	100.0%
栄町高禅寺線	12～16	3,150	1,921	61.0%
久手長久線	25	3,580	3,100	86.6%
殿町城平線	12	250	0	0.0%
大田市駅前線	8	170	170	100.0%
出雲仁摩線(大田)	21	18,560	730	3.9%
朝山インター線	10	760	0	0.0%
仁摩温泉津線(仁摩)	21	4,030	2,458	61.0%
仁摩インター線	13	920	750	81.5%
国道9号線	15	910	910	100.0%
仁摩漁港線	12	400	400	100.0%
仁摩大森線	9	250	0	0.0%
天河内線	9	860	0	0.0%
鈴ヶ原港線	9	430	0	0.0%
仁摩臨港線	8	920	150	16.3%
仁摩宅野線	9	1,230	0	0.0%
出雲仁摩線(仁摩)	21	2,890	29	1.0%
仁摩温泉津線(温泉津)	21	7,270	4,434	61.0%
合計 27 路線		60,340	22,011	36.5%

(資料:都市計画課)

## 4 住環境の整備

### (1) 市営住宅

公共住宅事情については、「市営住宅」 225 戸 (17 団地)、「一般市営住宅」 3 戸 (1 団地)、「特定公共賃貸住宅」 21 戸 (3 団地)、U・J・I ターン者を対象とした「借上賃貸住宅」 16 戸 (2 団地)、若者やU・J・I ターン者の定住促進を目的とした「公社定住促進賃貸住宅」 32 戸 (2 団地)、「県営住宅」 68 戸 (2 団地)、「雇用促進住宅」 240 戸 (2 団地) があり、合計 605 戸 (29 団地) となっている。

この内、本市が管理する住宅は、約 50%の 297 戸 (25 団地) であり、とりわけ、市営住宅 225 戸の内、約 30%に相当する 69 戸 (6 団地) が、「公営住宅法」上の耐用年限を経過し、老朽化が進んでいる状況である。

本市の住宅行政においては、ユニバーサルデザインを基調とした少子高齢化に対応でき得る住宅並びに安全・安心で住みよい住宅の構築が不可欠である。

## ● 市営住宅等の状況

(平成23年3月31日現在)

区分	団地名	所在地	建設年	構造	戸数	
市 営	大田	第2柳ヶ坪	大田町吉永	S40	木造平屋建	9
				S40	簡耐平屋建	10
		第3柳ヶ坪	大田町吉永	S45	簡耐平屋建	10
		第4柳ヶ坪	大田町吉永	S46	簡耐平屋建	10
		沢田	久手町刺鹿	S47	簡耐平屋建	10
		第2沢田	久手町刺鹿	S48	簡耐平屋建	10
		新諸友	久手町刺鹿	S51	簡耐平屋建	10
		第2新諸友	久手町刺鹿	S52	簡耐2階建	10
		第3新諸友	長久町長久	S55	簡耐2階建	10
		第4新諸友	長久町長久	S55	簡耐2階建	5
		長久	長久町長久	S56	簡耐2階建	10
		山崎	大田町大田	S56	簡耐2階建	10
		高禪寺	長久町長久	S62	RC3階建	8
	行恒	久利町行恒	H16	木造平屋建	4	
			H17	木造平屋建	12	
		計 13団地			戸数 計	138
	温泉津	松山	温泉津町温泉津	S52	簡耐2階建	10
S53				簡耐2階建	10	
S54				簡耐2階建	10	
S61				簡耐2階建	5	
S63				木造一部2階建	4	
みそのハイツ湯町上		温泉津町温泉津	H12	木造一部2階建	12	
	計 2団地			戸数 計	51	
仁摩	高浜	仁摩町仁万	H11	木造2階建	8	
			H12	木造2階建	10	
			H13	木造2階建	6	
	日ノ本	仁摩町天河内	S53	簡耐2階建	12	
	計 2団地			戸数 計	36	
市営住宅(17団地) 合計					225	
一 般	温泉津	沖泊	温泉津町温泉津	H1	木造平屋建	1
				H1	木造平屋建	2
一般(1団地) 合計					3	
賃 特 貸 定 住 公 宅 共	温泉津	湯里	温泉津町湯里	H16	木造一部2階建	5
		高浜	仁摩町仁万	H13	木造2階建	6
	仁摩	清石	仁摩町仁万	H4	木造2階建	10
特定公共賃貸住宅(3団地) 合計					21	

※「構造」欄の「簡耐」は「簡易耐火構造」を表す

(資料:都市計画課)

### (2) 建築物の耐震化

阪神・淡路大震災により、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、その後も日本各地では大地震が頻発し、建築物の耐震化は、社会全体の国家的な緊急課題として位置付けられている。

平成18年1月には「**改正耐震改修促進法**」が施行され、大規模地震に備えて、建築物の耐震診断・改修を早急に進めるため、国の基本方針が示され、市町村においては、「耐震改修促進計画」の策定の努力義務化が課せられた。

それを受け、平成20年度には「大田市建築物耐震改修促進計画」を策定し、特定建築物(住宅・多数の者が利用する特定建築物)の耐震化率について、国の示した目標値90%に可能な限り近づけることを目指している。

しかしながら、当市の状況は、平成20年度において人が居住している住宅約14,800棟のうち、

耐震性を有する住宅は 59%と推計されており、耐震化率を目標値に近づけていくことは、大きな課題となっている。

## 5 公園の整備

当市においては、昭和 42 年より 11 箇所（総合公園 2、歴史公園 1、街区公園 7、地区公園 1）の都市公園を計画決定し、整備を進めてきたが、公園内の各施設においては老朽化が進んでいる。

市民の公園に対する要望は、社会の高齢化や余暇時間の拡大等によるライフスタイルの変化、それに伴う生活環境の向上に対するニーズの高まりなどから、多種多様なものとなっている。

このような市民ニーズに対し、現在、「大田市民公園」の施設改修や「仁摩健康公園」の施設改修、石見銀山遺跡の活用を図るべく「石見銀山公園」の整備に取り組んできた。

今後においては、市街地における街区公園の整備や、安全で安心して利用できるよう老朽化した既存の施設改修を行う必要がある。

### ● 都市公園の状況

（平成23年4月1日現在）

種別	施設名称	地区名	都市計画決定 年月日	供用開始 年月日	開設面積 (ha)
総合公園	大田市民公園	大田	S49.4.9	S50.5.20	8.50
	櫛島公園	温泉津	S51.10.1	S55.3.31	2.74
歴史公園	石見銀山公園	大田	S50.7.11	S61.10.1	36.92
街区公園	温泉津児童公園	温泉津	S42.12.9	S44.4.3	0.30
	山崎公園	大田	S59.6.14	S61.10.1	0.49
	長久公園	大田	S59.6.14	S61.10.1	0.24
	鳴滝公園	大田	S59.6.14	H4.12.18	0.53
	宮崎公園	大田	S59.6.14	H13.4.25	0.44
	駅前公園	大田	H12.3.31	H17.4.1	0.12
	駅北公園	大田	H17.10.17	H20.5.1	0.15
地区公園	仁摩健康公園	仁摩	S62.3.20	H3.3.16	7.80

（資料：都市計画課）

### 方向と目標

- 汚水処理人口普及率は、平成 28 年度末に 46.0%を目標とする。
- 雨水処理対策の都市下水路については、計画的な整備を検討・実施する。
- 中心市街地の整備は、大田市駅東側地区における街路整備を推進するなど、大田市の玄関口としてふさわしいまちづくりを目指す。
- 市民が快適な暮らしを営むことができる環境づくりとして、総合的な住環境の整備を進めるとともに、公園の整備・改修を行い、都市環境の向上を図る。

### 1 公共下水道等の整備

#### (1) 汚水処理

- ① 「公共下水道事業」については、現在事業を継続している「公共下水道大田処理区」、「特定環境保全公共下水道仁摩処理区・温泉津処理区」の着実な整備推進を図り、平成 28 年度末の下水道普及率 27.7%を目標とする。また、「公共下水道久手処理区」については事業化に向けた検討を行う。
- ② 「浄化槽事業」については、現在事業を継続している「生活排水処理事業」と、集合処理区域の未整備地区を補完する「浄化槽設置整備事業」の着実な整備推進を図り、平成 28 年度末の浄化槽普及率 16.7%を目標とする。
- ③ 「大田市下水道基本構想」の見直しについては、集合処理を予定している区域の状況等を検討する中で、整備手法の見直しを行い、早期の市全域への汚水処理施設普及の実現を図る。

#### (2) 雨水処理

- ① 「柳井都市下水路」は、公共下水道整備（雨水対策）として、汚水処理工事と同時にバイパス・改修工事を実施する。
- ② 「大原都市下水路」については J R アンダー部の改修を計画する。
- ③ 「猿喰川周辺」の冠水被害については、市河川の改修状況を確認のうえ、根本的な雨水対策を検討する。
- ④ 温泉津地区については、下水道の整備計画に併せ、「(仮称) 温泉津温泉街まちづくり環境整備事業」として、雨水暗渠整備・無電柱化事業の計画を同時に行い、下水道本体工事に併せた施工が可能となるよう検討する。また、温泉街にふさわしい舗装・側溝の美装化、街路灯の設置などを盛り込む内容とし、**トータルパッケージ**としたまちづくりを検討する。

### 2 中心市街地の整備

- ① 大田市駅東側地区については、「大田市駅東側まちづくり計画」に基づき、都市機能の整備を進める。
- ② 「大田市民会館」周辺や「大田市民公園」周辺等については、土地利用・公共公益施設の配置を考慮し、検討する。

### 3 街路の整備

- ① 長期未着手路線の見直し（路線廃止、幅員変更）を行う。
- ② 「栄町高禅寺線」大田市駅前工区の改良について、島根県における事業実施に向けて強く要望し、整備を促進する。その他の幹線道路などの整備については、地区内道路網全体を考慮し、交通実態や土地利用動向を見極めながら検討する。

### 4 住環境の整備

#### (1) 市営住宅

- 
- ①「大田市住生活基本計画（大田市住宅マスタープラン）」及び「大田市営住宅等長寿命化計画（仮称）」に基づき、耐用年限を経過している市営住宅のストック改修計画を策定する。

(2) 建築物耐震化

- ①住宅における耐震化率を向上させるため、建築物の耐震診断及び耐震改修を行う市民に対し、木造住宅の耐震診断費用並びに耐震改修費の助成を行い、耐震改修の促進を図る。

---

## 5 公園の整備

- ①都市公園については、老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新、適切な施設点検や維持補修等の予防保全管理を行うため、既存施設の長寿命化対策を計画的に行う。

主な施策と事業

施策	事業	付記
公共下水道等の整備	公共下水道整備事業（污水）大田処理区	【計画処理区域面積】 634ha 【計画処理人口】 16,100人 【計画日最大汚水量】 8,600 m <sup>3</sup> /日
	特定環境保全公共下水道整備事業（污水）温泉津処理区	【計画処理区域面積】 28ha 【計画処理人口】 1,000人 【計画日最大汚水量】 590 m <sup>3</sup> /日
	特定環境保全公共下水道整備事業（污水）仁摩処理区	【計画処理区域面積】 85ha 【計画処理人口】 3,100人 【計画日最大汚水量】 1,600 m <sup>3</sup> /日
	公共下水道整備事業（污水）久手処理区	【計画処理区域面積】 203ha 【計画処理人口】 5,600人 【計画日最大汚水量】 2,800 m <sup>3</sup> /日
	公共下水道整備事業（雨水）大田町橋北	雨水管の検討、整備
	公共下水道整備事業（雨水）温泉津町温泉街	雨水管の検討、整備
	大原都市下水路整備事業	大原都市下水路のJRアンダー部の改修
	生活排水処理事業	市設置の浄化槽整備事業
	浄化槽設置整備事業	個人設置の浄化槽設置への支援
中心市街地の整備	大田市駅周辺東側地区市街地開発に向けた検討	
街路の整備	栄町高禅寺線の整備促進	島根県における事業実施への要望活動の継続
住環境の整備	公営住宅整備事業	老朽化した市営住宅の改修等
	木造住宅耐震化等促進事業	耐震診断・耐震改修にかかる費用の助成
公園の整備	石見銀山公園整備事業	園路広場、トイレ、休憩所、駐車場の整備
	大田市民公園施設整備事業	大田総合体育館の耐震化等
	仁摩健康公園施設整備事業	遊具等の改修
	街区公園整備事業	再整備、遊具等の改修

### 3-3 人・物の交流を支える道路ネットワークの形成

#### 施策体系

#### 県央の中核都市にふさわしい、快適な基盤づくり（基盤整備）

#### 人・物の交流を支える道路ネットワークの形成

山陰道の整備促進

国・県道の整備促進

市道の整備

農道の整備

#### 現況と課題

#### 1 山陰道の整備促進

東西に約 230 km の県域を有する島根県の中で、東西連携と県央地域振興のための「高規格幹線道路」である山陰道の整備は必要不可欠である。

特に、国道 9 号における「出雲・江津間」は、交通の難所であり、事故や災害によりたびたび全面通行止めになるなど、救急医療への対応や産業振興等で大きな影響があり、市民の安全と安心を確保するうえにおいて、国道 9 号の代替路となる山陰道の整備は必要不可欠である。

山陰道の「出雲・江津間」については、平成 16 年度に「仁摩温泉津道路」、平成 18 年度に「多伎・朝山道路」、平成 19 年度に「朝山・大田道路」、平成 20 年度に「出雲・湖陵道路」、「静間・仁摩道路」がそれぞれ事業化され、国道 9 号の代替路の確保並びに地域活性化へ向けた事業進捗が図られている。

平成 21 年 11 月 28 日には、山陰道の「斐川 I C ～ 出雲 I C 間」が開通し、「仁摩温泉津道路」については、平成 25 年度に「湯里～福光間」が、平成 26 年度には「仁摩～湯里間」がそれぞれ開通する予定である。また、平成 23 年 11 月に開催された国土交通省の「社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会」では、当市が早期の事業着手を要望していた「湖陵・多伎間」及び「大田・静間間」の事業区間について、整備は「妥当」と判断され、事業化に向けて大きく動きだした。

今後は、事業中区間の早期完成と、それに続く未事業区間の早期事業着手に向け、積極的な取り組みが必要である。

#### 2 国・県道の整備促進

##### (1) 国道の整備促進

国道 9 号は、当市と九州・京阪神を結ぶ産業・経済活動の基幹道路であり、平成 21 年度には山陰道の出雲 I C までが開通し、それに伴い、通行する車両がっそう増し、特に夜間通行する大型車両の割合が増加している。

当市は、急峻な地形が海岸部まで迫っており、急カーブ・急勾配の箇所が多いため、交通事故が多く、また、交通量の増加に伴い、歩行者の安全が脅かされている状況にあり、これの改良整備について各方面から強く要望がなされている。

これまで、逐次、車道の拡幅、交差点の整備、カーブ改良や歩道整備工事が進められてきたが、市内にはカーブの改良を要する区間が依然として残っており、併せて、歩道設置も急がれている。引き続き、全線にわたり、安全で安心な路線整備に向けた取り組みが必要である。

## (2) 県道の整備促進

主要幹線道路の整備については、産業・経済・文化・観光の活性化を促し、当市の発展に大きく寄与している。

「主要地方道」は、現在 6 路線であり、改良率は 80.6% の状況にある。また、「一般県道」は 20 路線で、改良率は 27.6% であり、それぞれ、年次的に改良が進んでいる。

### ①石見銀山遺跡へのアクセス道路の整備促進

「主要地方道仁摩邑南線」は、中国横断自動車道広島浜田線瑞穂 I C を経て、当市と広島、京阪神、九州等を結ぶ重要な路線であるばかりでなく、石見銀山遺跡へのアクセス道路として重要である。仁摩町の国道 9 号からのアクセスは向上したものの、祖式町大原地内ではカーブ区間が多く幅員狭小で、改良整備が急がれる。

### ②地域間交流を図る道路の整備促進

各地域間を結ぶ県道は、主要幹線道路として重要であり、当市では、平成 23 年度以降の学校統合に伴い、遠距離通学となる児童・生徒にとって、安全・安心な通学路となるよう整備する必要がある。

「主要地方道三瓶山公園線」は、三瓶山から石見銀山遺跡を結ぶ幹線であり、カーブ改良や歩道整備等、引き続き整備が急がれる。また、「主要地方道大田桜江線」の祖式町山中地内及び大代町飯谷地内では、幅員狭小でカーブが連続しており、加えて、同路線の久利町行恒地内では、まちづくりの視点から、ルートの見直しなどそれぞれ改良整備が急がれる。

更に、「一般県道静間久手停車場線」及び「和江港大田市停車場線」については、国道 9 号から海岸部へのアクセス向上が期待されるとともに、「和江漁港」での統合市場へ至る道路としても重要な路線であり、改良整備が急がれる。

### ③救急搬送路の整備促進

救急患者を、圏域外の出雲市や江津市の二次・三次医療圏へ迅速かつ安静に搬送するため、「一般県道久利五十猛停車場線」、「主要地方道大田佐田線」及び「一般県道窪田山口線」の改良整備が急がれる。

● 市内の国道・主要地方道・一般県道整備状況

(平成22年4月1日現在)

区分	路線名	延長 m	改 良				舗 装			
			改良済		未改良		舗装済		未舗装	
			延長m	%	延長m	%	延長m	%	延長m	%
一般国道 2路線	一般国道9号	38,452	38,452	100.0	0	0.0	38,452	100.0	0	0.0
	一般国道375号	12,664	11,370	89.8	1,294	10.2	○ 12,664	100.0	0	0.0
	小計	51,116	49,822	97.5	1,294	2.5	51,116	100.0	0	0.0
主要 地方道 6路線	三瓶山公園線	20,182	18,694	92.6	1,488	7.4	20,182	100.0	0	0.0
	仁摩邑南線	15,757	14,967	95.0	790	5.0	○ 15,757	100.0	0	0.0
	温泉津川本線	11,384	11,326	99.5	58	0.5	11,384	100.0	0	0.0
	川本波多線	8,627	5,545	64.3	3,082	35.7	○ 8,627	100.0	0	0.0
	大田桜江線	18,523	10,138	54.7	8,385	45.3	○ 18,523	100.0	0	0.0
	大田佐田線	13,867	10,523	75.9	3,344	24.1	○ 13,867	100.0	0	0.0
	小計	88,340	71,193	80.6	17,147	19.4	88,340	100.0	0	0.0
一般 県道 20路線	和江港大田市(T)線	3,799	2,409	63.4	1,390	36.6	○ 3,799	100.0	0	0.0
	大田井田江津線	7,739	1,409	18.2	6,330	81.8	○ 7,739	100.0	0	0.0
	美郷大森線	2,670	788	29.5	1,882	70.5	○ 2,670	100.0	0	0.0
	仁万(T)線	570	264	46.3	306	53.7	○ 570	100.0	0	0.0
	湯里(T)祖式線	11,908	989	8.3	10,919	91.7	○ 11,908	100.0	0	0.0
	温泉津(T)線	1,744	806	46.2	938	53.8	1,744	100.0	0	0.0
	石見福光(T)線	1,719	263	15.3	1,456	84.7	1,719	100.0	0	0.0
	久手港線	107	0	0.0	107	100.0	○ 107	100.0	0	0.0
	五十猛港線	833	244	29.3	589	70.7	○ 833	100.0	0	0.0
	仁万港線	380	380	100.0	0	0.0	380	100.0	0	0.0
	温泉津港線	507	76	15.0	431	85.0	507	100.0	0	0.0
	窪田山口線	4,361	123	2.8	4,238	97.2	○ 4,361	100.0	0	0.0
	田儀山中大田線	10,554	1,012	9.6	9,542	90.4	○ 10,554	100.0	0	0.0
	波根久手線	6,551	4,081	62.3	2,470	37.7	6,551	100.0	0	0.0
	池田久手(T)線	19,338	5,138	26.6	14,200	73.4	○ 19,338	100.0	0	0.0
	静間久手(T)線	5,375	1,547	28.8	3,828	71.2	○ 5,375	100.0	0	0.0
	瓜坂川合線	3,397	3,330	98.0	67	2.0	3,397	100.0	0	0.0
	久利五十猛(T)線	9,985	3,090	30.9	6,895	69.1	○ 9,985	100.0	0	0.0
	大国馬路(T)線	4,331	84	1.9	4,247	98.1	○ 4,331	100.0	0	0.0
	久利静間線	3,749	1,412	37.7	2,337	62.3	○ 3,749	100.0	0	0.0
小計	99,617	27,445	27.6	72,172	72.4	99,617	100.0	0	0.0	
合計28路線		239,073	148,460	62.1	90,613	37.9	239,073	100.0	0	0.0

※「路線名」欄の「(T)」は「停車場」を表す。

(資料：県央県土整備事務所大田事業所)

※改良済車道幅員は5.5m以上、舗装済欄に○印のある路線は簡易舗装を含む。

### 3 市道の整備

市道は、広範囲な市域をもつ当市において、国道、県道等の幹線道路を補完する道路として、また、集落間をつなぐ道路として、市民生活に最も密着した道路であり、これまで各種補助事業等の活用により、改良整備を進めてきたが、改良率は11.7%、舗装率は21.1%であり、改良率については、県平均と比較して低い水準にある。

引き続き改良率を高める努力はしているが、急峻な山地や谷あいの多い当市において、改良費用が割高となる傾向にある。

このため、山間部を中心とした地理的条件の厳しい地域は、改良の進捗が悪く、地域住民は普段の生活や産業活動に大きな支障をきたしている。

一方、整備の進みつつある山陰道のICと、それに続く国道・県道・市道等との一体的な整備が必要となっており、更に、完成後の円滑な交通の確保も重要となっている。

#### ● 市道整備状況

(平成22年4月1日現在)

種別	路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率	舗装済延長 (m)	舗装率
1級	29	62,839	21,144	33.6%	21,144	33.6%
2級	67	159,589	23,483	14.7%	23,483	14.7%
小計	96	222,428	44,627	20.1%	44,627	20.1%
その他	1,598	741,521	68,282	9.2%	158,443	21.4%
合計	1,694	963,949	112,909	11.7%	203,070	21.1%

※改良済は幅員5.5m以上(舗装済は簡易舗装を除く)

(資料:土木施設課)

#### ● 道路の現況比較表

(平成21年4月1日現在、単位:m)

	大田市	8市平均	町村平均	県平均
実延長	950,008	1,282,105	4,314,431	5,596,536
改良済延長	108,301	157,388	529,492	686,880
改良率	11.4%	12.3%	12.3%	12.3%
舗装済延長	190,952	124,823	199,957	324,780
舗装率	20.1%	9.7%	4.6%	5.8%

※改良済は幅員5.5m以上(舗装済は簡易舗装を除く)

(資料:島根県ホームページ)

### 4 農道の整備

農業生産性の向上や、農産物輸送の合理化と併せ、定住条件整備の一環として、地域生活環境の改善及び集落間のネットワーク並びに観光地間のアクセスとして、農道整備は重要な役割を担っている。近年の「ほ場整備事業」に伴い整備された農道は、幅員が広く、大型農業機械に対応できる

ものとなっているが、旧来の農道は、幅員も狭く未整備なものが依然として多い。

また、国営開発農地と 2 市 2 町を結ぶ広域的な農道として、現在、「大邑地区広域営農団地農道整備事業」が実施され、国道 9 号にアクセスしている富山町地内の県道への接続により、農産物輸送コストの縮減などが図られるため、早期完成に向けて引き続き整備促進が必要である。

なお、県事業により整備された農道は、市へ譲与されるものであり、今後は、適切な維持管理を行う必要がある。

## 方向と目標

- 県央に位置する特性を活かすため、山陰道をはじめ国道・県道・市道・広域農道等、幹線道路網の整備を推進し、県央の中核都市としての道路交通機能の強化を図り、人・物の交流を支える道路ネットワークの形成に努める。
- 市民生活の向上と地域の自立を促進するため、生活道路の整備等を進める。

## 施策の内容

### 1 山陰道の整備促進

- (1) 山陰道の「出雲・江津間」の早期全線完成へ向け、関係自治体・団体と協力し、国・県へ強く要望する。
  - ① 事業中区間の早期完成
  - ② 「湖陵・多伎間」及び「大田・静間間」の早期事業化
  - ③ 「温泉津・江津間」の早期都市計画決定手続きの着手

### 2 国・県道の整備促進

- (1) 国道 9 号の整備について、国・県へ強く要望する。
  - ① 仁摩町馬路地内における線形改良の整備促進
  - ② 静間町地内における静間駅へ向かう西方面からの右折レーン及び温泉津町福光地内における「主要地方道温泉津川本線」への右折レーンの確保
  - ③ 歩道未整備区間の整備促進
- (2) 県道の整備について、県へ強く要望する。
  - ① 石見銀山遺跡へのアクセス道路の整備促進  
「主要地方道仁摩邑南線」（祖式町大原地内）
  - ② 地域間交流の促進を図る道路の整備促進  
「主要地方道三瓶山公園線」（三瓶町池田地内の歩道整備）  
「主要地方道大田桜江線」（祖式町山中地内、大代町飯谷地内及び久利町行恒地内）  
「一般県道静間久手停車場線」（鳥井町及び静間町地内）

「一般県道和江港大田市停車場線」(長久町及び鳥井町地内)

③救急搬送路の整備促進

「一般県道久利五十猛停車場線」(五十猛町及び大屋町地内)

「主要地方道大田佐田線」(山口町地内)

「一般県道窪田山口線」(山口町佐津目地内)

④その他、未改良区間の改良整備促進

### 3 市道の整備

---

①国・県道とのアクセスを容易にするため、主要幹線市道をはじめとした道路ネットワークの構築を進める。

②主要幹線市道(1・2級及びこれに準ずる市道)の改良については、規格改良を主とした整備を行う。

③主要幹線市道を除くその他の路線については、幅員狭小区間の解消等、通行上の安全確保を主体に改良率の向上を図る。

④地域振興の基盤として、観光地や地場産地へのアクセスをより円滑にする。

⑤「高規格幹線道路」及びIC周辺の地理的、経済的条件等を勘案し、道路体系との整合性を図りながら、円滑な交通の確保と利便性のある道路のアクセス整備を進める。

### 4 農道の整備

---

①広域・一般農道の整備については、農村の地域生活圏のネットワークを強力に推し進めるうえで不可欠な基盤整備であり、今後は、他の道路整備との調整を図り、道づくりを推進する。特に、「大邑地区広域営農団地農道」をはじめ、県営で実施される「一般農道整備」は、早期完成を目指し、整備を促進する。

主な施策と事業

施策	事業	付記
山陰道の整備促進	山陰道の整備促進に向けた要望活動及び意識啓発	
国・県道の整備促進	県道改良事業負担金	新世紀道路等の市負担
市道の整備	市道整備事業	辺地対策道路、過疎対策道路、一般道路等の整備
	高規格幹線道路等関連周辺地域整備事業	山陰道流末関連の改良工事等
	社会資本整備総合交付金事業	国の交付金を財源としての道路改良整備
	道（みち）整備交付金事業	観光地間及び観光地域内の安全性・快適性の確保を目的とした道路改良
	道路維持事業	市道の維持、舗装補修
	橋梁維持事業	橋梁維持工事
	道路台帳整備事業	道路台帳の補正業務
	除雪作業車等整備事業	除雪作業に必要な作業車の購入
農道の整備	広域営農団地農道整備事業（大邑3期地区）	県営の広域営農団地農道整備に対する負担金
	基幹農道整備事業（和田3期地区）	県営の基幹農道整備に対する負担金
	ふるさと農道整備事業（大田邑智地区）	県営のふるさと農道整備に対する負担金

## 3-4 暮らしを支える生活交通の確保

### 施策体系

県央の中核都市にふさわしい、快適な基盤づくり（基盤整備）

暮らしを支える生活交通の確保

生活交通システムの再編

### 現況と課題

#### 1 生活交通システムの再編

当市を運行する乗合バス路線は、現在 17 路線が運行されており、その内訳は、市内を運行するものが 11 路線、周辺市町と連絡する広域的路線が 6 路線となっている。併せて、学校統合等に伴うスクールバスへの一般乗客の利用（一般混乗）も行われるなど、市民の生活交通は比較的確保されている。

また、三瓶町池田地内や志学地内、北三瓶地区、富山町、水上町、大代町、温泉津町湯里地区においては、通院などにかかる「**乗り合いタクシー事業**」の実施がなされており、高齢者の生活交通は確保されている。

しかしながら、過疎化の進行や**モータリゼーション**の発展等により、利用者の減少によるバスの減便や、これによるいっそうの利用者の減少により、バスの運行経費に対する当市の財政負担も年々増加している。

併せて、運行事業者は採算性などの問題から、市内生活バス路線の廃止等、路線削減の動きが予測される中、通院や通学など市民生活を支える地域交通の維持・確保は極めて大きな課題となっている。

中山間地域等の広範な市域を抱える当市においては、更に高齢化が進むことが予測され、今後は、各地域の実情や市民のニーズ等に即した生活交通手段の確保、生活圈域の拡大等による周辺地域から中心市街地へのアクセスの確保、旧市町単位で実施してきた生活交通サービスの平準化並びにバス停までの遠距離者の対応が急務となっている。

### 方向と目標

- 「大田市生活交通確保対策実施計画」に基づき、乗り合いバスの運行再編や予約に応じて運行を行う**デマンド型公共交通**を導入するなど、生活交通システムを再編し、市民生活の利便性を確保する。

## 施策の内容

### 1 生活交通システムの再編

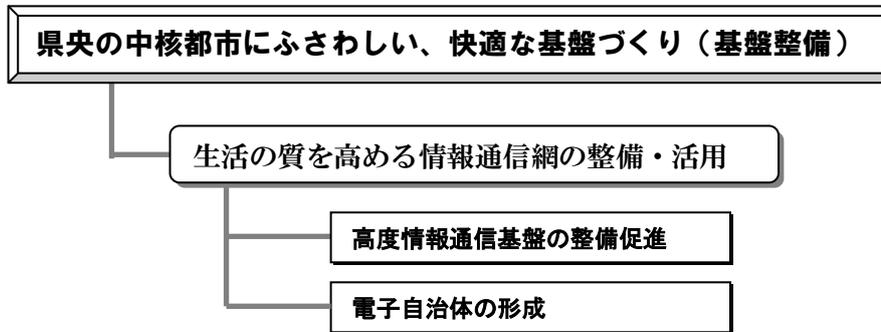
- ①路線バス運行の廃止に伴う地方バス路線の維持確保対策を図る。
- ②乗り合いタクシーやデマンド型公共交通等、地域の利用実態に即した生活交通手段の導入を図る。
- ③通学バスを一般市民が利用できるよう路線バスとの一体的な運行システムの導入を図る。
- ④福祉タクシーなどの利用支援による高齢者等の生活交通を確保する。
- ⑤交通空白地のモビリティ確保による自治会等地域による輸送活動を支援する。

## 主な施策と事業

施策	事業	付記
新たな生活交通システムの確立	地方バス路線確保対策事業	市内生活バス路線への運行費支援、市営バス用マイクロバスの購入等
	デマンド・コミュニティバス・乗り合いタクシー等運行事業	バス停遠隔地居住者等に対し、予約に応じてコミュニティバスやタクシーの運行を行う

### 3-5 生活の質を高める情報通信網の整備・活用

#### 施策体系



#### 現況と課題

##### 1 高度情報通信基盤の整備促進

平成 18 年に策定した「大田市情報化推進計画」に基づき、平成 19 年度から 3 ヶ年で市内全域に光ケーブルを敷設するとともに、各公共施設を光ファイバで接続する光幹線網の整備を行った。

これにより、高度情報化社会に対応しうる高速大容量の高度情報通信基盤が整い、行政サービスをはじめとした多種多様な市民サービスを柔軟に展開することが可能となった。

なかでも携帯電話については、光幹線網の予備芯を開放することで、携帯事業者のサービス提供を促し、携帯電話の不感地域の解消が進んでいる状況である。

平成 20 年度から平成 21 年度においては、ケーブルテレビ施設の整備を行い、第 3 セクターによるケーブルテレビサービスが市内全域でスタートした。

また、ケーブルテレビの全域整備の完了に伴い、地上デジタル放送への対応及び難視聴対策、インターネット接続環境の格差是正や、情報伝達手段の一元化を図ることができ、同時に、市内全域にわたる情報基盤が確保された。

今後は、地域情報化の推進に向け、ケーブルテレビへの加入を促進するとともに、これまで整備してきた情報通信基盤を活用したソフト事業への展開が必要である。

##### ● ケーブルテレビ加入世帯数の推移

(各年度3月31日現在)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	加入世帯 (戸)	加入率 (%)	加入世帯 (戸)	加入率 (%)	加入世帯 (戸)	加入率 (%)
旧大田市	5,868	52.5	6,500	58.2	6,705	60.0
旧温泉津町	591	42.0	657	46.7	696	49.5
旧仁摩町	421	24.6	505	29.5	704	41.2
計	6,880	48.2	7,662	53.6	8,105	56.7

※ただし、平成23年度は12月31日現在

(資料:情報企画課)

## 2 電子自治体の形成

平成 19 年度から 3 ヶ年で、市内全域に光ケーブルを敷設するとともに、各公共施設を光ファイバで接続する光幹線網の整備を行い、地域公共ネットワークの再構築を図った。

本ネットワーク上にて、インターネット接続、電子メール、ファイル共有等の各種システムを運用しており、行政事務の高度情報化及び効率化を図っている。

更に、平成 21 年度において、当市の地域情報化を推進するべく CATV 網の整備を行っており、今後は、これらの重要なネットワークを安全・安定稼働させるための維持管理を適切に行う必要がある。

また、電子自治体の推進を図るために島根県及び県内全市町村にて「しまね電子申請サービス」を運用し、市民が自宅のパソコンからインターネットを通じて、申請・届出等の行政手続が行えるよう整備しているが、利用は低迷している状況である。

### 方向と目標

- これまでに整備してきた情報通信基盤を活用したソフト事業への展開を図る。
- 行政情報提供機能の充実や地域情報化を推進するため、ケーブルテレビへの加入に係る費用の一部を助成する。
- 電子自治体の推進に向け電子申請の利用を図る。

### 施策の内容

#### 1 高度情報通信基盤の整備促進

- ①市内における携帯電話の不感地域解消に向けて、サービス提供を事業者へ促進する。
- ②市民生活の利便性向上を図るため、産業・福祉・医療・教育・防災等の各分野において、情報通信基盤を活用したソフト開発を行う。
- ③市民への行政情報提供機能の充実及び地域情報化を推進するため、ケーブルテレビへの加入に係る費用の一部を支援し、また、有線放送から音声告知サービスへ切り替えるための端末機費用を助成することにより、ケーブルテレビへの加入促進を図る。

#### 2 電子自治体の形成

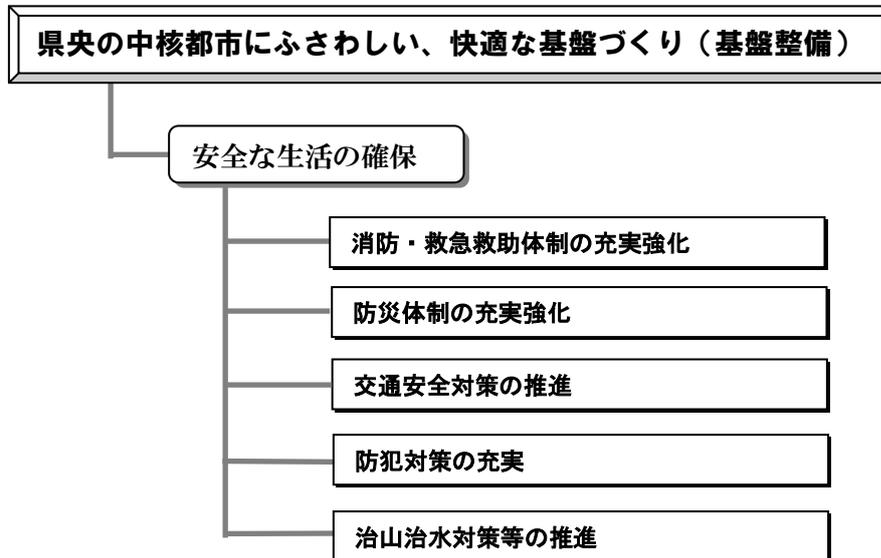
- ①光幹線網及びCATV網の安定稼働を図るため、道路改良等に係る支障移転への対応を行う。
- ②公共ネットワークの安全・安定稼働を図るため、老朽化した端末及びサーバ機器などを計画的に更新する。
- ③電子自治体の推進に向け、電子申請の利用促進を図る。
- ④住民票等を時間外・休日に発行するための自動交付機の設置を検討する。

## 主な施策と事業

施策	事業	付記
高度情報通信基盤の整備促進	情報通信基盤利用促進事業	ケーブルテレビのデータ放送機能、インターネット環境を活用したソフトの開発
	ケーブルテレビ加入促進事業	ケーブルテレビ加入への支援及び音声告知端末機の購入助成
電子自治体の形成	汎用受付システム導入事業	「しまね電子申請サービス」の運用に係る負担金
	住民基本台帳ネットワークシステム更新事業	住民情報システムの関連機器の保守委託等

## 3-6 安全な生活の確保

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 消防・救急救助体制の充実強化

##### (1) 常備消防と救急救助

###### ①常備消防

社会情勢の変化に伴う建物利用の多様化・複合化による中高層建築物の増加や都市型災害、大規模な自然災害等、消防を取り巻く環境は急速に変化しており、「東日本大震災」を踏まえた各種災害に対応する取り組みが重要である。

各種災害に対応した防災拠点施設となる「消防庁舎」の建設については、「**消防・救急無線デジタル化整備事業**」との整合性を図り、平成25年度の完成を目途に事業着手している。

また「消防ポンプ自動車」をはじめとした車両の計画的な更新整備を行うとともに、市民ニーズの多様化、消防行政を取り巻く諸情勢に対応すべく、職員の知識と技術の向上を図り、更なる消防教養の充実が必要である。

###### ②救急救助

高齢化、核家族化が進展する中、救急業務に対する市民の期待はますます増大しており、職員の更なる知識・技術の向上が求められるとともに、迅速かつ的確な対応が救命率の向上につながることから、車両や、高度な救命処置用資機材の整備を計画的に行う必要がある。

特に、車両については、「**高規格救急自動車**」及び「**2B型救急自動車**」の計画的な更新を図り、更には、**救急救命士**を計画的に養成し、救急体制の充実強化を図る必要がある。加えて、火災・水

難・交通事故・自然災害・労働災害等の各種災害に対応できる資機材の整備についても必要である。

また、更なる救命率の向上を図るため、島根県が実施している「救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）」の有効活用や、市民への応急手当講習を実施するなど、今後も継続・拡大して救命処置の充実を図る必要がある。

## (2) 非常備消防

大田市消防団は、地域防災における中核的な存在として、地域と密着した防災活動を展開しており、火災をはじめとする各種災害に対応し大きな成果を挙げるなど、市民からは大きな期待が寄せられている。

消防団員の確保はもとより、消防団の機動力強化、資機材の整備により、災害時の出動態勢の強化を図る必要がある、併せて、団員が円滑な災害活動を行うため、知識・技術を習得するための訓練・研修を行う必要がある。

消防水利施設については、防火水槽、消火栓の新設等、消防水利の確保に努めているが、今後も継続的に整備し、更に、充実を図る必要がある。

### ● 火災の発生状況

年次	火災発生件数	罹災世帯数	焼失棟数	建物焼損面積 (㎡)	山林焼損面積 (a)	(千円) 損害額	死者	負傷者
平成18年	30	3	17	945	3	32,593		4
平成19年	37	17	26	1,074	1	30,622	1	7
平成20年	33	11	21	1,146	35	112,382		4
平成21年	29	5	14	662	33	18,437	1	2
平成22年	26	8	13	138	5	5,816	1	
平成23年	26	8	12	736	15	38,180	1	

(資料: 消防部総務課)

### ● 救急出動の推移

年次	区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
平成18年	件数	1		3	149	21	16	231	5	15	1,012	258	1,711
	搬送人員	2		1	176	20	16	225	4	8	988	252	1,692
平成19年	件数	3			164	26	11	282	3	15	1,080	311	1,895
	搬送人員	3			188	26	11	273	4	11	1,053	302	1,871
平成20年	件数	3		1	138	19	11	212	4	28	1,131	307	1,854
	搬送人員	3		1	154	19	11	201	4	16	1,104	300	1,813
平成21年	件数			1	118	21	12	218	3	21	984	286	1,664
	搬送人員				139	22	12	212	2	11	946	282	1,626
平成22年	件数			5	98	11	11	251	3	22	950	248	1,599
	搬送人員			6	116	11	11	244	2	14	910	244	1,558
平成23年	件数	1		3	117	10	11	227	2	26	997	246	1,640
	搬送人員			2	127	11	11	223	2	16	951	242	1,585

(資料: 消防部総務課)

## 2 防災体制の充実強化

当市では、平成 18 年度に策定した「大田市地域防災計画」に基づき、組織体制や災害時に備えた非常食及び資機材の年次的な計画による備蓄を実施するとともに、島根県をはじめとした関係機関と連携を図りながら、防災情報システムや防災ヘリコプターの運用を行ってきたところであるが、「東日本大震災」を受け、今後、島根県と連携しながら計画を見直す必要がある。

また、この大震災を教訓として、自然災害や大規模な社会インフラ事故等の災害対策に対処するほか、危機事案発生時には災害対策本部を設置し、全庁の統括・調整にあたる事を目的として新たに「危機管理室」を設置するなど、危機管理体制の充実・強化に努めている。

一方、総合的な防災対策を進めていくためには、市民による自主防災力の育成・強化が重要であるが、自主防災組織の組織率は、平成 22 年度末で 24.6%と、島根県平均（52.0%）及び全国平均（74.4%）を大きく下回っている状況であり、組織化が課題となっている。

今後、地域防災体制については、災害時の情報伝達手段の整備、市民の避難体制の整備、防災意識の啓発などがこれまで以上に必要である。

## 3 交通安全対策の推進

交通事故の現状は、夜間における国道での交通死亡事故が特に多発しており、高齢者の交通事故の増加は大きな問題となっている。

当市は、「大田市交通対策協議会」に交通安全対策業務を委託し、交通事故の防止対策を推進しており、更に、平成 18 年度からは大田市全域に交通指導員 25 名を配置して、児童・生徒の登下校時の交通安全指導を実施している。

また、交通安全環境については、市民要望に基づいて、交通安全施設（カーブミラー設置等）の整備を実施しており、交通安全の更なる推進を図るために、各地区の交通安全活動の推進はもとより、交通指導員の指導力向上が必要である。

## 4 防犯対策の充実

近年、青少年や児童に関わる凶悪犯罪事件が多発しており、防犯対策の充実を求める機運が高まっている。

当市は、「大田市防犯協力会」へ助成を行い防犯対策を推進しており、特に、防犯協力会の活動を通じて、「子どもの見守り隊」や、「青色回転灯パトロール隊」等の自主防犯組織が結成されるなど、市民による自主防犯の取り組みが進められている。

また、薄暮時や、夜間における不審者からの声かけ事案が発生しており、市民要望に基づいた防犯灯の設置整備及び自治会防犯灯にかかる新規設置助成を実施している。

防犯対策を推進していくうえで、市民による自主防犯の取り組みの継続性が課題であり、また、防犯灯の設置については、市の設置から自主的な市民による防犯灯の設置への移行が必要となっている。

## 5 治山治水対策等の推進

地理的・地形的条件から、水害・山崩れなどの災害危険箇所の多い当市において、砂防、地すべり防止対策、急傾斜地崩壊対策、治山等の県事業を中心として諸事業に取り組んできたが、今後も

災害防止に向けて、積極的に事業を推進する必要がある。

河川や地域の基幹排水路、更に、市街地内の排水路については、流域の環境変化に伴う流量の増大から流下断面の不足が生じ、降雨の際、住宅地の湛水が大きな問題となっている。

排水路については、築造後経過年数が経ち、老朽化も進み、改修や修繕の要望も多く出るなど、市民生活の環境保全への対応が必要である。

河川環境の整備については、河川に隣接する地元自治会等が、「河川愛護団」を結成して除草・清掃を行うなど、良好な河川環境が確保されており、これらについては、「河川愛護団奨励金」として助成している。

## 方向と目標

- 火災及び風水害、震災時等の被害防止のため、消防力及び救急救助体制の充実・強化、消防拠点施設や防災施設の整備等を進めるとともに、自主防災組織の育成強化や、災害予防意識の啓発に努め、災害に強い防災体制を構築する。
- 「大田市地域防災計画」を見直し、総合的な地域防災体制の充実・強化を図る。
- 災害危険箇所の把握に努め、土砂災害の防止に向けた治山・治水対策や、海岸保全対策を推進する。

## 施策の内容

### 1 消防・救急救助体制の充実強化

#### (1) 常備消防と救急救助

##### ①常備消防

- ①市民の安全で安心な暮らしを守るため、消防庁舎の移転新築を行い、併せて、防災拠点としての機能強化を図る。
- ②防災への広報活動をはじめ、あらゆる媒体を活用し、市民意識の高揚を図る。
- ③中高層建築物の増加や、都市型災害に対応する消防力の整備について検討する。
- ④車両や、装備・搭載資機材の計画的な更新を行う。
- ⑤職員の知識と技術の向上を図るため、「消防大学校」等の教育機関への派遣を行い、更なるスキルアップを図る

##### ②救急救助

- ①車両や資機材の計画的な更新を行う。
- ②複雑、多様化・高度化する救急業務に対応するため、職員の知識・技術の向上を目的とした研修会等へ参加する。
- ③計画的に救急救命士を養成する。
- ④市民に対して、応急手当講習の受講を積極的に推進し、応急手当の普及啓発に努める。

## (2) 非常備消防

- ①消防団員の減少や、被雇用者団員が増加する中、消防団協力事業所の認定による活動環境の整備や、地縁等を通じた消防団への加入を促進する。
- ②消防団車両や、資機材の計画的な更新を行い、消防力の充実を図る。
- ③消防団員に対する資機材の取扱訓練、消防学校派遣教育等、各種訓練・研修会を計画的に実施する。
- ④消防水利不足地域への防火水槽、消火栓を計画的に設置する。

## 2 防災体制の充実強化

- ①避難所の見直しや災害時要援護者対策等、市民の避難体制の整備に努める。
- ②災害時の食糧や、資機材の備蓄・調達を図り、応援体制の整備・検討並びに防災訓練の実施による災害予防体制を推進する。
- ③総合防災情報システムの整備など広域的な防災体制を図る。
- ④防災行政無線の整備や、災害時の情報伝達手段の整備を図る。
- ⑤各地域の実情に応じた研修会や、学習会等の継続的な実施、自主防災組織の結成を推進するなど防災意識の啓発に努める。
- ⑥地震等の災害に対応し、避難所の耐震化を行う。

## 3 交通安全対策の推進

- ①「大田市交通対策協議会」において、高齢者を対象とした参加体験型の交通安全教室や、小学校の新入生への夜行反射材の配布等、交通安全にかかる啓発活動を推進する。
- ②交通指導員による交通安全指導については、交通安全意識を高めるため、定期的な研修会を開催し、指導力の向上や関係機関との連携を図る。
- ③交通安全施設については、継続的に整備を行う。

## 4 防犯対策の充実

- ①更なる自主防犯活動の推進を図るため、「大田市防犯協力会」に対する支援を行い、民間パトロールの充実に向けた「青色回転灯パトロール隊」の市内全域への整備や、小学校の新入生への防犯啓発グッズの配布等を行う。
- ②防犯灯の設置については、自治会連合会や学校・保護者会等との連携を図りながら、必要な箇所に対しての設置を行うとともに、市民による自主的な防犯灯設置の促進・支援を行う。

## 5 治山治水対策等の推進

- ①市民の生命・財産を自然災害から守るため、県及び市管理河川、砂防、治山、地すべり防止対策、急傾斜地崩壊対策等の各事業を積極的に推進する。
- ②湛水が発生する地域については、水路の抜本的な改修等により対策を進める。
- ③各地域での排水路の改修については、年次的に進め、また、公共下水道整備区域内においては、下水道工事との関連を図り整備を進める。
- ④愛護団構成員の対策は、今後高齢化となりますますます厳しい状況が考えられるが、治水や河川

環境改善の観点から、良好に維持できるよう制度を検討する。

主な施策と事業

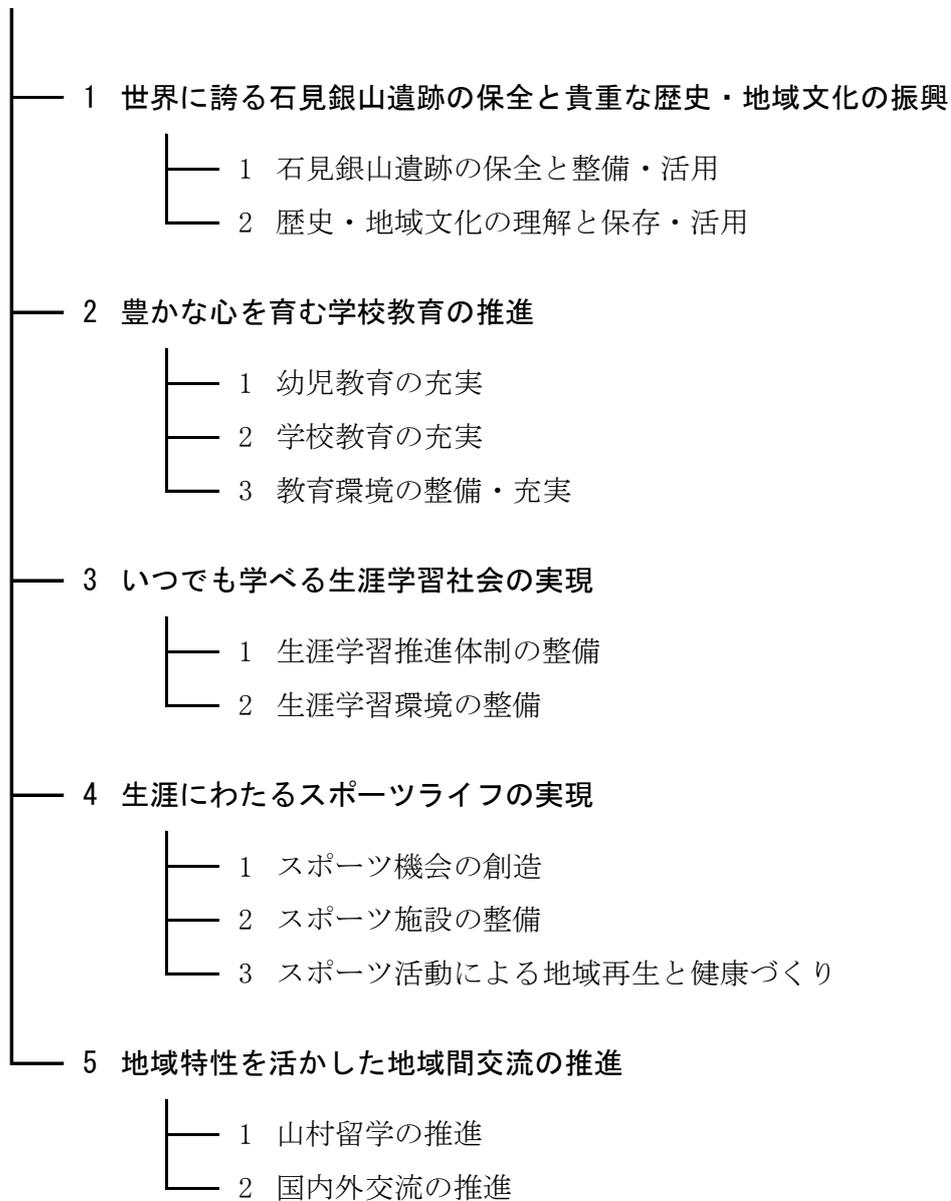
施策	事業	付記
消防・救急救助体制の充実強化	消防防災拠点施設整備事業	消防本部・大田消防署庁舎の建替え
	消防救急無線広域化・共同化整備事業	消防救急無線のデジタル化
	高規格救急自動車整備事業	高規格救急自動車の更新
	消防団小型動力ポンプ積載車整備事業	小型動力ポンプ積載車の更新
	消防団小型動力ポンプ整備事業	小型動力ポンプの更新
	消火栓新設事業	消防水利確保のための消火栓の新設
	消防格納庫整備事業	消防団の車両・資機材の格納庫整備
防災体制の充実強化	防火水槽整備事業	消防水利確保のための防火水槽の新設
	防災対策事業	「大田市地域防災計画」の見直しや、避難訓練及び食糧備蓄などの防災対策の推進
	新・防災行政無線整備事業	新たな防災行政無線システムの整備
	島根県総合防災情報システム負担金	総合防災システム端末、震度情報ネットワーク等による災害規模の状況把握と情報提供等
	大田市庁舎耐震化・外壁等改修事業	大田市庁舎の耐震補強、外壁等の改修
交通安全対策の推進	県単防災ダム事業（清滝ダム）	県営の防災ダム事業に対する負担金
	交通安全対策協議会委託事業	「大田市交通安全対策協議会」への業務委託
	交通指導員設置事業	交通指導員報酬等
防犯対策の充実	交通安全施設整備事業	カーブミラー、ガードレールの設置
	防犯灯整備事業	防犯灯の設置及び維持管理
治山治水対策等の推進	大田市防犯協力会への支援	青色回転灯整備、防犯ブザー配布等
	治山対策事業	山崩れ、地すべり等の山地災害の防止対策
	急傾斜地崩壊対策事業負担金	島根県実施の急傾斜地崩壊対策事業にかかる市負担金
	用悪水路整備事業	幹線排水路、用悪水路の整備及び改修

## **第4章**

### **石見銀山をはじめとする 歴史文化を生かした 創造的な人づくり**

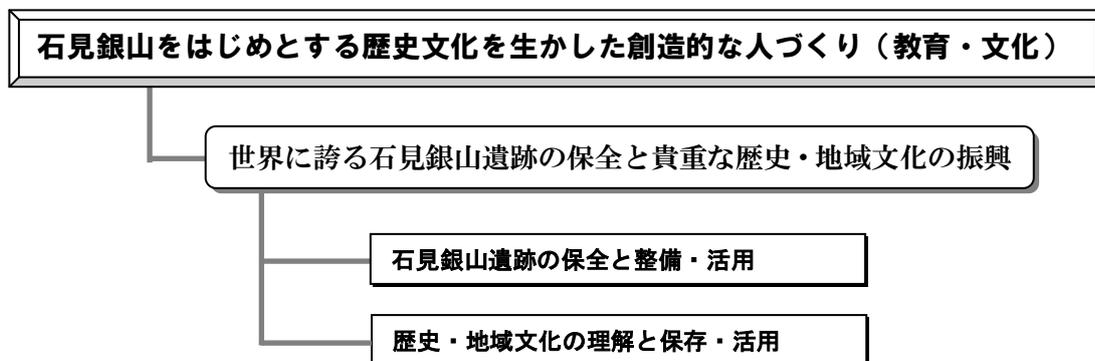
## 4. 石見銀山をはじめとする歴史文化を生かした創造的な人づくり

### 《施策体系》



## 4-1 世界に誇る石見銀山遺跡の保全と貴重な歴史・地域文化の振興

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 石見銀山遺跡の保全と整備・活用

「史跡石見銀山遺跡保存管理計画」に基づき、平成 18 年度から「世界遺産センター」の整備や「大久保間歩」の整備、案内看板等のサイン整備、見学道の整備等を年次的に行ってきた。

この外、「渡辺家整備」、「町並み保存整備」等の建造物の保存活用を進めており、管理運営においては一部に「指定管理者制度」による民間活力を導入している。

しかしながら、石見銀山遺跡は広範囲に分布しており、遺跡全体の整備は、今後も年次的に行う必要があり、特に、史跡地内の社寺建築物については、修理の必要な物件があり、管理する団体などとの協議のうえ、保存修理方針等を取りまとめる必要がある。

また、石見銀山遺跡の保存管理状況に関するモニタリングが実施されることとなっており、モニタリングの初回は平成 24 年度で、以降 6 年ごとに実施され、これに関する対応が必要である。

活用については、「石見銀山行動計画」の策定、「石見銀山基金設立」、「官民協働事業」等を実施し、石見銀山の歴史文化を活かした活動を展開してきた。これら事業の核をなす「石見銀山協働会議」は、平成 22 年度に NPO 法人化され、平成 23 年度からは助成事業も開始されている。今後は、これら事業の自立した運営が行われるよう支援する必要がある。

加えて、石見銀山に関する文化・学術面での情報整理と、発信が求められており、これに対応する「石見銀山学」を形成する必要がある。

温泉津地区については、石見銀山遺跡の外港として発展した温泉のある港町で、銀山の繁栄とともに栄えた町並みである。町屋・廻船問屋・温泉旅館・社寺等の伝統的建造物がよく残る町並みとして歴史的・文化的な景観を形成しており、平成 16 年度に国の重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）に選定されている。

一方、昔ながらの町並みの雰囲気からすれば、電柱や側溝、舗装などは景観に調和させていく必要がある。

鞆ヶ浦地区については、世界遺産の構成資産である港・集落の価値について、理解を促す施設として、拠点施設である「世界遺産センター」に対するサテライト施設を整備したところであり、今後は、地元との連携を進める必要がある。

## 2 歴史・地域文化の理解と保存・活用

当市は、石見銀山遺跡に代表される有形・無形の文化財等貴重な歴史的・文化的資源を豊富に有している。市民の誇りである貴重な文化財を、地域の財産として保存・継承するとともに、調査・研究を進め、市民への学習機会の提供など文化財を活かす取り組みが必要である。

市民が自己実現を図り、心豊かに感動を持って生活し、真に豊かな社会を実現するために、芸術文化は欠くことのできないものである。

文化の持つ力で、人々に元気を与え、地域社会を活性化させるために、市民一人ひとりが芸術文化に興味や関心を深め、気軽に文化活動に取り組むことができるよう、さまざまな芸術文化に親しむ機会や活動の場の拡充に努めるとともに、芸術文化関係団体の活性化に向けた取り組みを進める必要がある。

また、芸術文化活動の中心施設である「大田市民会館」は、市民が安心して利用できる施設にするため、引き続き、耐震補強事業を実施する必要がある。更に、周辺の公共施設のあり方についても検討する必要がある。

### 方向と目標

- 石見銀山遺跡とその関連史跡の保全・整備や町並みの整備を行うとともに、情報発信や、学習・交流の機会づくりを進める。
- 石見銀山遺跡をフィールドとする「石見銀山学」を形成し、価値の共有と産業・文化等の活用を目指す。
- 地域固有の歴史・文化財・民俗芸能等について、適切な理解と保存・保護及び活用に努めるとともに、地域の文化交流を積極的に進める。
- 芸術文化に親しむ機会や活動の場の拡充、芸術文化を支える基盤整備を進めるとともに関係団体の活性化とネットワーク化を図る。

### 施策の内容

#### 1 石見銀山遺跡の保全と整備・活用

- ①史跡等整備については、文化財調査を実施し、その成果を基に整備を行う。
- ②銀山柵内・街道・城跡などの整備及びサテライト施設整備等を行い、遺跡全体を有機的に結ぶ整備を進める。また、市民と来訪者がともに安心して過ごせるように、遺跡や町並みの防災対策事業を推進する。
- ③建造物の保存については、「町並み保存事業」の継続実施や、保存修理が急がれる社寺建築物

- 
- の保存を、所有者との協議を踏まえて計画的に進める。
- ④石見銀山遺跡の保存管理に関するモニタリングに対応するため、国・県と連携して準備作業を進める。
  - ⑤民間組織と行政が緊密に連携・協働することにより、持続的な保全・活用事業の展開を支援する。
  - ⑥「概論」、「地域学」及び「地域遺産・世界遺産学習」で構成する「石見銀山学」の形成を進め、石見銀山遺跡に関する価値の共有と産業・文化等での活用を目指す事業を推進する。

## 2 歴史・地域文化の理解と保存・活用

---

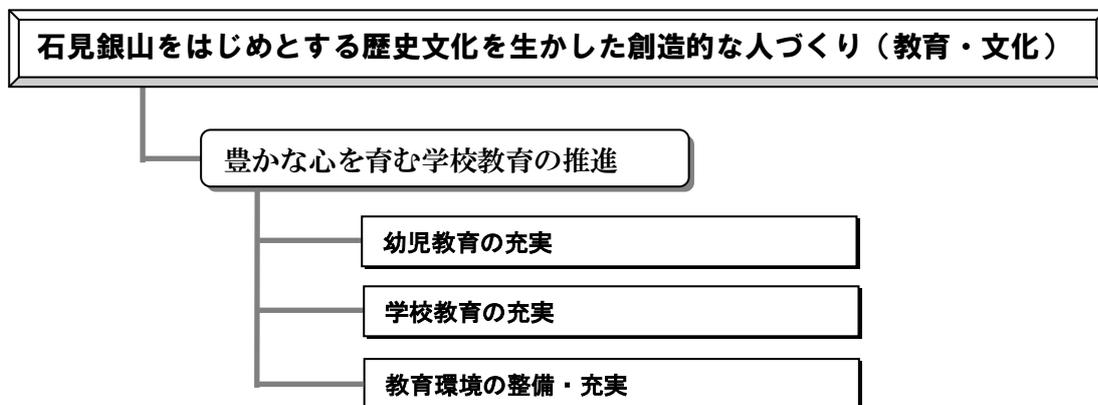
- ①芸術文化の振興と次世代を担う人材の育成を進める。
- ②市民の誇りである貴重な歴史文化の保存・継承と活用に努める。
- ③芸術文化を支える環境づくりに努める。
- ④連携と協働による芸術文化のまちづくりを推進する。
- ⑤「大田市民会館」を中心とした中長期の文化振興策について、官民協働による取り組みを進める。
- ⑥「大田市民会館」周辺の公共施設のあり方については、「大田市中央図書館」が隣接しており、中心市街地と連携した周辺道路の整備も含めて、「大田市民会館」を核とした文化ゾーンの構築など、一体的な整備方針を検討する。
- ⑦鳥井南遺跡の全体像を把握するための調査を行い、地域の資産としての活用を進める。

主な施策と事業

施策	事業	付記
石見銀山遺跡の保全と整備・活用	石見銀山遺跡総合調査事業	調査面積 年間 400 m <sup>2</sup> 程度等
	石見銀山遺跡総合整備活用事業	間歩、港湾集落、見学道などの整備等
	重要伝統的建造物群保存地区整備事業	大森銀山地区、温泉津地区の建造物等の修理・修景
	国県市指定文化財保存修理事業	五百羅漢、代官所土塀など石見銀山遺跡にかかる指定文化財等の修理
	史跡公有化事業	史跡指定地内の土地の買い上げ
	石見銀山学形成事業	石見銀山遺跡にかかる歴史的資料の調査・研究、情報発信等
	石見銀山協働推進事業	「石見銀山協働会議」に基づく協働の体制づくり、保全・啓発・調査等
	石見銀山基金事業	「石見銀山協働会議」に基づき設置される基金への拠出
	世界遺産登録記念事業	世界遺産登録 5 周年記念式典開催、情報発信、その他関係機関と連携した記念事業の開催
	温泉津温泉街街なみ環境整備事業	町並み無電柱化、道路の美装化への検討・整備
歴史・地域文化の理解と保存・活用	大田市民会館施設整備事業	耐震補強工事等の実施
	「文化はまちの力」推進事業	「大田市芸術文化振興計画」の推進、難波利三ふるさと文芸賞選定事業等
	鳥井南遺跡活用推進事業	鳥井南遺跡の調査・活用等

## 4-2 豊かな心を育む学校教育の推進

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 幼児教育の充実

公立幼稚園については、3園が保育所とお互いを補完しながら設置・運営されているが、園児数については、平成6年度に345人であったのに対し、平成17年度には151人、平成23年度には104人と減少傾向にある。

近年、核家族化の進行や少子化等により、幼児を取り巻く環境は大きく変化している。そうした中、子育て支援活動が、幼稚園の担う大きな役割となっており、当市においても取り組みの一環として、平成13年度から3歳児保育を実施したほか、平成22年度からは、保護者の就労、介護等のさまざまな事情に対応するため、預かり保育を実施している。

また、国においては現在の縦割りの子育て施策を一本化する動きもあり、教育内容の充実や、保育所などとの施設共有化等を視野に入れた環境整備等、幼・保連携の必要性は、今後ますます重要となっていく。

#### ● 園児数の推移

(5月初日在籍人員)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公立幼稚園	107	104	94	82	105	111	96	82	104	113	104
私立幼稚園	70	59	62	51	46	37	36	20	-	-	-
計	177	163	156	133	151	148	132	102	104	113	104

(資料:大田市教育委員会)

#### 2 学校教育の充実

現在、当市には小学校 18 校（平成 24 年度からは 17 校）、中学校 8 校が設置されているが、過疎化、少子化の流れの中で、児童・生徒数はここ 20 年間で約 2 分の 1 と大幅に減少し、学校が小規模化するなど教育環境は大きく変化している。

児童・生徒の健全な育成を図るためには、子どもたちが育ちあう望ましい学習集団を形成し、より良い教育環境を整備するとともに、魅力と活力ある学校づくりを進める必要がある。

### ● 児童・生徒数の推移

(5月初日在籍人員)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学校児童数	2,418	2,302	2,187	2,102	2,068	1,956	1,911	1,841	1,867	1,833	1,787
中学校生徒数	1,461	1,451	1,348	1,284	1,220	1,172	1,112	1,074	982	971	937
計	3,879	3,753	3,535	3,386	3,288	3,128	3,023	2,915	2,849	2,804	2,724

(資料:大田市教育委員会)

学校再編については、平成 20 年度に「大田市学校再編実施計画」を策定し、具体的な統合の枠組みについて取り組みを進めてきた。

これまでに、大田小学校野城分校の本校統合をはじめ、温泉津地域 4 小学校の統合、高山小学校と大代小学校の統合、更に平成 25 年 4 月から池田中学校の第一中学校への統合など、今後も順次統合を進めることとしている。なお、統合に併せ、空き校舎の利・活用についても、市全体の課題として検討しなければならない。

学校教育については、教育の推進指針として策定する「学校教育の重点」において、教育目標を「たくましく 人間性豊かな子どもの育成」とし、「生きる力」を育む教育を推進している。

そのための重点として、①心の教育の充実 ②確かな学力を育成する学習活動の展開 ③石見銀山学習を取り入れたふるさと教育の推進 を設定し、これに関連する「人権・同和教育」、「学習指導」、「生徒指導」、「特別支援教育」、「学校図書館活用教育」、「総合的な学習の時間」の 6 項目を選び、学校教育の充実と発展に向けた取り組みを行っている。

また、学校教育全般に対応する島根県からの割愛指導主事を平成 21 年度から 1 名、それぞれの分野における指導講師については、特別支援教育は平成 21 年度から、学校図書館活用教育は平成 22 年度から、人権・同和教育は平成 23 年度から各 1 名を配置し、教育の充実に努めている。

いじめ、不登校、非行等の問題行動をはじめとする生徒指導においては、島根県からの派遣指導主事を平成 22 年度から配置し、機能強化を図っている。また、児童・生徒の安全確保のための取り組みの一環として、スクールガードリーダーを配置し、巡回指導などをおして安全意識の向上・啓発に努めている。

引き続き、学校と家庭及び地域、関係機関との連携により対処することが重要である。

### 3 教育環境の整備・充実

学校施設については、小・中学校の校舎・屋体のうち、経過年数 30 年以上が 15 棟、20 年以上 30 年未満が 16 棟となっている。

また、プールについては昭和 40 年代から昭和 50 年代までに建設されたものがほとんどであり、

耐用年数の 30 年を超えている。

これら 30 年を超える施設については、大規模な改修が必要であり、特に老朽化が進んでいる施設については改築する必要がある。

また、昭和 56 年以前の旧耐震基準により建築された建物については、順次、耐震診断を実施しているが、耐震性がないと判定された建物については、改築又は耐震補強工事による耐震化を速やかに実施する必要がある。

また、学校統合により導入された児童・生徒の通学を確保するための「スクールバス」についても、年々老朽化が進むため、順次、更新する必要がある。

学校給食については、調理業務等の民間委託により供給している。

共同調理場 2 箇所と炊飯場は、築後 30 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいるため、市内すべての調理場を統合し、平成 24 年 4 月に稼働する「新学校給食センター」において、よりいっそう安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、同センターは食育の拠点として活用する必要がある。

## ● 学校給食の状況

(平成23年5月1日現在 単位:人)

区分	園児・児童・生徒数等	職員数	計
東部共同調理場	2,081	292	2,373
高山共同調理場	415	87	502
温泉津共同調理場	162	44	206
川合小学校調理場	72	18	90
池田小学校調理場	40	25	65
志学小学校調理場	35	21	56
北三瓶小学校調理場	48	21	69
合計	2,853	508	3,361

(資料:大田市教育委員会)

## 方向と目標

- 児童・生徒が、ふるさとの歴史や文化の営みを学び、豊かな体験ができる地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、学校・地域・家庭が連携し、確かな学力を身につけ、社会の変化や多様化に対応できる創造的でたくましい子どもたちを育成する環境づくりを進める。
- 魅力と活力のある学校づくりを推進していくため、望ましい学習集団の形成に向け小中学校の統合・再編を進めるとともに、安全・安心な学校づくりに努め、計画的・年次的な教育環境の整備に取り組む。
- 学校給食は地産地消や地元食材を活かした郷土料理等を提供する。また、食育の拠点施設としてセンターの活用を図る。

## 1 幼児教育の充実

- ①国の幼保一元化等の動向を注視しつつ、家庭や地域、保育所や小学校との連携を図りながら、地域における幼児教育のセンターとしての機能を充実し、生きる力を育む幼児教育を図る。

## 2 学校教育の充実

- ①学校教育の重点に従い、「人権・同和教育」や「学校図書館活用教育」など重点とする6項目を中心とした教育を推進する。
- ②社会情勢や地域の事情等の変化も勘案しつつ、「大田市学校再編実施計画」に基づき統合を推進する。

## 3 教育環境の整備・充実

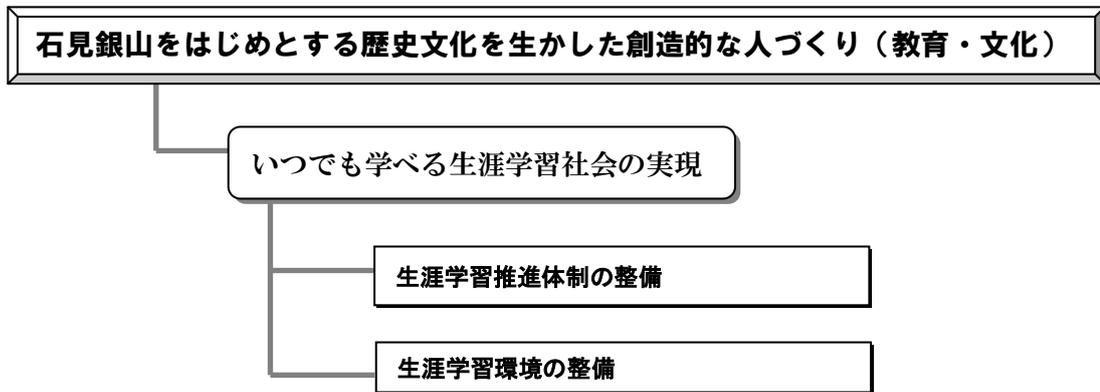
- ①耐震基準に満たない施設の耐震補強工事を早急に実施することを最優先とし、老朽化した施設の改築あるいは大規模改修を推進する。
- ②老朽化した「スクールバス」は、計画的に更新する。
- ③「新学校給食センター」においては、安全で安心な学校給食の提供に努め、生活習慣の改善や地元食材を活かした郷土料理、行事食の提供などによる風土や食文化を大切にした食育等拠点施設としての活用を図る。

主な施策と事業

施策	事業	付記
学校教育の充実	教育相談事業	児童・生徒・教職員の教育相談や教職員の研修に係る業務の実施
	社会科副読本「わたしたちの大田市」作成委託	4年に1度の教科書改訂に併せ、社会科副読本を改定
	ふるさと教育推進事業	地域の人材を講師として招聘するなど、地域の文化・歴史教育を推進するための学校と地域が一体となった取り組みの推進
	英語指導外国青年招致事業	小中学校へ英語指導助手（ALT）を派遣
	中学生の職場体験事業	中学校3年生あるいは2年生が、事業所での職業体験を実施
	学力向上支援事業	島根県学力調査経費、小学校低学年を対象とした学習習慣サポーターの配置
	「図書館と学校を読書で結ぶ」活性化事業	学校図書館司書又は司書ボランティアを配置し、子どもたちが本に親しみやすい環境を整備
	不登校等児童生徒支援事業	不登校児童・生徒の学校復帰や、問題行動等に係る児童・生徒の立ち直りを支援
教育環境の整備・充実	情報教育推進事業	教育用コンピューターの更新等
	小中学校統合事業	「大田市学校再編実施計画」に基づく学校統合の準備経費、統合に向けた施設整備等
	学校耐震化推進事業	旧耐震基準により建築された小中学校の耐震診断・耐震補強設計の実施
	小学校耐震補強・大規模改修事業	耐震診断結果による耐震補強工事等
	中学校耐震補強・大規模改修事業	〃
	第一中学校体育館改築事業	老朽化した体育館の建替え
	学校芝生化事業	子ども達の体力向上、地球温暖化の抑制、砂塵の防止等を目的として学校の校庭を芝生化
	学校給食地場産品利用拡大事業	給食を教材とした食文化の伝承や地場産品を利用した給食の提供等

## 4-3 いつでも学べる生涯学習社会の実現

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 生涯学習推進体制の整備

平成 20 年に改正された「社会教育法」では、生涯学習の支援体制を維持しつつ、社会の要請に基づく社会教育を量的・質的に拡大させること、また、学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、学校・家庭教育への支援などが求められている。

当市においては、平成 21 年度に、市民と行政が「協働によるまちづくり」を推進することで、さまざまな地域課題の解決に向けた活動が促進されるよう、公民館体制を再編し、市内 7 つのコミュニティブロックに公民館を配置し、併せて、地域づくりをサポートするまちづくり支援センターを設置した。

新しい公民館体制においては、専門的な社会教育の実施、**学社連携**・融合機能の推進、生涯学習活動への支援及び社会体育の推進や芸術・文化等の振興、更には、「公民館連絡協議会」の合同事業としての「公民館はまちの力推進事業」等を実施し、社会教育の提供という役割を担っている。

#### 2 生涯学習環境の整備

当市では、社会教育の拠点として、1 ブロックにつき 1 公民館を配置し、学校及び社会教育施設等との連携を図り、社会教育を推進するとともに、各地区における生涯学習を支援している。

生涯学習の拠点である図書館については、平成 21 年度に市内 3 館の「図書館情報システム」を統一し、また、インターネットでの蔵書情報の公開、予約等の利便性の向上を図っている。今後もシステム整備等を行い、より充実したサービスを図る必要がある。

環境整備のハード面については、市民が安心して利用できるように、経年損耗による施設の補修、「温泉津図書館」の狭隘な環境の改善等が求められている。

また、平成 21 年度より実施の「図書館と学校を読書で結ぶ活性化事業」により、学校図書館を

中心として、子どもの読書環境の整備が進んでおり、また、平成 23 年 4 月に策定した「大田市子ども読書活動推進計画」を推進するため、家庭や地域などにおいて、子どもの読書力を更に高める活動を行う必要がある。

## 方向と目標

- 専門的な社会教育の実施、学社連携・融合機能の推進、生涯学習への支援を進め、いつでも学べる生涯学習社会の実現に向けた取り組みを推進する。
- 家庭や地域、幼稚園、保育所、学校と連携しながら、子どもの読書活動を推進する。

## 施策の内容

### 1 生涯学習推進体制の整備

- ① 社会教育の推進や、生涯学習の支援活動を最前線で担う公民館は、まちづくりセンター等と連携し、地域の教育力を向上させ、「協働のまちづくり」を担う人材育成を推進する。
- ② 地域の課題解決に結びつく活動を実施することにより、公民館が「まちの力」になるよう、公民館における「学社連携機能」を充実するとともに、学校支援や人材育成に取り組む。

### 2 生涯学習環境の整備

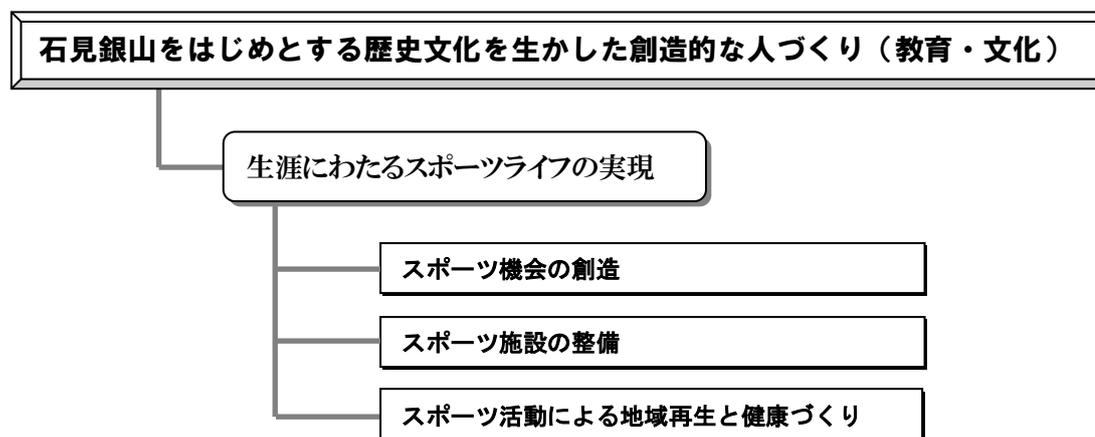
- ① 「図書館情報システム」は、引き続き、より充実したサービスが提供できるよう検討する。
- ② 施設整備においては、緊急性の高いものから、随時、補修・改善を行う。
- ③ 「図書館と学校を読書で結ぶ活性化事業」を引き続き実施し、家庭や地域、幼稚園、保育所、学校と連携しながら、子どもの読書活動を推進する。

## 主な施策と事業

施策	事業	付記
生涯学習推進体制の整備	学校支援地域本部事業	市民が「学校支援ボランティア」として学校教育を支援
	社会教育主事派遣事業	社会教育主事派遣による地域の教育力の向上
生涯学習環境の整備	「図書館と学校を読書で結ぶ」活性化事業【再掲】	
	大田市元気な子どもづくり事業	情報誌の発行等
	公民館は「まちの力」推進事業	「公民館研究大会」、「お出かけ講座」の実施等
	市立図書館情報管理システム整備事業	図書館の情報システム更新、ホームページでの蔵書公開等

## 4-4 生涯にわたるスポーツライフの実現

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 スポーツ機会の創造

当市のスポーツ振興については、スポーツ推進委員（現体育指導委員）等による各種スポーツ教室の開催や、地区体育協会、スポーツ少年団、各種競技団体等がスポーツの普及・推進に努めている。

また、これらの団体（27 地区体協、33 競技団体、3 学校体育団体）が「大田市体育協会」に加盟しており、連携を取りながら、独自の競技大会を実施するなど、市民の健康、体力づくりと競技力向上に努めている。

しかしながら、過疎化、少子・高齢化等を背景として、スポーツ活動が停滞している状況でもあり、子ども達の心身の健全育成や働き盛り、中高年齢層の健康増進等、**ライフステージ**に応じたスポーツ機会を創造していくことが必要となっている。

#### 2 スポーツ施設の整備

当市では、「総合体育館」をはじめ数多くのスポーツ施設が、多くの市民によって利用されており、また、各地区の「学校体育館」等を開放することにより、地域の身近なスポーツ施設としても利用されている状況である。

しかし、スポーツに対する価値観の多様化等により、多岐にわたるスポーツ施設の要望や、大きな大会が開催可能な大規模施設の建設など、現状の施設に対する市民の思いは決して満足のものではなく、更に、現状の施設の老朽化に対する適切な改修、管理が必要となっている。

### 3 スポーツ活動による地域再生と健康づくり

当市においては、「三瓶クロスカントリー大会」等の各種競技大会をはじめとして、体育の日を中心に開催される「大田市健康・体力づくり市民大会」の開催や、各地域におけるスポーツ教室の実施、「島根県スポーツ・レクリエーション祭」への積極的な参加などその推進に努めている。

一方、スポーツを生かした地域再生や健康づくりなどによる新たなスポーツ文化の実現を目指すことなどが盛り込まれた「スポーツ基本法」が平成 23 年 6 月に成立した。

これを踏まえ、更には、平成 23 年度策定の「大田市健康増進計画」との整合性を図りながら、子どもから高齢者、障がい者を含めた市民の誰もがその自発性のもとに、関心、適正等に応じてスポーツに親しむ機会を確保するよう「大田市スポーツ推進計画」を進める必要がある。

また、スポーツは、それをする人ばかりでなく、観る人・支える（育てる）人など、多様な関わり方があり、これらも含めたスポーツを推進する必要がある。

#### 方向と目標

- いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現に向けた推進体制を充実する。
- スポーツイベントの実施や身近な場所でのスポーツ教室を開催し、市民がスポーツに親しむ機会を増やす。

#### 施策の内容

##### 1 スポーツ機会の創造

- ①市民一人ひとりが健康や体力を意識し、スポーツ活動を通じて心身ともに健康な生活を送ることが必要であり、そのためには、幼児から高齢者まで、市民一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、技術、興味、目的に応じて、生涯にわたり、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現に向けた推進体制を充実し、スポーツ活動を支援する仕組みを作る。

##### 2 スポーツ施設の整備

- ①市民が身近なスポーツ施設を望む一方で、大規模施設や専用施設を望むなど、市民一人ひとりのスポーツニーズはますます多様化しており、現存するスポーツ施設や、学校統合等により空いた施設、既存の学校施設等、さまざまな観点からスポーツ施設を見直し、総合的な見地から、必要に応じた施設整備への検討や改修を行う。また、市民公園のエリアは、新たな生涯スポーツゾーンとして検討する。

##### 3 スポーツ活動による地域再生と健康づくり

- ①スポーツイベントの実施や、身近な場所でのスポーツ教室の開催等により、市民がスポーツ

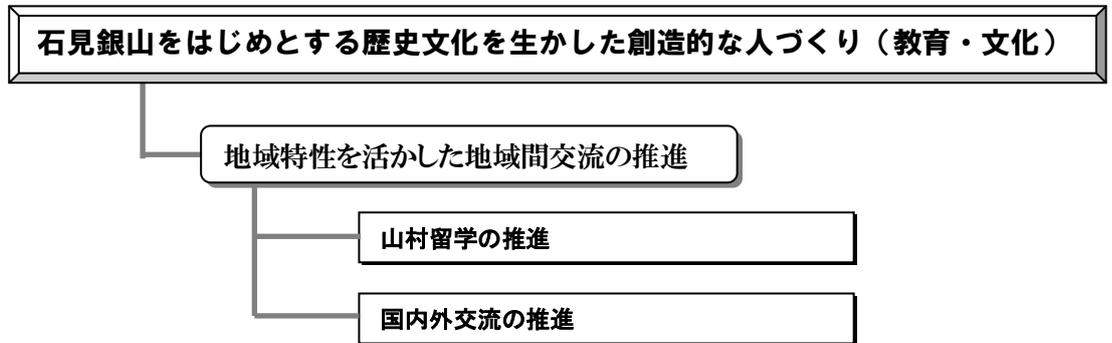
- に親しむ機会を増やすとともに、指導者の育成・支援を行い、生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。
- ②中山間地域での地域間格差を是正し、スポーツに親しむ機会を提供するための施策の展開や、指導者の育成、関係者との連携を図る。

### 主な施策と事業

施策	事業	付記
スポーツ機会の創造	スポーツ推進事業	総合型地域スポーツクラブの設立・育成、スポーツ教室の実施や指導者の派遣・育成等
スポーツ施設の整備	大田市立第二中学校陸上競技場整備事業	4種公認陸上競技場の整備
	大田運動公園整備事業	多目的広場グラウンドの芝生化等
	大田市民公園施設整備事業【再掲】	
スポーツ活動による地域再生と健康づくり	スポーツ推進事業【再掲】	三瓶高原クロスカントリー大会等

## 4-5 地域特性を活かした地域間交流の推進

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 山村留学の推進

平成 8 年より、学校の休業期間を活用した短期山村留学を実施し、平成 16 年からは、山村留学センター「三瓶こだま学園」を拠点に、1 年間を通じた長期山村留学を実施しており、これまでに、長期生延べ 96 名、短期事業では延べ約 3,000 名を受け入れてきた。

事業の成果として、①大田と都市部の子ども同士がお互いに刺激しあい人間的に成長 ②大田市の関心度・知名度アップとふるさと再発見に貢献 ③保護者を通じて、大田と都市部の地域間交流が拡大し地域に活力が生まれた などが挙げられる。

今後も、更に事業への参加拡大に努め、人・モノ・情報の交流拡大をとおして、定住促進と地域振興を進めていく必要があるが、一方で、長期生の安定的確保や、受け入れ農家の固定化並びに高齢化、効率的な運営体制の模索などの課題が挙げられる。

#### 2 国内外交流の推進

##### (1) 姉妹都市との交流

昭和 62 年 11 月 14 日に「大韓民国・大田廣域市<sup>テジョン</sup>」と姉妹都市縁組を締結し、昭和 63 年からの「中学生交流事業」をはじめとして、文化交流や青少年交流を中心に友好を深めてきており、市民の「大韓民国」に対する関心や理解は深まりつつある。

##### (2) 多文化共生

国においては、平成 18 年に互いの文化的な違いを認め合い、同じ生活者であり地域住民であることを認識し、地域社会の構成員としてともに生きていく社会の実現に向けての取り組みを求めており、当市においても、外国人住民が増加している状況の中で、日本語教室への支援や国際文化講座を開催するなど、市民と在日外国人への関わりを支援している。

### (3) 友好都市との交流

平成2年4月14日に、石見銀山が縁により「岡山県笠岡市」と友好都市縁組を締結し、両市のロータリークラブ、文化・スポーツ団体等が継続して交流するとともに、新たな団体同士の交流もはじまっている。

## 方向と目標

- 都市との共生・対流の促進を図るため、「山村留学センター」を拠点として、長期留学・短期留学を中心とした事業を実施するとともに、子どもから高齢者に至るまでの幅広い交流を促進する。
- 姉妹都市・友好都市等との市民レベルでの交流事業を推進する。

## 施策の内容

### 1 山村留学の推進

#### (1) 長期生の安定的確保及び事業PRの推進。

- ①長期生の安定的な確保は、事業の持続性につながることから、保護者、OBのくちこみ、テレビ、新聞等やホームページを活用して、山村留学の魅力・意義を積極的にアピールする。
- ②特に、市民へのPR不足が指摘されていることを踏まえ、週末（ミニ山村留学）事業等による参加者の確保に努め、市内の児童・生徒の体験活動や、交流の場としての「山村留学センター」の活用を促進する。

#### (2) 受け入れ農家の確保。

- ①山村留学の魅力の一つに、豊かな自然と農村文化が体験できる「農家宿泊体験」があるが、一方で、受け入れ農家が固定化あるいは高齢化しており、長期の受け入れ農家を確保することは事業継続の根幹に関わることであるため、短期事業の1泊・2泊程度の受け入れ実績を積み重ね、将来的に1年を通じた受け入れ農家の確保に努める。

#### (3) 効率的な運営形態の検討

- ①山村留学事業のノウハウや保護者の安心感・信頼感等、現状では、直営で実施するメリットが大きく、反面、行財政のスリム化は時代の要請でもあり、「(財)育てる会」や地元・行政で協議を重ね、効率的な運営形態構築へ向けて検討する。

#### (4) 地域経済への波及効果の促進。

- ①保護者との交流の中で、既に、地元農産物の定期購入などがはじまっているが、生産者が限

られていることから、地域全体へ波及させるため、センターの食材の地産地消を進めながら、将来的な農産物・農産加工品の販路拡大に向けて検討する。

## 2 国内外交流の推進

### (1) 姉妹都市との交流

①中学生交流事業については、これまでの参加者が**サポーター**として参画してもらえよう、また、交流促進に関しては、文化や青少年交流にとどまらず、経済や観光分野の交流も視野に入れ、「石東地区日韓親善協会」等の民間団体と連携を密にするとともに、官民協働の担い手となる取り組みを進める。

### (2) 多文化共生

①地域社会で暮らす外国人住民と共生するために、国際交流員を講師とした公民館単位の講座を継続実施するとともに、外国語や外国料理に長けている市民を講師とした講座開催を検討する。

### (3) 友好都市との交流

①幅広い世代や、文化・スポーツ団体等、引き続き民間団体交流を促進する。

## 主な施策と事業

施策	事業	付記
山村留学の推進	山村留学事業	長期留学、短期留学等の実施
国内外交流の推進	姉妹都市「大田廣域市」中学生交流事業	隔年での中学生相互交流
	姉妹都市「大田廣域市」との交流促進事業	市民団体が継続して行う交流事業への支援
	国際交流推進事業	「大田廣域市」担当者等との事務協議経費
	国際文化講座開催事業	「大韓民国」等の料理教室、語学講座等の開催
	友好都市「笠岡市」との交流促進事業	市民団体が継続して行うスポーツ・文化事業への支援



## **第5章**

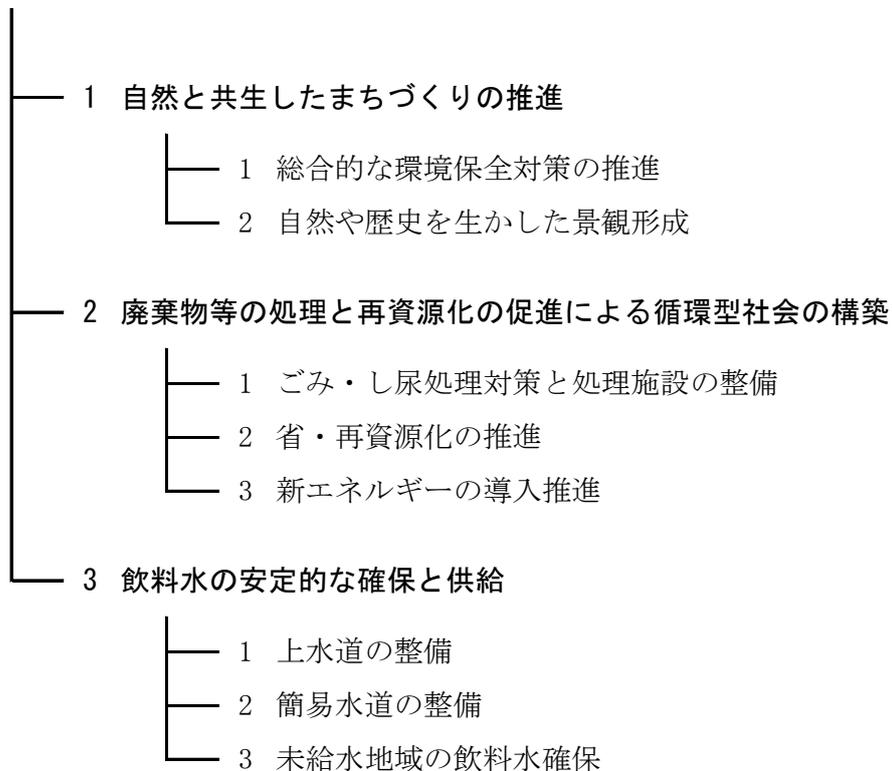
**自然との共生や**

**循環型社会を目指す**

**生活環境づくり**

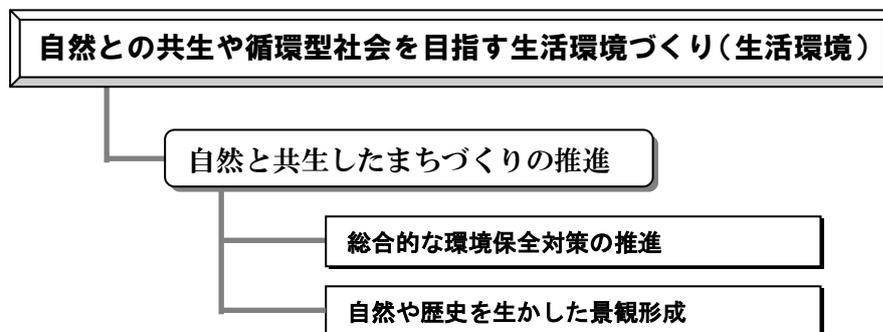
## 5. 自然との共生や循環型社会を目指す生活環境づくり

### 《施策体系》



## 5-1 自然と共生したまちづくりの推進

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 総合的な環境保全対策の推進

三瓶山や海岸、河川等の豊かな自然に恵まれた当市は、その環境を適切に守り、維持し、後世まで継承していくことが重要である。

現在、「大田市婦人団体連絡協議会」、「静間川愛護同盟」、「鳥井ふるさと会」、「エコ垂水」、「大田の自然を守る会」、「大田市の美しい大自然を守る会」等さまざまなボランティア団体や個人が、積極的に環境問題を学習し、環境保全に取り組んでいる。

また、「市内一斉清掃」や「クリーン三瓶」、「クリーン銀山」の活動を通じて、市民の環境保全意識の醸成に努めている。

しかしながら、悪質な不法投棄等は、今なお発生しており、引き続き、市民が自らの生活の中で環境に配慮し、環境保全に努めるよう積極的に呼びかけていく必要がある。併せて、公害・騒音・悪臭に対しても監視する必要がある。

当市では、「大田市自然環境保全条例」、「大田市水道水源の水質の保全に関する条例」を制定し、健康で快適な生活環境の確保と、良好な自然環境の保全に努めており、市内に生息・成育している希少な動植物を保護している。

また、河川や事業所からの排水の水質は、比較的安定しているが、今後も引き続いて定期的な水質検査を実施する必要がある。

これらのことを通じて、「大田市環境基本計画」に基づく「環境のまち おおだ」の実現に向けた取り組みを進める必要がある。

#### 2 自然や歴史を活かした景観形成

当市には、石見銀山遺跡や三瓶山をはじめ、多くの歴史・自然的な景観資源を有しており、全市的な景観意識の高まりから、平成 18 年 5 月に「**景観行政団体**」となった。その後、平成 21 年度に「大田市景観条例」を策定し、「自然景観」、「歴史・文化景観」、「都市景観」、「産業景観」の 4 つ

の柱を基本として、①普通地域 ②石見銀山遺跡景観保全地域 ③自然環境保全地域 の3地域を設定し、大田市全域の景観保全に努めている。

## 方向と目標

- 市民一人ひとりの環境保全に対する意識の高揚を図り、環境保全活動に対する支援を行うなど、総合的な環境保全対策を推進する。
- 市民のふるさと意識を醸成するうえで、かけがえのない財産である歴史的景観や自然景観に、市民自らが誇りを持ち、良好な居住環境を維持するため、地域の特性を踏まえながら歴史、海、山を活かした景観づくりを推進する。

## 施策の内容

### 1 総合的な環境保全対策の推進

- ①「市内一斉清掃」、「クリーン三瓶」、「クリーン銀山」の活動について、より広く参加を呼びかけ、参加者の拡大と意識の啓発を図り、また、環境保全団体への支援に努める。
- ②「大田市環境基本計画」に基づき、環境保全に関して、より実効的で総合的な施策を推進する。
- ③平成22年3月に策定した「大田市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民の環境保全意識の更なる醸成と、循環型社会の形成、温室効果ガスの削減に努める。
- ④水道水源保護地域、河川、事業所の排水に関する水質検査や、河川の監視活動を継続して実施し、水質汚濁の防止や公害対策に取り組むとともに、環境保全意識の高まりによる河川の水質浄化が図られるよう、市民に対する啓発活動を行う。
- ⑤自然環境保全地域については、実態を把握したうえで、保全地域の拡大を視野に取り組む。
- ⑥悪質な不法投棄については、警察等関係機関と連携し、厳正に対応する。
- ⑦公害・騒音・悪臭に対して監視し、対応する。
- ⑧希少な動植物を採取等から守るため、他の機関や民間団体と連携し、保護、啓発に努める。

### 2 自然や歴史を生かした景観形成

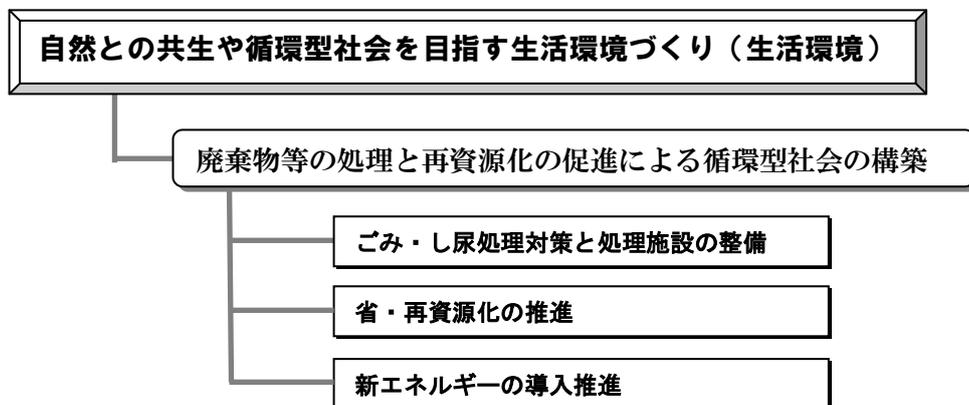
- ①「景観審議会」の立上げに向けて、関係機関、公益事業者、学識経験者、市民及び良好な景観形成を行う団体、個人等を加えて組織化するとともに、石見銀山遺跡をはじめ、三瓶山等恵まれた自然環境を認識する中で、独自の魅力ある景観づくりを進める。

主な施策と事業

施策	事業	付記
総合的な環境保全対策の推進	環境基本計画の推進	「環境基本法」に基づく計画、総合的な環境保全対策
	環境保全活動支援事業	活動団体への支援
	生活環境保全推進事業	ボランティアによる回収済み海岸漂着物の運搬及び不法投棄の処理
	公害対策水質検査	市内 38 箇所の水質検査
	地球温暖化対策事業	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガスの削減等
	希少動植物保護対策事業	希少な動植物の保全
自然や歴史を生かした景観形成	景観計画の推進	

## 5-2 廃棄物等の処理と再資源化の促進による循環型社会の構築

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 ごみ・し尿処理対策と処理施設の整備

一般廃棄物の適正処理を図るため、施設整備や循環型社会の形成に向けた事業を展開している。ごみ処理施設については、「廃棄物処理施設」と「再資源化施設」に大別され、発生する廃棄物の種類に応じた処理を適切に行っている。

「廃棄物処理施設」は、「可燃物中間処理施設」、「不燃物処理施設」、「し尿処理施設」があり、どの施設も老朽化が進んでいるが、市民生活に直結し、運転休止による業務停止が許されない施設であるため、安定稼動には、計画的かつ継続した維持補修が不可欠である。併せて、変化する廃棄物の適正処理には、施設の拡充も今後必要である。

「不燃物最終処分場」については、現存施設の残容量に限りがあるため、現在、新施設の建設を進めており、新施設稼動後は、不燃性廃棄物を新施設において一括処理することとなる。

平成 23 年度より稼動した「大田容器包装リサイクルセンター」等の「再資源化施設」については、「廃棄物処理施設」と連携した処理や、施設整備の実施、また、分別及び収集の拡充により、廃棄物の再資源化、ごみの減量化と適切な廃棄物処理の実施をいっそう推し進める必要がある。

「し尿処理」については、公共下水道の普及に伴う搬入し尿の性状変化に合わせた施設の適正な維持管理が重要であり、そのためには、施設の老朽化を見据えた運転管理及び計画的な施設の改修が必要不可欠である。

「収集業務」については、民間委託を検討する中で、山間部等の未収集地域への対応や、高齢者・障がい者等ごみの搬出困難者への対応が新たに求められている。

## ● し尿処理とごみ処理の状況

年度	し尿処理量 (kℓ)	ごみ処理量 (t)	
		可燃物	不燃物
平成17年度	28,496	9,922	2,668
平成18年度	28,637	7,860	2,004
平成19年度	28,746	8,322	2,029
平成20年度	28,182	8,133	1,934
平成21年度	28,378	8,111	1,800
平成22年度	28,042	7,749	1,697

(資料:衛生処理場)

## 2 省・再資源化の推進

「資源物」については、「大田リサイクルセンター」で、「缶・廃乾電池・水銀体温計・ガラスびん・ペットボトル・ダンボール・紙パック・新聞紙・その他の紙類・古布衣類」を中間処理し、再商品化事業者へ出荷している。

また、プラスチック製容器包装については、平成23年度より資源収集を全市に拡大して開始し、「大田容器包装リサイクルセンター」において圧縮梱包処理を行っている。

市民に対しては、ごみの分け方・出し方を周知徹底し、理解を得ることで、リサイクルへの協力度を更に上げていく必要がある。

リサイクルに対する市民の意識は高いが、高齢化が進む中で、家庭での複雑な分別は難しい状況であり、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとして排出されるものの中には、再使用・再資源化できるものがたくさんある。

現在、資源物収集の拠点は、分別収集ステーションであり、「大田リサイクルセンター」へ自己搬入できる日時は限られているため、資源物としての排出が困難な市民への対応が求められている。

また、現在、事業所から排出される一般廃棄物と産業廃棄物は、分別が不徹底なため、資源物として受け入れておらず、そのため、可燃ごみ、不燃ごみとして大量に排出されている状況である。

## 3 新エネルギーの導入推進

当市においては、平成20年2月に、太陽エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー等の環境負荷の少ない新エネルギーの導入を検討するため、地域の特性を活かした総合的な「大田市地域新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギー導入の取り組みを進めている。

太陽光発電施設については、個人住宅や事業所への設置に対する助成制度をはじめとして、久手小学校体育館の改築に併せて太陽光発電施設を設置するなど、公共施設への導入も進めている。更に、次世代型の農業モデルを構築するために、太陽光発電システムの実証実験にも取り組んでおり、産業への活用などが模索されている。

また、「東日本大震災」を教訓として、原子力に代わるエネルギーとしても、新エネルギーの促進については、現在、注目を集めており、当市においても、その導入促進を積極的に図る必要がある。

## 方向と目標

- 清潔で快適な生活環境と循環型社会を形成するため、ごみの排出量抑制と再資源化の推進に努め、廃棄物等の適正な処理を行うための取り組みを積極的に進める。
- 分別への協力を推進し、更なる資源化を促進する体制を作る。
- 地球環境にやさしく、地域の特性に適した新エネルギーの導入を促進する。

## 施策の内容

### 1 ごみ・し尿処理対策と処理施設の整備

- ①施設の維持管理については、各設備を適正稼働させるため、計画的な補修や廃棄物の性状に応じた拡充を図る。
- ②搬入された廃棄物の再資源化、減量化、適正処理を行うため、廃棄物処理施設と再資源化施設との連携を図り、各施設の特性をより活用できるよう、廃棄物の集中管理と処理の集約、また、廃棄物の性状に応じた設備拡充や現存設備の移転を実施する。
- ③ごみの収集については、市民のニーズを的確に把握し、収集範囲の拡大やごみの搬出困難者への対応など、収集方法の拡充を図る。

### 2 省・再資源化の推進

- ①引き続き、市民へ分別の協力を求める一方で、分別を補うため、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の各処理施設で、更なる資源化を推進する体制を作る。
- ②3Rのいっそうの啓発に努め、また、可燃ごみ、不燃ごみの中から可能なものは再使用・再資源化することで、更なるごみの減量化を図る。
- ③事業所に対しては、ごみの分別についての更なる周知・協力を求め、自己搬入による資源ごみとしての受け入れを行う。
- ④老朽化が進んでいる「大田リサイクルセンター」は、維持補修等を計画的かつ適正に実施する。併せて、平日に事業所からの自己搬入を受け入れる際の受け入れスペースを整備する。

### 3 新エネルギーの導入推進

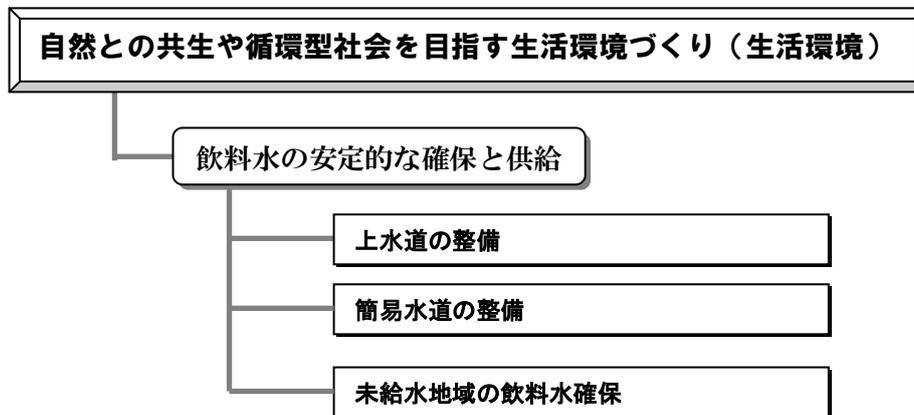
- ①「大田市地域新エネルギービジョン」に掲げた新エネルギー導入プロジェクトを推進するため、「太陽光」だけでなく「風力」「バイオマス」など、当市の地域特性に適した新エネルギーを検討し導入を目指す。

## 主な施策と事業

施策	事業	付記
ごみ・し尿処理 対策と処理施設 の整備	一般廃棄物処理基本計画の推進	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく計画の推進
	ごみ減量化等推進事業	指定ごみ袋の作成、分別収集ステーション等設置への支援など
	塵芥収集車整備事業	収集車両の更新
	出雲エネルギーセンター可燃ごみ処理負担金	圧縮梱包して移送した可燃性一般廃棄物の処理委託
	新不燃物処分場整備事業	新不燃物処分場の建設
省・再資源化の 推進	資源物分別収集事業	資源物分別収集の拡大
新エネルギー の導入推進	新エネルギービジョンの推進	新エネルギー全般についての施策の推進

## 5-3 飲料水の安定的な確保と供給

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 上水道の整備

当市の上水道は、昭和 28 年の給水開始以来、水需要の増大に対応するため 8 次わたる拡張事業の実施により、施設の増補改良を行い、水道水の安定供給に努めてきた。

この間、昭和 60 年には、旧大田市、旧温泉津町、旧仁摩町が「島根県企業局」の「江の川水道用水供給事業」により 9,500 m<sup>3</sup>/日を受水し、簡易水道の統合を行い、受水用の配水池を新設するなど、給水区域の拡大を図ってきた。

また、予想される水需要の増加に対処するため、三瓶ダムを取水源とした「三瓶浄水場」を建設し、平成 12 年 4 月から配水能力 7,500 m<sup>3</sup>/日で稼働し、上水道事業全体では配水能力 20,500 m<sup>3</sup>/日となり、その後、旧仁摩町分 2,400 m<sup>3</sup>/日を加えて、現在では 22,900 m<sup>3</sup>/日と安定した供給体制を確立している。

今後も長期的視野にたった計画的、効果的な老朽管の更新、一部水圧・水量不足地区の解消を図り、水道水の安定供給を行うことが必要である。

また、平成 28 年度における「簡易水道統合計画」による給水区域の拡大と多数の水源、水道施設の効率的な維持管理等に向け、増補・新設等の施設整備を検討する必要がある。

#### ● 上水道施設の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	施設名	計画給水人口	計画1日最大給水量	現在給水人口
上水道	大田地区	37,400人	20,500.0m <sup>3</sup>	24,185人
	仁摩地区	5,100人	2,400.0m <sup>3</sup>	3,707人

(資料:水道課)

## 2 簡易水道の整備

当市は、その地理的条件により、単一の上水道からの供給は困難であり、そのため 10 地区の簡易水道、4 地区の飲料水供給施設、8 地区の営農飲雑用水施設により、給水を行っている。

平成 2 年度には、「祖式簡易水道」の拡張事業により、水上町への給水を行っているが、それぞれの簡易水道施設は、昭和 30 年代から昭和 40 年代前半の創設であり、施設の処理能力が低下している状況にある。

また、平成 28 年度における「簡易水道統合計画」により、効率的な維持管理等に向け、増補・新設等の施設整備を検討する必要がある。

### ● 簡易水道等施設の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	施設名	計画給水人口	計画1日最大給水量	現在給水人口
簡易水道	志学	2,100人	1,100.0m <sup>3</sup>	511人
	大代	390人	100.0m <sup>3</sup>	180人
	祖式	1,230人	390.5m <sup>3</sup>	675人
	池田	500人	157.8m <sup>3</sup>	196人
	馬路	1,120人	560.0m <sup>3</sup>	649人
	富山	400人	90.0m <sup>3</sup>	282人
	川合東部	250人	68.0m <sup>3</sup>	231人
	西部	870人	181.3m <sup>3</sup>	676人
	温泉津	2,960人	1,450.0m <sup>3</sup>	2,256人
	井田	850人	365.0m <sup>3</sup>	679人
飲料水供給施設	入石	80人	12.0m <sup>3</sup>	77人
	仙山	98人	15.0m <sup>3</sup>	98人
	島津屋	74人	14.8m <sup>3</sup>	65人
	上野	44人	10.5m <sup>3</sup>	42人
営農飲雑用水施設	朝山地区	389人	176.1m <sup>3</sup>	339人
	野城地区	93人	64.4m <sup>3</sup>	78人
	上川内地区	102人	56.4m <sup>3</sup>	85人
	飯谷地区	118人	65.8m <sup>3</sup>	65人
	柿田地区	96人	40.2m <sup>3</sup>	68人
	本郷地区	63人	27.5m <sup>3</sup>	41人
	赤波地区	96人	41.8m <sup>3</sup>	67人
	多根地区	76人	48.4m <sup>3</sup>	64人

(資料:水道課)

### 3 未給水地域の飲料水確保

当市には、地理的条件により、上水道、簡易水道施設の整備が困難な地域が、中山間部を中心に存在している。

これらの地域の一部に対しては、「飲料水供給施設」や「営農飲雑用水施設」により給水が行われており、また、その他の未給水地域においては、「飲料水供給施設整備」への支援を行うなど、水資源の確保に努めている。

今後も、水道施設の整備が困難な地域においては、良質で安定した飲料水を確保し、生活維持を図る「小規模水道施設」の整備を推進し、未給水地域の解消を図る必要がある。

#### 方向と目標

- 飲料水を安定的に確保、供給するため、上水道、簡易水道の施設整備を進めるとともに、将来を見据えた水源の確保や、未給水地域の解消に努める。

#### 施策の内容

##### 1 上水道の整備

- ①水道水の安定供給を図るため、管網の見直しを行い、配水管の新設・改良・老朽管更新は、他事業との調整を図りながら、耐震化も考慮に入れた事業を進める。更に、水量・水圧不足の地区や、未給水地区の解消についても検討し、その整備を行い、有収率の改善と水道水の安全・安心・安定的な供給に努める。また、水道施設などにおける事故等については、平成23年度に策定した「水道事業危機管理マニュアル」に基づいて、早期復旧・応急給水・水利用者への周知等を図り、迅速な給水に努める。
- ②平成28年度における簡易水道統合による給水区域の拡大に伴い、水道施設の効率的な維持管理等に向け、増補・新設等の施設を整備する。

##### 2 簡易水道の整備

- ①平成28年度での簡易水道統合を踏まえ、簡易水道10施設、飲料水供給施設4施設、営農飲雑用水施設8施設について、水道施設の現況を把握し、水源の新設・改良、浄水場の新設、配水池の増設、集中監視等の整備の必要性について検討し、整備する。

##### 3 未給水地域の飲料水確保

- ①飲料水は、生活に欠くことのできない重要なものであるため、引き続き、良質で安定した飲料水を確保し、生活維持を図る「小規模水道施設」の整備を推進し、未給水地域の解消を図る。

主な施策と事業

施策	事業	付記
上水道の整備	上水道施設新設改良事業	配水管の新設及び改良
	老朽管更新事業	石綿セメント管及び老朽管の更新
簡易水道の整備	簡易水道施設整備事業	簡易水道の統合整備
	簡易水道施設改良事業	送・配水管の改良、三瓶浄水場での集中監視、配水池の設備更新
	老朽管更新事業	石綿セメント管及び老朽管の更新
未給水地域の飲料水確保	飲料水安定確保対策事業	未給水地域内における飲料水供給施設の設置に対する支援

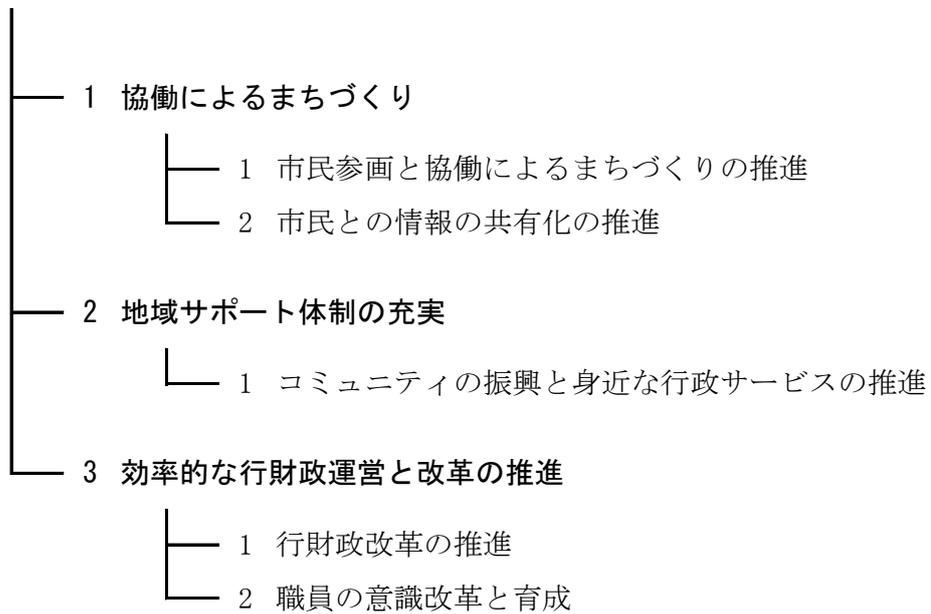


## **第6章**

### **参画と協働による まちづくり**

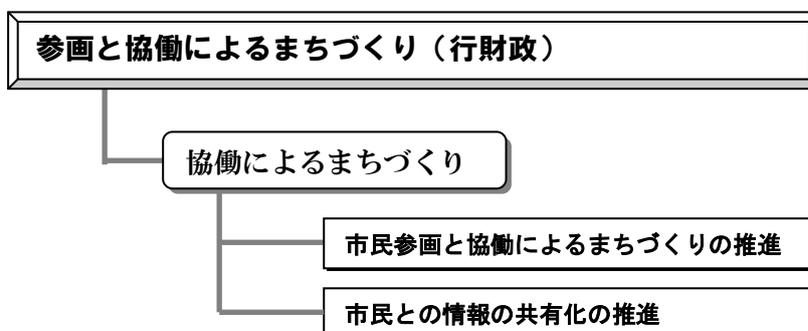
## 6. 参画と協働によるまちづくり

### 《施策体系》



## 6-1 協働によるまちづくり

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 市民参画と協働によるまちづくりの推進

##### (1) 市民参画と協働によるまちづくり

市民ニーズの多様化や少子高齢化の進行など、社会情勢の変化に伴い、公共サービスの範囲が拡大していく中、「公共サービスは、すべて行政が担う」というシステムから、市民参画や地域の多様なニーズに対応する「新たな公共サービス」への転換として、平成 18 年度に策定した「大田市協働によるまちづくり推進指針」に基づき、市民による地域課題の解決や、地域資源を活かす取り組みを協働により取り組んできた。

また、中山間地域を中心に、高齢化や過疎化が進行し、集落機能が低下するなど、コミュニティの維持さえ困難な集落も生まれてきている。

今後は、最も基本的な生活圏である集落単位の自治会における「地域コミュニティ」の維持に向けた支援を引き続き行う必要がある。

##### (2) 定住促進

過疎地域の課題である人口の減少は、地域全体の活力を損なうため、地域社会としての維持・活性化を図る観点から、定住促進に向けた施策の展開は重要である。そのためには、地域資源である豊かな自然などを活用しての田舎体験等、「グリーンツーリズム」を視野に、都市住民と地域住民との関り方を提示しながら、「交流」から、「居住・定住」へ展開を図る交流人口の拡大への取り組みが必要である。

##### (3) 空き校舎の利活用

平成 19 年 2 月に策定した「大田市学校再編基本計画」並びに平成 20 年 7 月に策定の「大田市学校再編実施計画」においては、小学校を 22 校から 10 校へ再編・統合、また、中学校を 8 校から 3 校へ再編・統合する計画としており、今後、学校統合に伴って生じる空き校舎の利・活用について

は、まちづくりの観点から、市民との協議のうえ、その有効活用を図る必要がある。

## 2 市民との情報の共有化の推進

さまざまな情報媒体を利用し、行政からの情報を迅速かつ的確に提供することで、市民の市政に対する理解を深め、市民参画と協働を促進するとともに、当市の行政施策情報を全国に発信することを目的として、「広報おおだ」や、各担当部署が発行するチラシなどの紙媒体の配布、ホームページによる随時の情報更新、CATVによる行政情報番組の放送、音声告知放送や随時のデータ放送、市長による定例記者会見等を行っている。

インターネットが普及した現在においては、ホームページ等を活用した更なる情報発信の強化に努める必要がある。

### 方向と目標

- 市民と行政が対等な立場で「協働」によるまちづくりを推進し、「まちづくり委員会」やまちづくりセンターの活動を積極的に支援する。
- 定住コーディネーター等の配置による都市部などからの移住・交流を促進する。

### 施策の内容

#### 1 市民参画と協働によるまちづくりの推進

##### (1) 市民参画と協働によるまちづくり

- ①市民と行政の「協働によるまちづくり」を推進するために、「まちづくり委員会」やまちづくりセンターの活動を支援する。
- ②ボランティアグループやNPO等の市民活動団体との連携強化や育成を図り、市民と行政との協働による地域づくりを推進する。
- ③住民自治の推進を図るとともに、自治会や市民の自主的なコミュニティ活動を促進するための支援を行う。
- ④「地域おこし協力隊」などの受け入れによる集落機能の維持を図る。

##### (2) 定住促進

- ①地域資源である豊かな自然などを活用した田舎体験ツアーを実施し、交流人口の拡大を図り、定住へ結びつける。
- ②定住コーディネーター等の配置による都市部などからの移住・交流を促進する。

##### (3) 空き校舎の利活用

- ①学校統合に伴って生ずる空き校舎は、市民との合意形成により、利・活用を図る。

## 2 市民との情報の共有化の推進

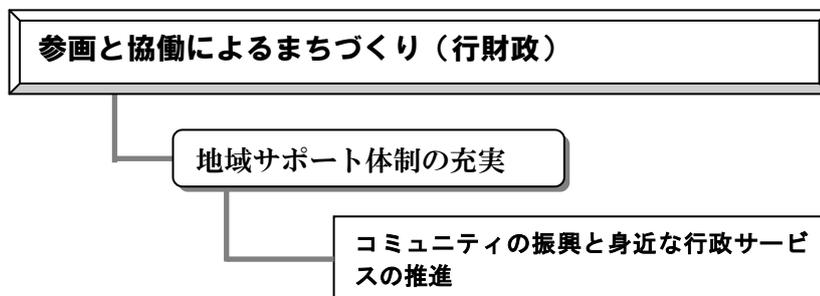
- ①行政情報を分かりやすく、正確かつ迅速に、いつでも享受できるよう、市民と行政の情報の共有化を推進する。
- ②広報については、あらゆる情報媒体をその特性を踏まえて利用し、情報発信に努める。
- ③市民への情報発信の重要性を認識し、情報発信力を向上させる研修等を実施する。
- ④市民の声をまちづくりに反映するため、市民と行政との対話集会の開催やパブリックコメントの実施、市民アンケートなど、市民が参画しやすい仕組みづくりを構築する。

### 主な施策と事業

施策	事業	付記
市民参画と協働によるまちづくりの推進	協働によるまちづくり推進事業	まちづくり総合交付金、まちづくり団体活動交付金の交付、まちづくりリーダーの育成支援等
	コミュニティ助成事業	市民が自主的に行う活動に対する助成（宝くじ助成事業）
	地域おこし協力隊員等受け入れ事業	都市住民等を対象とした「地域おこし協力隊員」を募り、集落へ派遣し、各種課題の対策にあたる
	定住促進対策等支援事業	定住コーディネーターの配置によるU・I・Jターン者等の支援、定住促進
市民との情報の共有化の推進	統合空き校舎の利活用推進事業	学校統合による空き校舎の利・活用
	広報広聴事業	広報誌の発行やホームページの充実による行政情報の発信
	ふるさと情報ネットワーク事業	ふるさと情報誌の発行（年3回）等

## 6-2 地域サポート体制の充実

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 コミュニティの振興と身近な行政サービスの推進

中山間地域を中心に、高齢化や人口減少のため、集落機能が低下している状況にあり、行政サービスの充実や地域におけるコミュニティ機能を維持し、更には、市民の主体的な活動や、行政のパートナーとしての協働関係を構築するために、平成 21 年度よりコミュニティ推進の基本単位を集約し、市内を 7 ブロックに分けての身近な行政サービスの提供、人材育成、まちづくりのサポート体制の充実とともに、活発なコミュニティ活動の促進等を図ってきた。

一方で、行政改革の一環により実施された「外部評価」においては、まちづくりのサポート体制の効率化や身近な行政サービスのあり方について指摘がなされた。

また、まちづくりの拠点施設であるまちづくりセンターにおいては、安全・安心の観点から耐震補強・施設改修を行う必要がある。

### 方向と目標

- コミュニティ活動の促進のため、地域づくり活動の支援や情報提供を引き続き行うとともに、効率的なまちづくりサポート体制を目指す。
- まちづくりの拠点施設となるまちづくりセンターの耐震補強・施設改修を行う。

### 施策の内容

## 1 コミュニティの振興と身近な行政サービスの推進

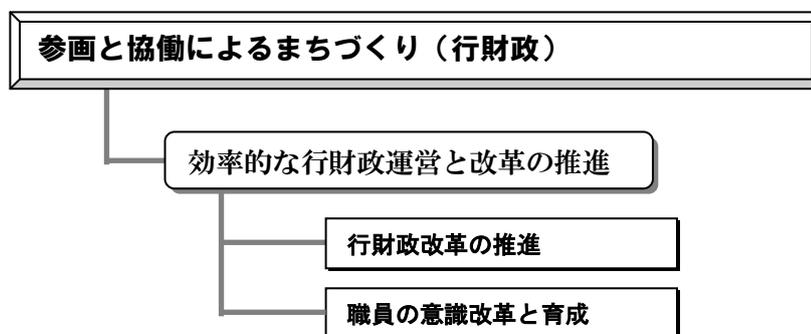
- ①市民が主体的に活動し、コミュニティ活動の促進を図るため、これまで実施している地域づくり活動の支援や、情報提供を引き続き行う。
- ②拠点施設であるまちづくりセンターについて、耐震補強、施設改修を行うとともに、自治会の活動拠点となる自治会集会所の建設・修繕費用について支援する。
- ③地域づくりの活動拠点となるまちづくりセンター職員のスキルアップにつながる研修を実施し、新たな事業展開を図るとともに、地域の人材育成と活性化につなげる。

### 主な施策と事業

施策	事業	付記
コミュニティの振興と身近な行政サービスの推進	まちづくりセンター補強工事	まちづくりセンターの耐震補強及び施設の改修
	自治会集会所建設（修繕）事業	自治会集会所の建設（改築）、修繕に対する支援

## 6-3 効率的な行財政運営と改革の推進

### 施策体系



### 現況と課題

#### 1 行財政改革の推進

##### (1) 行財政改革

当市は、「第2次大田市行財政改革推進大綱及び大綱実施計画」（以下「行革計画」という。）により、行財政改革を進めており、「行革計画」においては、「第1次行財政改革推進大綱」及び「集中改革プラン」を継承したうえで、市民との「協働によるまちづくり」及び市民参画の推進を第1の基本方針に掲げ、今後、さまざまな形で市政への市民参画を進める計画としている。

これまで、指定管理者の選定委員に民間委員4名を委嘱し、はじめて外部視点を取り入れての指定管理者の選定作業や、多様化する市民ニーズ、既存事業に対する評価等を把握するための一つの手法として、第三者による公開の場での「外部評価」を実施してきた。

今後は、職員の説明能力の向上・意識改革・資質の向上に努めつつ、より市民が納得する**成果重視型の行政運営**を進めていく必要がある。

また、市税等の納付方法については、収納率向上のために口座振替を推進しているが、納付書による納付が依然として全体の5割を占めている状況である。

「納付窓口」について市民の利便性を高めるため、各金融機関や市役所、各支所のみだけでなく、多様化を検討する必要がある。

##### (2) 行政システム

現在の行政システムについては、基幹システムとして「総合行政システム」（住民記録、市民税をはじめとする31システム）や「財務会計システム」が稼働しており、システムの安定稼働を図るためには、計画的なシステム関係・ネットワーク機器の更新を行う必要がある。

また、平成23年3月に発生した「東日本大震災」では、海岸部の市町村において庁舎が全壊するなどにより、重要なデータが失われ、システムが稼働できなくなるなど、行政事務が機能不全に陥った事例が多発したことから、当市においても、この事案を教訓として、費用対効果を含めて、

データやシステムの保全対策の検討が必要である。

加えて、近年「クラウドコンピューティング」という新しいシステム形態が注目されており、大規模災害時のデータ保全にも有効であり、また、複数自治体での共同利用による運用コストの削減効果も期待できると言われていることから、その利用についても検討を進めていく必要がある。

## 2 職員の意識改革と育成

地方自治体を取り巻く環境は、少子・高齢化、高度情報化などにより大きく変化している。また、地方分権の進展に伴って、地方公共団体には自主性を発揮しながら地域の実情に応じた施策展開と、創意工夫を凝らしたまちづくりの推進、新たな視点に立った行財政改革への取り組みが求められるなど、その役割はますます重要なものとなっている。

このような状況の中で、高度化・多様化する市民ニーズに応え、地域を発展させるためには、市民から信頼できる職員を育成し、行政評価の取り組みによる事務事業の見直しや、市民参加型の行政運営の推進などを積極的に行うことができる経営戦略と人材戦略が求められている。

当市においては、行財政運営の健全化・効率化に取り組んでいるところであり、そのための職員の能力向上が必須条件となっている。

今後は、「総合計画」等の各種計画、事務事業、行財政改革の推進には、市民の信頼と理解が必要不可欠であり、職員には、公務員が全体の奉仕者であるという自覚を持つことはもとより、人権尊重の視点に立って業務を遂行することが求められている。

時代の変化に対応し、質の高い市民サービスを提供するため、人材の育成が喫緊の課題となっており、職員の人材育成は、よりいっそう主体的・積極的に取り組む必要がある。

### 方向と目標

- 効率的、効果的な行財政システムによる自治体経営を確立するため、行財政改革に積極的に取り組む。
- 職員の意識改革と資質の向上を図り、時代の変化に対応できる幅広い人材育成に努める。
- 市民の視点に立った納付システムや行政システムを構築する。

### 施策の内容

#### 1 行財政改革の推進

##### (1) 行財政改革

- ①市民への分かりやすい情報発信・情報公開・情報共有を徹底する。
- ②あらゆる機会や外部評価などの手法を通じて、市民ニーズや意見、提言等を把握し、今後の行政運営に反映させる。
- ③選択と集中により、見直すべきことは直ちに直し、やるべきことは積極的に取り組む。
- ④全ての職員がコスト意識を持ち、業務を遂行するなど職員の意識を改革する。

⑤納付時間帯や、地理的な制限を解消するために、納税者がいつでも、どこでも納付できるよう「コンビニエンスストア」での収納等を検討・導入し、納税者の利便性を向上させる。

(2) 行政システム

- ①平成 24 年度に施行される改正「住民基本台帳法」に対応するため、住民記録・印鑑・選挙システムについてのバージョンアップを図る。
- ②その他の「住民情報システム」については、更新コストを抑え、また「コンビニエンスストア」での収納等に対応できるものとする。
- ③日々のバックアップについては、市内の他の公共施設内にデータを安全に保管できるなどの体制を構築する。
- ④県内他自治体との「クラウドコンピューティング」によるシステムの共同利用について検討を行う。

## 2 職員の意識改革と育成

- ①平成 19 年 9 月に策定した「大田市職員人材育成基本方針」により、職員研修・人事管理・職場管理を充実させる。
- ②平成 22 年度から管理職を対象として実施している「人事評価」の試行ののち、全職員を対象に試行実施する。

### 主な施策と事業

施策	事業	付記
行財政改革の推進	行財政改革推進事業	「行革計画」に基づく事務事業の見直し等
	コンビニエンスストア収納等導入事業	24 時間、全国の「コンビニエンスストア」で市税等が納付できる体制の整備等
職員の意識改革と育成	人材育成基本方針の推進	職員の人材育成・資質向上に努める
	人事評価制度の実施	能力、実績を重視した人事管理制度の実施
	職員研修	各種研修の実施

# **IV 付録・資料**



# 1 大田市総合計画策定委員会

## ■ 大田市総合計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 20 日訓令第 11 号

(設置)

第 1 条 大田市総合計画（以下「計画」という。）の策定を行うため、大田市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定について協議し、計画原案の作成にあたる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもってあて、委員会を総括する。

3 副委員長は、教育長をもってあて、委員長を補佐する。

4 委員は、各部長、議会事務局長、市立病院事務部長及び各支所長をもってあてる。

(委員会議)

第 4 条 委員会議（以下「会議」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 会議は、所掌事務を遂行するため、必要に応じ開催する。

3 会議は、委員長が招集し、議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第 5 条 委員会に、その事務を分掌させるための専門部会（以下「部会」という。）を置き、部会長及び副部会長は、各部長、議会事務局長、市立病院事務部長及び各支所長をもってあてる。

2 部会に、部会委員を置き、関係課長（会計管理者、室長、局長、場長、センター長、議会事務局次長、主査を含む。）をもってあてる。

3 部会委員は、資料収集及び計画素案のとりまとめにあたる。

4 部会の庶務は、各部管理係又は庶務担当において行う。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、政策企画課に置く。

2 事務局は、常に部会庶務と連絡をとり、円滑な委員会運営に努めなければならない。

(委任)

第 7 条 前条に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年訓令第 10 号の 25）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 22 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年訓令第 7 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 2-統計関係資料

### ● 地区別人口の推移

(単位:人)

地区名	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
大田	8,553	8,885	8,725	9,249	9,802	10,032	9,958	9,722	9,519	9,303	8,853
川合	3,339	2,905	2,613	2,504	2,666	2,647	2,482	2,385	2,259	2,075	1,918
池田	1,826	1,564	1,396	1,349	1,327	1,354	1,296	1,199	1,112	1,015	934
志学	1,648	1,418	1,251	1,213	1,114	1,037	949	846	761	687	628
多根	765	618	534	473	458	425	354	314	293	274	242
山口	904	751	627	575	558	506	433	386	376	364	327
富山	1,767	1,405	1,221	1,096	1,026	980	905	849	774	705	626
朝山	1,173	972	843	795	797	780	731	704	660	625	590
波根	2,532	2,274	2,031	2,133	2,038	2,079	1,905	1,774	1,630	1,560	1,425
久手	5,753	5,038	4,561	4,915	5,282	5,311	5,154	5,062	4,768	4,598	4,295
鳥井	2,108	1,824	1,649	1,219	1,303	1,330	1,357	1,358	1,355	1,334	1,249
長久	2,355	2,209	2,093	2,241	2,367	2,718	2,777	2,746	2,674	2,785	2,813
静間	2,482	2,202	1,969	1,901	1,946	1,933	1,888	1,797	1,682	1,589	1,466
五十猛	2,974	2,705	2,205	2,080	2,006	2,016	1,932	1,815	1,682	1,570	1,395
大屋	1,091	945	794	688	655	635	574	497	491	446	386
久利	2,313	2,019	1,748	1,601	1,607	1,578	1,555	1,453	1,386	1,400	1,447
大森	1,236	982	830	753	655	583	547	522	472	449	405
水上	1,414	1,169	1,055	937	861	817	756	711	668	616	566
祖式	1,245	999	838	728	663	635	597	519	462	403	349
大代	1,733	1,438	1,209	999	895	846	772	674	585	539	450
旧大田市計	47,211	42,322	38,192	37,449	38,026	38,242	36,922	35,333	33,609	32,337	30,364
湯里	2,036	1,674	1,335	1,173	1,062	1,033	934	850	768	685	636
温泉津	3,450	2,986	2,434	2,176	2,044	1,905	1,811	1,639	1,493	1,415	1,254
井田	2,333	1,957	1,560	1,321	1,276	1,127	1,034	950	855	747	658
福波	2,201	1,903	1,598	1,490	1,321	1,218	1,084	1,007	937	833	744
旧温泉津町計	10,020	8,520	6,927	6,160	5,703	5,283	4,863	4,446	4,053	3,680	3,292
仁万	3,404	3,022	2,679	2,551	2,563	2,545	2,547	2,436	2,392	2,326	2,209
天河内						524	503	499	466	463	454
宅野	1,533	1,326	1,115	1,010	986	947	847	780	720	661	620
大國	1,858	1,559	1,261	1,171	1,217	752	714	632	580	530	444
馬路	1,995	1,815	1,301	1,092	1,075	984	895	827	753	706	613
旧仁摩町計	8,790	7,722	6,356	5,824	5,841	5,752	5,506	5,174	4,911	4,686	4,340
合計	66,021	58,564	51,475	49,433	49,570	49,277	47,291	44,953	42,573	40,703	37,996

※旧仁摩町の昭和35年から昭和55年までは、「大國」の中に「天河内」が含まれる。

(資料:国勢調査)

### ● 地区別世帯数の推移

(単位:世帯)

地区名	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
大田	2,074	2,408	2,592	2,805	3,094	3,272	3,358	3,436	3,547	3,522	3,475
川合	753	737	696	685	716	715	701	688	700	689	651
池田	413	382	374	370	361	356	346	337	316	308	292
志学	380	357	348	356	340	324	306	290	273	266	262
多根	171	150	145	129	125	115	98	93	96	89	82
山口	183	166	152	146	140	136	130	124	125	127	118
富山	385	344	320	309	298	291	283	279	263	241	233
朝山	249	234	225	216	211	209	207	205	217	212	203
波根	602	586	563	614	601	595	570	551	541	521	483
久手	1,367	1,316	1,278	1,436	1,566	1,596	1,576	1,590	1,585	1,618	1,561
鳥井	500	485	491	380	391	396	414	424	440	445	435
長久	462	486	525	598	644	748	816	845	863	963	1,027
静間	603	583	567	552	563	545	539	523	524	517	498
五十猛	669	651	591	593	582	583	570	555	541	530	502
大屋	236	224	209	201	196	189	184	176	169	165	151
久利	521	485	457	447	446	434	429	441	452	466	491
大森	361	317	297	279	253	229	217	206	197	187	185
水上	337	287	280	266	254	248	236	234	229	214	203
祖式	274	253	244	225	215	212	194	182	177	164	153
大代	446	391	365	331	313	301	288	273	237	219	191
旧大田市計	10,986	10,842	10,719	10,938	11,309	11,494	11,462	11,452	11,492	11,463	11,196
湯里	523	476	422	391	379	362	348	332	307	293	267
温泉津	942	880	802	753	741	719	676	651	594	580	531
井田	559	517	473	435	425	404	381	350	319	299	273
福波	670	609	550	530	493	464	439	421	398	360	336
旧温泉津町計	2,694	2,482	2,247	2,109	2,038	1,949	1,844	1,754	1,618	1,532	1,407
仁万	826	789	769	765	776	785	811	819	840	834	820
天河内						176	182	183	179	174	171
宅野	374	334	319	303	299	307	293	280	270	252	238
大國	445	409	377	363	397	238	232	216	242	222	188
馬路	564	531	469	445	439	419	400	365	345	327	292
旧仁摩町計	2,209	2,063	1,934	1,876	1,911	1,925	1,918	1,863	1,876	1,809	1,709
合計	15,889	15,387	14,900	14,923	15,258	15,368	15,224	15,069	14,986	14,804	14,312

※旧仁摩町の昭和35年から昭和55年までは、「大國」の中に「天河内」が含まれる。

(資料:国勢調査)

● 歳入決算額の推移(普通会計)

(単位:千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳 入 総 額		22,136,638	20,907,557	22,713,888	23,460,568	26,432,313	24,073,115
自 主 財 源	市税	3,533,968	3,468,521	3,767,564	3,776,764	3,700,548	3,627,491
	分担金及び負担金	177,923	130,302	123,605	155,104	96,885	96,523
	使用料	383,969	369,573	496,601	492,066	450,971	414,650
	手数料	109,126	131,392	127,657	122,949	118,795	117,191
	財産収入	91,676	274,193	196,796	299,716	117,141	172,418
	寄附金	550	350	48,243	88,588	65,911	101,686
	繰入金	1,066,696	463,613	689,089	190,269	827,676	43,591
	繰越金	493,055	212,155	145,342	353,793	983,638	447,748
	諸収入	746,740	528,301	470,855	584,209	402,952	406,891
	計	6,603,703	5,578,400	6,065,752	6,063,458	6,764,517	5,428,189
	構成比	29.8%	26.7%	26.7%	25.8%	25.6%	22.5%
依 存 財 源	地方譲与税	488,773	627,572	338,555	284,271	265,792	264,007
	利子割交付金	18,244	13,311	15,490	16,353	14,384	14,351
	配当割交付金	4,835	8,157	9,339	3,562	3,222	3,974
	株式等譲渡所得割交付金	19,848	6,515	6,739	1,477	1,445	1,411
	地方消費税交付金	373,610	381,770	373,713	347,414	351,571	350,966
	自動車取得税交付金	96,324	101,860	96,636	77,230	52,508	41,901
	地方特例交付金	104,235	80,892	27,226	43,841	53,096	66,785
	地方交付税	9,358,103	9,438,847	9,358,461	9,782,345	10,098,319	10,662,904
	うち特別交付税	1,250,009	1,200,143	1,130,145	1,141,439	1,172,638	1,242,145
	交通安全対策特別交付金	6,797	6,561	5,794	5,283	5,095	5,207
	国庫支出金	1,242,540	1,530,228	2,344,993	2,690,842	3,299,010	2,730,072
	県支出金	1,905,326	1,200,619	1,632,465	1,374,842	1,774,204	1,525,448
	地方債	1,914,300	1,932,825	2,438,725	2,769,650	3,749,150	2,977,900
	計	15,532,935	15,329,157	16,648,136	17,397,110	19,667,796	18,644,926
構成比	70.2%	73.3%	73.3%	74.2%	74.4%	77.5%	

(資料:財政課)

● 歳出決算額の推移(普通会計)

(単位:千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費		5,135,673	4,666,720	4,431,425	4,297,983	4,418,330	4,283,979
扶助費		2,109,435	2,056,290	2,310,267	2,401,761	2,534,731	3,026,588
公債費	元利償還金	5,120,402	4,146,301	4,774,216	4,506,397	4,729,905	4,260,062
	一時借入金利子	613	815	1,003	59	1,536	449
	計	5,121,015	4,147,116	4,775,219	4,506,456	4,731,441	4,260,511
物件費		2,067,366	1,955,227	2,136,748	2,107,805	2,477,467	2,429,422
維持補修費		131,145	83,579	90,811	100,302	107,527	159,037
補助費等		2,041,062	1,583,582	1,543,979	1,539,900	2,982,709	1,496,958
繰出金		1,643,662	1,614,869	1,705,584	1,811,281	1,908,309	2,023,585
積立金		402,680	881,987	413,789	711,147	898,669	1,794,114
投資及び出資金、貸付金		255,999	229,259	296,559	462,919	405,250	410,856
投資的経費	普通建設事業費	2,787,218	2,666,396	3,217,615	3,829,133	5,130,196	3,022,022
	うち補助	657,007	875,272	1,215,940	1,656,988	2,214,282	921,769
	うち単独	1,941,248	1,616,283	1,761,582	2,005,151	2,747,760	1,979,476
	災害復旧事業費	229,228	877,190	1,438,099	708,243	389,936	415,680
	計	3,016,446	3,543,586	4,655,714	4,537,376	5,520,132	3,437,702
歳 出 合 計		21,924,483	20,762,215	22,360,095	22,476,930	25,984,565	23,322,752

(資料:財政課)

● 歳出決算額の推移・構成比(普通会計)

(単位:%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費		23.4	22.5	19.8	19.1	17.0	18.4
扶助費		9.6	9.9	10.3	10.7	9.8	13.0
公債費		23.4	20.0	21.4	20.0	18.2	18.3
物件費		9.4	9.4	9.6	9.4	9.5	10.4
維持補修費		0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7
補助費等		9.3	7.6	6.9	6.8	11.5	6.4
繰出金		7.5	7.8	7.6	8.1	7.3	8.7
積立金		1.8	4.2	1.9	3.2	3.5	7.7
投資及び出資金、貸付金		1.2	1.1	1.3	2.1	1.6	1.7
投資的経費	普通建設事業費	12.8	12.9	14.4	17.0	19.7	12.9
	うち補助	3.0	4.2	5.4	7.3	8.5	3.9
	うち単独	8.9	7.8	7.9	8.9	10.6	8.5
	災害復旧事業費	1.0	4.2	6.4	3.2	1.5	1.8
	計	13.8	17.1	20.8	20.2	21.2	14.7
歳 出 合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料:財政課)

### 3 用語解説(あいうえお順)

行	用 語	解 説
あ	歩く観光	点と点を線で結び、面に広げ、消費機会や交流機会の拡大を図る観光振興を推進する仕掛け。従来の石見銀山の主要資源（龍源寺間歩・大森の町並み）だけでなく、温泉津や仁摩、さらに周辺エリアも含めて広く「移動してまわること」を推進し、大田市全域での消費機会や交流機会の拡大を図る。
	依存財源	国や県から交付されたり割り当てられたりする財源で、国庫支出金、県支出金、市債、地方交付税などを指す。
	一括交付金	国によって用途が定められている補助金の代わりに、地方が用途を定めることができる地方交付金の名称。
	医療圏	第一次医療圏 診療所が中心となるもので、日常的疾病と日常生活の健康管理をする医療の圏域。 第二次医療圏 一般的な、又は、比較的専門的な入院と専門外来を中心とする医療の圏域。 第三次医療圏 高度、特殊な入院を中心とする医療の圏域。
	インフラ	Infrastructure の略。社会的な経済基盤と生産基盤とを形成するものの総称。道路、下水道、学校、病院、公園、公営住宅などが含まれる。
	NPO	Non Profit Organization の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。
	大田市地産地消の日	「大田市地産地消推進協議会」により設定。毎月第3金、土、日曜日。
	汚水処理施設	公共下水道(P159 参照)や農業集落排水施設(P162 参照)、浄化槽等の家庭や事業所等から排出される汚水を処理する施設の総称。
	温室効果ガス	温室効果を起こす気体の総称。二酸化炭素・フロン・メタン・亜酸化窒素等。
	音声告知放送	ケーブルテレビ(P158 参照)サービスの一つで、屋内に設置してある端末に向けて、行政情報や地域のお知らせなどを提供する音声放送のこと。
	か	改正耐震改修促進法
学社連携		学校教育と社会教育（家庭教育を含む）が一体となって取り組む教育・学習活動のこと。
割愛指導主事		現職教員が、市の要請により県教育委員会を一旦退職後、市教育委員会職員として採用され、学校教育に関する専門知識をもって、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的な指導にあたる場合の職務の名称。
神々の国しまね		平成24年の「古事記」編纂1300年、平成25年の出雲大社の「本遷宮」など、神話にまつわる大切な節目にあたり、島根県、県内各市町村及び民間団体が一体となって、神話のふるさと「島根」推進協議会を結成し、歴史文化に彩られる「島根」の魅力を、県内はもとより全国にアピールしていくための大型観光キャンペーン。主要イベントと

行	用語	解説
		して、「神話博しまね」が平成24年7月21日から114日間、出雲大社周辺を主会場として開催される。
	簡易水道統合計画	簡易水道事業等を平成28年度末までに上水道事業へ統合する計画のこと。なお、「統合」とは、経営を上水道事業会計に一元化することを表しており、必ずしも管路で施設を接続することではない。
	帰属利子等	金融業の生産額を定義するための特殊な帰属計算項目であり、金融業の受け取り利子及び配当と支払利子の差額を指すもの。
	救急救命士	国家免許を受けて、救急患者に対し病院到着前に医師の指示の下に、気道確保、除細動、点滴などの高度な救命措置を行う者。
	旧耐震基準	「建築基準法」において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年の法改正より前に定められた基準のこと。旧耐震基準は、震度5強程度の中規模地震を想定して規定されたもので、主に建築物の倒壊を防ぐための基準を制定。新耐震基準では震度6強から7程度の巨大地震でも倒壊せず、人に危機が及ばない耐震性能を持つことが要求されている。
	協働	これからの地域づくり、まちづくりのために、地域・行政がパートナーシップを発揮し、ともに汗を流し、行動すること。
	漁業集落排水事業	漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業。
	クラウドコンピューティング	サーバ(P159 参照)機器やソフトウェアを保有せず、事業者が保有している資源上のシステムを、ネットワークを介して利用する仕組み。利用者は、管理費や設備投資費が不要となり利用料のみ負担する。
	グリーンツーリズム	広義にはアグリツーリズムといい、「都市と農村の交流」のこと。実際には、農場で休暇を過ごすことであり、日本では一般に「グリーンツーリズム」と呼ばれている。基本は、農山漁村に住む人々と都市に住む人々とのふれあい、都市と農山漁村との住民同士の交流のことをいう。
	グローバル化	グローバルとは「地球的な」という意味。産業活動等、さまざまな事柄が地球的規模に組み込まれてきていること。
	ケアマネジメント	利用者が必要とする保健、福祉、医療等のサービスを受けられるよう調整するもの。
	景観行政団体	「景観法」に基づき、景観計画を定めることができる行政団体のこと。「景観法」とは、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するための法律。
	珪砂	主に石英粒からなる砂。硝子原材料として用いられる。
	携帯電話の不感地域	携帯電話サービスが1社も提供されていない、携帯電話の通じない地域のこと。
	ケーブルテレビ	ケーブルを用いて行う有線放送の内、有線ラジオ放送以外のもの。広義には、これを中心としてインターネット接続や電話（固定電話）などを含む複合的なサービスを指す。光ケーブル(P163 参照)などを用いてのテレビジョン放送やインターネット接続、電話などのサービスが提供できる。
	コアゾーン	世界遺産における文化遺産及び自然遺産を構成する資産のこと。
	公益事業者	「景観」に係る公営事業者は、電力会社、電話会社、テレビ放送事業者などの電線管理者のこと。
	高規格救急自動車	「救急救命士」による高度な処置が行える高度救命用資器材を積載し、法令で定められた、室内スペースの確保、また防振機能付架台を装備し認定を受けた救急自動車のこと。

行	用語	解説
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。
	合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。
	公債費	市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。
	高速大容量	通信において、データを送る間隔が短く、一度に送れる情報の量が多いこと。
	耕畜連携	畜産農家から、米や野菜等を生産している耕種農家へ堆肥を供給したり、逆に、耕種農家が飼料作物を生産したり、稲わらを収集して畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種農家と畜産農家が連携を図ること。
	高度情報通信基盤	光ケーブルで構築されたネットワークやケーブルテレビの施設。
	コーディネート	各部を調整し、全体をまとめること。
	コールセンター	企業の中で、顧客への電話対応を専門に行う部署。特に、消費財メーカーや通信販売事業者などが設けている一般消費者からの問い合わせ受付窓口となる大規模な電話対応センターのこと。
	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会のこと。町村・都市・地方等、生産・自治・風俗・習慣等で深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
さ	サーバ	ネットワークにおいて、パソコン利用者の処理要求に対し、自身の持っているプログラムやデータを提供するコンピュータのこと。
	災害時要援護者対策	災害発生時における高齢者、病弱者、児童、妊産婦等の要援護者の安全を確保するための対策のこと。
	サテライト	衛星。人工衛星。「本体から離れて存在するもの」の比喻としてよく使われる。
	サプライチェーン	個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながりのこと。
	サポーター	支持者。後援者。
	3R	Reduce・発生抑制、Reuse 再使用、Recycle・再生利用の3つの頭文字からの言葉。
	山陰ディスティネーションキャンペーン	JR グループ旅客6社（JR 北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州）と指定された自治体、地元の観光事業者が協働で実施する大型観光キャンペーンのこと。山陰地方を対象としたディスティネーションキャンペーンは、平成24年秋期（10月～12月）に開催される。
	産学官連携	大学や研究機関が持つ研究成果や教授等の知識・経験等を、民間企業が活用し、経営の改善に生かしたり、製品化・実用化に結びつけたりする仕組みのこと。
	三瓶山広域ツーリズム振興協議会	平成23年7月、大田市・飯南町・美郷町、島根県、観光関係団体など8団体により設立。三瓶山を有する大田市・飯南町・美郷町が連携することにより、三瓶山の魅力を効果的に情報発信し、1市2町が有するさまざまな観光資源を結びつけることによりその価値を高め、三瓶山を中心とした広域観光振興を図ることを目的としている。
	CATV	Community Antenna Television の略。一般のテレビ番組のほか、地域情報などの自主放送やスポーツ、映画など多彩な専門番組を提供する有線テレビのこと。
	市債	特定の歳出の財源に充てるための長期の借入金。
	自主財源	市が自主的に収入できる財源で、具体的には市税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を指す。

行	用語	解説
	自主防災組織	地震や風水害などの災害から、自分たちの安全を守り被害を最小限にとどめるために、地域の人たちが自発的に防災活動を行う組織のこと。
	実質公債費比率	市税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合。
	指定管理者制度	平成 15 年（2003 年）の「地方自治法」の改正により、公共施設の管理運営を第 3 セクター(P161 参照)等に限らず、民間事業者や N P O 法人、ボランティア団体等に委託できることとした制度。
	島根大学医学部地域 枠学生	生まれ育った地域が、島根県内のへき地等であり、地域枠推薦入試により「島根大学医学部」へ入学し、へき地医療を中心とする島根県の医療に貢献したいという強い使命感を持った意欲ある学生のこと。
	重要伝統的建造物群 保存地区	昭和 50 年の「文化財保護法」の改正によって城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落、町並みの保存を図るようになった。大田市大森地区が昭和 62 年、大田市温泉津地区が平成 16 年にそれぞれ選定されている。
	種苗放流	魚それぞれの生育環境や生育条件に合わせ、自分で食料がとれるようになる大きさまで成長させて、自然環境に慣らしたうえで放流のこと。
	循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物となった場合は循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
	障害者自立支援法	障がい者及び障がい児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように定められた法律。障がい者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援を行うもの。
	小規模水道施設	50 人以上の者に飲用の水を供給し、かつ、水道法の適用除外となる水道施設のこと。
	小地域ネットワーク 体制	概ね小学校区を単位として、近隣住民の参加と協力による支えあい、助け合いの地域見守り体制のこと。
	消防・救急無線デジ タル化整備事業	「電波法」の改正により、現在使用しているアナログ方式の消防救急無線をデジタル方式に更新・整備するもの。
	食育	さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる取り組みのこと。
	新エネルギー	太陽光や熱、風力、地熱などの自然現象から得られ、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の中においては、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、水力発電、地熱発電、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス(P162 参照)熱利用、バイオマス発電、バイオマス燃料製造の 10 種類を指定している。
	人権尊重都市宣言	市民一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して平成 20 年 9 月 12 日に宣言。
	新臨床研修制度	平成 16 年からはじまり、大学の医学部（6 年制）を卒業後、2 年間で「初期臨床研修」として必修化し、複数の診療科で総合的に研修し、終了後は、特定の診療科で「後期臨床研修」を受けることができる制

行	用語	解説
		度。医学部生はこれまで、出身の大学病院で研修をしていたが、厚生労働省が指定した臨床研修病院の中から研修先を選べるようになり、症例の多い都市部の病院に希望が集中するようになっている。
	スキル	手腕。技量。また、訓練によって得られる特殊な技能や技術のこと。
	スクールガードリーダー	市教育委員会が学校安全指導員として警察官 OB 等を委嘱し、学校や通学路等の巡回、学校や児童、PTA や地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取り組みへの助言などを行う職務の名称のこと。
	ストック改修	既存住宅の改修、再生のこと。
	成果重視型の行政運営	職員人件費を含めて、「予算をいくら使った」ということではなく、目的を達成するために予算を投じ、「どんな効果をもたらされたのか」、「どれだけ市民サービスが向上したのか」、「市民満足度が向上したのか」という「目標に対する客観的かつ納得性のある成果（事実）」を確認し、評価する行政運営のこと。
	生活排水処理事業	浄化槽市町村整備推進事業により、浄化槽を整備する事業（特定地域生活排水処理施設）のこと。
	政府サービス生産者	政府サービスとは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービス。政府以外によっては、効率的かつ経済的に供給されないような社会の共通目的のために行われる性格のもの。政府サービス生産者には、上記の機能を果たす中央及び地方の行政機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や事業団など特定の非営利団体が含まれる。
	ゼオライト	天然の鉱物。土壌改良、脱臭、調湿等の効果がある。
	総合型地域スポーツクラブ	市民の日常的なスポーツ活動を活性化するために構想された市民型のスポーツクラブのこと。現在、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点に、市民が自主運営を行う開かれたクラブづくりの実験が進められている。
た	対家計民間非営利団体	個人の自発的な意思に基づく団体として組織され、その活動は利益を目的とせず、他の方法では便利に提供し得ない社会的・地域的サービスを家計に提供する団体。
	第3セクター	国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体のこと。地域開発・交通その他の分野で設立され、本来、国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。公営企業、民間企業はそれぞれ第1、第2セクターと呼ぶ。
	団塊の世代	昭和22年から昭和24年（1947年～1949年）ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のことで、他世代に比較して人数が多いところからいわれる。
	男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方自治体が、都市の住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、市民の生活支援等の各種地域協力活動に従事しながら、地域力の維持・強化を図り、当該地域への定住・定着を図っていくもの（隊員は住民票を移し、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事する）。
	地域ケア会議	高齢者を地域で支えていくうえでの課題を共有化し、課題解決に向け

行	用語	解説
		て協議すること。また、地域の相互ネットワークの構築を目指すもの。
	地域公共ネットワーク	教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所等を接続するネットワークシステムのこと。
	地域包括支援センター	平成 18 年 4 月 1 日から「介護保険法」の改正に伴い創設された機関で、市民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等さまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としている。
	地上デジタル放送	地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。
	地方分権	権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。
	2B型救急自動車	2つのベットを搭載した標準型救急自動車のこと。
	D I D 地区	Densely Inhabited District の略。人口集中地区のこと。人口 4 千人 / k m <sup>2</sup> 以上の国勢調査地区がいくつか隣接して、合わせて 5 千人以上を有する地区のこと。
	T M O	Town Management Organization の略。 「中心市街地活性化基本計画」に基づき、中心市街地を一つのショッピングモールと見立てて、商業に限らず、さまざまな業種構成等を一元的・総合的に管理・運営することをタウンマネジメントといい、このようなマネジメントを行う組織のことをいう。
	T P P	Trans-Pacific Partnership の略。環太平洋戦略的経済連携協定。加盟国の中で取り引きされる品目に対して関税を原則的に 100 パーセント撤廃しようという枠組みのことで、工業製品や農産品、金融サービスなどをはじめ、全品目について、平成 27 年（2015 年）をめどに関税全廃を実現するべく協議が行われている。
	デマンド型公共交通	バスの運行形態の一種であり、条件に応じて基本路線外の迂回路線を経由すること。利用者の要求により、バスの運行管理者（事業者）が利用者の希望する停留所まで迂回運行し、利用者の要求が無い場合には迂回路線を経由せずに運行する。
	電子自治体	高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで市民に提供できる自治体のこと。
	トータルパッケージ	一つの事業ですべてを賄うこと。ここでは、「街なみ環境整備事業」で最終の修景施設工事をすべて行うこと。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち市街地及びその周辺地域以外の区域に設置される下水道のこと。
	都市計画区域	市街地を含み、自然的条件、社会的条件を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域のこと。
な	ニーズ	必要。要求。需要。
	農業集落排水施設	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設のこと。
	乗り合いタクシー事業	10 人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗り合い事業のこと。所定のダイヤと停車地に従って運行し、利用者は路線バスに近い感覚で利用する。
は	バイオマス	バイオ（bio＝生物、生物資源）とマス（mass＝まとまった量）を合成して作られた言葉。生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。また、その生物体。生物資源。
	ハイリスク妊婦	妊娠 28 週未満の切迫早産、多胎妊娠、胎盤異常、重症妊娠中毒症、内科疾患合併妊娠など、出産に危険を持つ妊婦のこと。

行	用語	解説
	8020 運動	一生自分の歯で楽しい食生活と健康な日常生活を得ることを目標に「80 歳になっても 20 本の自分の歯を保とう」という運動のこと。
	ハッピーアフタースクール	特別支援学校（養護学校等）の通学児童を対象とした放課後や長期休暇時の保護・育成を行う事業のこと。
	パブリックコメント	行政機関による規制の設定・改廃にあたり、原案を公表して事前に市民から意見や情報提供を求める制度のこと。
	光幹線網	光ケーブルを市内全域に敷設することにより構築された情報通信基盤のこと。
	光ケーブル	複数の光ファイバ芯線を束ねて保護被覆を施してある通信ケーブルのこと。
	光ファイバ	石英ガラス又は、透明度の高いプラスチックを使った非常に細いケーブルのことで、この光ファイバに光を通すことで通信が行われる。
	1つのコンセプト	「歩く観光」という本市にとっての観光地域振興を推進するうえでのポテンシャルティ（潜在する力、可能性、潜在能力）が認められるキーワード。
	病診・病病連携、診診連携	病診連携：病院と診療所との機能連携。 病病連携：病院同士の機能連携。 診診連携：診療所同士の機能連携。
	フォローアップ	ある事柄を徹底させるために、あとあとまでよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。
	普通会計	地方財政の統計上、統一的な把握をするために用いられる会計区分のこと。当市では一般会計、住宅新築資金等貸付事業、大田市駅周辺土地区画整理事業を指す。
	プライマリケア	身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療のこと。
	プラスチック製容器包装	中身を出したり、使ったりした後、不要になるプラスチック製の容器（商品を入れるもの（袋を含む））や包装（商品を包むもの）のこと。
	ブランド	銘柄。商標。
	ベントナイト	粘土鉱物の一種。粘性、吸着性の性質を持つ。
	防災行政無線	緊急時に気象情報及び災害情報等を的確かつ迅速に発信し、平常時には行政からのお知らせなどを市民の方々に伝達する無線システムであり、当市では、情報基盤の整備として、現在のアナログ式防災行政無線設備について、経年劣化に対応するとともに、システムの統一化を図る整備を行うこととしている。
	ボーダレス化	境界がない。境界線があいまいな。国境を越えて人や物等が動いている国際社会から生まれた語。
	ホスピタリティ	心のこもったおもてなし。手厚いおもてなし。歓待。また、歓待の精神。
ま	マスタープラン	全体の基本となる計画、又は設計。
	モータリゼーション	自動車化。日常生活での自動車の一般化。自動車使用の普及。
	モニタリング	「世界遺産条約」第 29 条に基づき、遺産の保全状況に関して 6 年毎に実施する定期報告のこと。
	モビリティ確保	あらゆる種類の「移動」を意味するものであり、一人ひとりの移動を意味するとともに、地域全体の交通流動を確保すること。
や	有収率	給水する水量と料金収入のあった水量との比率で、水道メーターを通った水量（有収水量）を、浄水場等から給水された給水量で除した値のこと。有収率＝有収水量÷給水量。
	Uターン	Uターン：都会に出た後、出身地に戻ることに。
	Jターン	Jターン：都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。
	Iターン	Iターン：出身地に関わらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

行	用語	解説
	ユニバーサルデザイン	できる限り、すべての人が利用できるように施すデザイン手法のこと。住宅については、すべての世代に受け入れることができる整備方法。
	ユネスコ	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。それぞれの頭字語である UNESCO からきている。国際連合教育科学文化機関。国際連合の専門機関の一つで、教育・科学・文化を通じ国際協力を促進し、世界の平和と安全に貢献することを目的としている。昭和 21 年（1946 年）設立。本部はパリ。日本は昭和 26 年（1951 年）に加盟している。
	用途地域	市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて 12 種類に分け、「建築基準法」と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度のこと。
	幼保一元化	少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、文部科学省所管である幼稚園と、厚生労働省所管である保育所の一元化を図ろうとする国の政策のこと。
	予備芯	光ケーブルの中の現在通信に利用されていない光ファイバ芯線のこと。空き芯線。
ら	ライフスタイル	生活の様式。
	ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などそれぞれの段階のこと。
	リーマンショック	平成 20 年（2008 年）9 月にアメリカの投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことで、世界的な金融危機（世界同時不況）の引き金となったことに照らして呼ぶ表現のこと。
	リスク分散	危機管理の一種。互いに相関の低い、又は逆相関のリスクを組み合わせることで、全体のリスクを軽減させようとする事。
	ローリング方式	計画期間は同じ年数を保ちながら、当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との乖離（そむき離れること、はなればなれになること）を評価しつつ、計画の見直しを行い、年度毎に修正を加えていく方式のこと。
	6 次産業化	農山漁村が生産（第 1 次産業）だけでなく、食品加工（第 2 次産業）、流通・販売（第 3 次産業）にも主体的・総合的に関わらうことで高付加価値化を図り、活性化につなげていこうという考え方のこと。
わ	渡辺家	文化 8 年（1811 年）に建築された銀山附地役人「坂本氏」の居宅。明治時代後期に渡辺家の所有となった。平成 19 年度から平成 21 年度まで、保存修理を実施。

その結果、平成 22 年度末における地方債現在高（普通会計）は 338 億円に達し、実質公債費比率（普通会計）は 3 カ年平均で 19.6% となっており、平成 17 年 10 月の合併当初より数値の改善は見られるものの、依然としてこれまで整備してきた各種公共施設にかかる公債費の償還や、その維持管理費が市財政の大きな負担となっている。

また、景気の低迷による市税収の減少や、今後予定される一括交付金の制度等の影響により、将来に向けた施策遂行のための財源確保の見通しは、極めて不透明な状況となっている。

このような状況を踏まえ、今後の財政運営は、国・県の動向等に十分注視しながら、いっそうの歳入確保に努めるとともに、歳出においては計画的な事業実施に向けた事業の取捨選択、優先順位付けに併せ、経常経費の更なる節減を図る必要がある。

### ● 財政状況を表す主な指数（普通会計）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収支比率(%)	96.9	91.6	94.0	94.2	92.9	86.8
財政力指数(3カ年平均)	0.289	0.302	0.312	0.317	0.307	0.290
実質収支比率(%)	1.2	0.7	2.0	1.7	1.6	3.4
経常一般財源比率(%)	102.6	101.9	101.8	101.7	96.6	96.1
公債費負担比率(%)	29.7	26.5	29.8	28.0	26.4	24.0
公債費比率(%)	24.5	23.6	24.1	23.1	21.8	18.4
実質公債費比率(3カ年平均、%)	19.2	20.6	20.4	20.6	20.6	19.6
将来負担比率(%)	-	-	176.8	162.0	134.2	112.2
地方債現在高(千円)	38,939,932	37,520,453	35,925,041	34,866,151	34,504,342	33,782,005

(資料:財政課)

### ウ. 公共施設の整備状況

当市においては、これまでに遅れていた社会資本の整備や、市民福祉と生活環境の向上及び若者定住促進を図るための諸施策を積極的に進めてきた結果、主要公共施設の整備水準は向上した。

しかしながら、当市は、総面積が 436.12 k m<sup>2</sup>と広いうえ、地勢的にも市域の大半を中山間地域が占め、加えて、大小 500 余の集落が散在していることなどにより、地理的条件の悪い地域において、道路や上下水道施設等の整備が進んでいない状況にある。

今後においては、若者定住の促進や高齢化対策等を図る観点からも、生活インフラの更なる整備が必要となっているが、幼年人口の減少と、これに伴う総人口の減少が続く現状においては、これらの動向を見極め、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討したうえで、整備を行う必要がある。